

宮崎県立西都原考古博物館

研究紀要

第 3 号

*BULLETIN Saitobaru Archaeological Museum
of Miyazaki Prefecture*

Vol. 3

- 北郷泰道 ■ 石川恒太郎論 ————— 01
- 初木郁朗 ■ 明治～大正期の文化財保護を考える(一) ————— 17
- 東 憲章 ■ 非破壊的手法による遺跡情報の収集
～宮崎県立西都原考古博物館における地中レーダー探査の実践～ ——— 28
- 高橋由香・竹中正巳 ■ 宮崎県川南町上垂門火葬墓出土の蔵骨器内火葬人骨 —— 51
- 日高敬子 ■ 西都市永野原古墳出土金銅張装柄の保存処理 ————— 56
- 渡部誠一郎 ■ 学校教育における博物館利用の手引きをつくる ——— 60
- 鳥原孝仙 ■ 古代生活体験館における常設講座 ————— 66

2007.3



特別史跡西都原古墳群（台地部）



男狭穂塚女狭穂塚陵墓参考地 地中探査事業
地中レーダー探査の実施状況

序

ここに「宮崎県立西都原考古博物館研究紀要」第3号を刊行し、御指導と御支援を賜りました皆様方に感謝の意を添えてお届けいたします。

「考古学を通じて過去を知り、今を認識し、未来を創造する活力を築く博物館」を目指してスタートした当考古博物館も、開館して3年の歳月が経過いたします。この間、日韓交流展を基軸に据えた特別展や新たな取り組みである常新展示も職員一同の弛まぬ努力により着実にその根を下ろし、館運営もようやく軌道に乗って参りました。

申すまでもなく、学芸員をはじめ博物館に勤務する職員は、調査、研究、収集、保管、展示等の活動を本業といたします。しかしながら、その業務は極めて多様で、しかも毎日が息つく暇もないほど多忙極まりない状況にもあります。

こうした中であって、職員一人一人が自らが掲げたテーマに沿って継続的に調査、研究に当たり、その成果をまとめるには並々ならぬ努力と精神力を要するものであります。

ここに掲載いたしますものは当館職員がそうした厳しい状況の下、ひたすら業務に専念する傍らでまとめ上げた一年間の成果であります。本県考古学の先賢論や当博物館の貴重な調査研究である地中レーダー探査、さらには博学連携への取り組みなどについて発表し、報告するものであります。

皆様方には、本研究紀要を御高覧いただき、忌憚のない御助言を賜ればとお願いを申し上げまして、刊行に当たりましての挨拶といたします。

2007年3月

県立西都原考古博物館

館長 本田建次

石川恒太郎論

北郷泰道

1 はじめに 一石川恒太郎小論一

宮崎県立西都原考古博物館の展示の一角に、どうしても入れなければならない人物が居た。「考古学研究所」の「考古学特講教室」としたコーナーでは、大正時代の西都原古墳群の発掘調査など、宮崎県の考古学史を紹介しているが、その中で先達石川恒太郎を紹介し、その原稿や蔵書、そして製図ペン・クリノメーター・カメラ等の愛用品を展示している。石川の存在を抜きにして、今日に至る宮崎県の考古学を語ることはできない。

以下は、その展示の説明文「石川恒太郎小論」としたものであるが、本論の要旨をなすものであることから、ここに掲載する。「石川恒太郎」を論じることは、他ならず本県の黎明期から確立期にかけての考古学史を論じることである。石川と同じ発掘調査の現場に立つことのできた最後の世代の一人として、書き留めておかねばならないことがある。

大学や研究機関あるいは行政機関に属することなく、在野にあって考古学界を導いた考古学の巨人たちがいる。長野の藤森栄一、福岡の原田大六など、そして宮崎には石川恒太郎がいた。

石川は、昭和初期の段階には、社会経済史を中心に研究を進め、日本経済史学会の研究雑誌などに論文を投稿していた。この時期の、最大の成果が『日本浪人史』である。この本は、再版を熱望されたように、出版後も永い間高い評価を受けてきた。

こうした石川が、考古学研究に専念しはじめたのは、上代日向研究所が設立され、県北地区調査の特別委員に委嘱された、延岡市在住の1941(昭和16)年を前後する時期からであった。このころ、経済史的観点と考古学的方法論、さらに理化学的分析を踏まえて、金属滓遺跡の研究に着手し、『考古学雑誌』誌上で金属関係の学者との論争も行っている。その成果は、やがて『日本古代の銅鉄の精錬遺跡に関する研究』として結実していった。今日では一般的になった理化学分析をいち早く取り入れた石川の研究姿勢は、いわゆる「科学的精神」の具体的実践として理解することができる。

1953(昭和28)年から宮崎市に拠点を移して後は、嘱託や特別委員、調査委員などといった形で、本県の埋蔵文化財の発掘調査などに当たった。その蓄積は、地域考古学の集大成である『宮崎県の考古学』、さらに南九州の独自性の象徴である地下式横穴墓についてまとめた『地下式古墳の研究』などに生かされていった。これらの著作を通して見えてくる石川の歴史観や世界観の根底には、科学的精神に裏打ちされた経済史的視点と、地域史に根ざそうとする姿勢があったように思われる。

さらに、こうした逸話がある。旭台地下式横穴墓群(高原町)の発掘調査は、開発事業を後追いつける形で行われたが、ほとんど床面まで削平され、誰もが見落としていた地下式横穴墓の存在を指摘し、掘り出して見せたという。また、体調を崩した晩年、浄土江遺跡(宮崎市)の近くに住居を構えていた石川は、その発掘調査の現場にふらりと姿を現し、「生涯、発掘調査の現場に立ちたい」と独り言のように話した。

石川は、本県の埋蔵文化財保護行政の体制的基盤が整うまでの間、ほとんど一人で本県の考古学を支えた。こうした逸話は、考古学上の人間関係は別として、生活面では孤立無援と言った厳しい

状況の中で、常に遺跡と真摯に向き合い、本県の考古学を牽引してきた実績や自負から生まれたものであった。

全国的に、こうした在野の考古学の巨人たちも鬼籍に入り、これからは二度とは生まれてこないであろう。しかし、本県でのこの在野の系譜は、石川を「大先輩」として敬愛し、共に歩いた西都市在住の日高正晴（現宮崎県考古学会長）に引き継がれている。

1900（明治33）年 宮崎県日向市に生まれる

県立延岡中学校（現延岡高校）を経て、専修大学卒業

日州新聞、大阪毎日新聞記者、延岡市嘱託（市史編集主任ほか）、上代日向研究所特別委員、延岡貨物運送自動車株式会社経理課長兼庶務課長、宮崎県労働委員などをつとめる

1952（昭和27）年 延岡市文化功労賞

1953（昭和28）年 宮崎市に移り、県企画局嘱託、宮崎市嘱託、県文化財調査委員、県文化財専門委員、宮崎市文化財保護審議会委員となる

1960（昭和35）年 宮崎県文化賞

1970（昭和45）年 文化庁長官表彰（文化財保護功労）

1971（昭和46）年 勲五等瑞宝章

日本考古学協会会員 宮崎県文化財保護審議会委員 宮崎県史編さん専門委員
宮崎考古学会名誉会長

1990（平成2）年 永眠

〈主な発掘調査〉

国富町六野原古墳群、九州縦貫自動車道関係遺跡、県内各地の地下式横穴墓など各時代の遺跡発掘調査

〈主要著書〉

『日本浪人史』（昭和6年 春秋社）

『日本古代の銅鉄の精錬遺跡に関する研究』（昭和34年 角川書店）

『宮崎県の考古学』（昭和43年 吉川弘文館）

『地下式古墳の研究』（昭和48年 帝国地方行政学会）

2 原点を『日本浪人史』に読む

石川の原点を理解するのに、絶好の著書がある。1931（昭和6）年に刊行された『日本浪人史』である。31歳で著したこの書に、石川の資質のすべてが集約されている。

「浪人は失業者であるが故に浪人生活の史的研究は、生活を否定された者が各時代の一般的生活殊にその社会の生産方法と如何なる関係をもって生きて来たのかの研究である。」と述べ、自著の主旨を自ら位置づけている。後に述べるように、その視点は鋭い。

同書の成立した背景には、1929（昭和4）年のニューヨーク株式市場の大暴落に始まる世界恐慌があった。初版の「自序」に述べているように、当時石川は大阪毎日新聞社に勤務していたが、「自ら味わった痛烈な失業苦が執筆の動機」と述懐している。石川は、後の『宮崎県の考古学』の中で、大正時代の西都原古墳群発掘調査の罪過について、

当時の学問水準から「宮崎県の古墳の年代をはなはだしく若い」と定義づけたこと、そして、その後の古墳の大盗掘への引き金となったことの二点を上げている。まさに『日本浪人史』の著された年にかけて起こったあの持田古墳群の大盗掘事件こそ、この不況下に生まれた不幸な事件だったのである。

ともあれ、1980（昭和55）年の『日本浪人史』の「再版によせて」の中で「私がこの書物を書いた時から間もなく日本は満州事変から支那事変、さらに太平洋戦争へと進み、さらに敗戦から今日に至りましたがその間私は古代史の研究から考古学へと進み、現在では殆んど南九州の考古学的研究に没頭致して居ります。」と記しているが、まさにこの初版からの半世紀こそ、これから追おうとする石川の研究者としての軌跡であり、それは同時に宮崎県の考古学の黎明期から確立期に重なるのである。

横井清の解説を付して、西田書店から刊行された再版には、網野善彦が「本書は、戦前、自らの深刻な失業苦を体験した著者が、そこから出発し、広い視野の下にこうした未開の分野に切りこんだ先駆的な労作である。」と評価し、また「われわれは民間史学の伝統が脈々とそこに息づいているのを知ることができる。」と、同書の歴史的位置付けを示し、推薦文を帯紙に寄せている。同書を通して見える石川の原点については、横井の解説が的確に表していると思われるので、引用が長くなるが、その記述に添って確認したい。以下、引用文中の「著者」は石川、「筆者」は横井である。

横井もまた、網野と同じく「在野史学の一所産」「一つの先駆的業績」と評した上で、「古代末期より近世初頭にいたる間の「浮浪」の問題をめぐって、とくに身分上の差別・被差別が実際にはどのようなものであったか、また彼らの生活実相はどのようなものであったか、という関心に立って多少研究をつづけてきた筆者であるが、まことに残念なことに半世紀ちかくも前にこのようにすぐれた通史が出されていたのを全く知らなかった。」と石川の先見性を指摘し、自らの不明を素直に述懐している。

同書が著されたのは、まさに「あらゆる社会運動・文化運動への弾圧の強化があり、やがては、天皇制ファシズムの昂揚のなかで、日本は長大なる侵略戦争へと踏みこんで行った」時期であった。だが、この過酷な時代状況を通過せねばならなかったのは、もとより石川だけではない。しかし、その時、個々の資質が試練に晒されているといえる。

「まず第一に「痛烈な失業苦」という六文字には、著者個人だけのこととして収まらぬ日本近代民衆の痛苦がこもっていること、第二には、そのような歴史の動きと民衆の苦悩のなかでこそ、『日本浪人史』が書きつがれていたこと——、この二つの点をしっかりと見すえて再読三読し、未来をきりひらくための知識や視点を獲得されるように要望する。」として、横井は続ける。

「どうしてこのような事態になってしまったのか、という疑惑であり、やはり社会の仕組みに矛盾（傍点：原文）があるからだ、という実感であり、そのような想いは何とかせねば……という積極性をも心の中に根づかせて行った。著者自身は語っていないが、そうした当時の民衆の気持ちは、「時代の心」として、したたかに著者の胸底に響き、自分

は幸いにして職にありつけたとはいえ、社会の動きをば眼前の民衆の悲惨さをつうじてまとも心身に受けとめねばならない記者としても何とかしなければ……、という切実さが、この本にはこもっている。」とし、石川の意識下にある瑞々しい感性に思いを寄せている。

「しかも、突き動かされた“方向”が、歴史の回顧、歴史からの教訓を探るという“方向”に向いたのは、あきらかに著者の学究的資質の強さを証立^マてるものであったと筆者は感じる。」この点は、石川の個別的な生活感覚に根ざした資質に出発するが、問題はそこから先へ、如何に歩みを進めることができたかであり、社会性へと止揚していく研究者としての視点を持ち得ていたのかにある。その点については、次のように指摘する。

「生活を否定された者が各時代の一般的生活殊にその社会の生産方法と如何なる関係をもって生きて来たのか」という石川の視点を「ずいぶん質の高い視角」として評価した上で、横井の関心に引き寄せ、「近代日本の資本主義的發展（近代化）の足跡において、とりわけいけば一九四五年以降の政治や社会の“変化”の問題に関わって、被差別部落の歴史を“社会の基本的生産関係”（傍点：原文）から疎外されつづけてきた者の歴史として見るか、それとも否か——が、あらためて問い直されたからである。」として、「本書の内に一貫する基本視点——、すなわち浪人といえども浮浪人といえども、それぞれが生きた時代の社会においては「生産」ということに無関係であったわけでもなく、むしろ積極的な役割を荷^マう面があったに相違ない——という基本視点の重要性を、「時代」を超えて連想させるのだ。」と整理している。

「生活を否定された者」たるアウトローが、歴史に確かな実像を残さないのではなく、社会の原動力の確かな部分を担うという逆説的な点に、石川は覚醒している。この視点こそ、石川の白眉であり、私達が学ばなければならない視点であると思う。

つまり、付け加えて言えば、石川が時代情況を通じて感知し、普遍性へと止揚した道筋とは、疎外され・差別された人々を、その事をもって歴史の上から抹殺し去る「日本史学」の在り方そのものを批判し、正当に歴史の中に位置付けていく研究者の営みを意味しているのである。これは、その後の横井や網野が辿った道程そのものであった。

そして、当然のことながら「執筆当時の日本史学の水準に」規制され、「種々補足さるべき諸点」があることを指摘しつつも、「ありのまま、もとのままの姿形や息づかい（傍点：原文）によって、一つの「時代」の証言として、日本の歴史に刻みこまれることを希うものである。」として続ける。

「古典」「名著」の復刊は、読み手の心意気一つで、その意義が左右されよう。本書もまた、その例に洩れぬ。原型のままでこそ、その苛烈な「時代」の一証言なのだし、また叙述中の史実一々の再詮索は、あきらかに、この一書を一つの頼りとして研究を進めようとする後進たちの任務であり、責任であると思う。」として、得てして先学の不備を論うのみで、その論拠となる基礎に正しい評価を下すことができない後学の非建設性を諫めている。

『日本浪人史』をまとめて程なく、1937（昭和12）年に石川は衆議院選挙に立候補し、

落選した。どのような政治信条を掲げて選挙戦を戦ったのかは知らない。だが、政治参加は挫折した。その年、月刊雑誌『あがた』を創刊し、地域史の研究に一歩足を踏み入れることになるのである。しかし、そこには『日本浪人史』以降、時代の荒波の中に翻弄された石川の変節というべきものが見える。だが、果たしてこれを「変節」と理解すべきか。

この『あがた』は、「日向精神文化研究所（傍点：北郷）」として石川が主宰し、編集兼発行人を務めるものであった。この雑誌の位置付けは、「精神」という言葉にも表れているが、誌面のあちらこちらに「皇紀二千六百年」や「祝皇軍戦勝」などの文字が踊っていることから容易に理解することができるであろう。1940（昭和15）年の第三巻第三号では、「紀元二千六百年紀年 神武天皇と日向」とした特集が組まれ、石川は「建国発祥」と「神武天皇の御東征と日向」なる論文を発表している。これは皇国史観に基づく論文以外の何ものでもない。もとより石川が主宰するものであれば、雑誌全体を貫く時代への強い同調についても、石川が全責任を負っているとみななければならない。

つまり、1941（昭和16）年の「古代文化学会設立趣意書」に見られるように、稲村坦元・江上波夫・大場磐雄・桑山竜進・甲野勇・後藤守一・篠崎四郎・杉原荘介・直良信夫・馬場修・樋口清之・肥後和男・七田忠志・藤森栄一・丸茂武重・三森定男・矢島清作ら官学アカデミズムから離れた在野研究者を中心とした学会が、翼賛体制的傾向を示したのと同様、時代に対する先見性を持ち得た石川も例外ではなかったのである。

戦後に出版した『宮崎県の考古学』の「研究史の展望」のはじめの部分で、『記・紀』神話を歴史事実とすることを「もちろん今日から見ればおかしなことであるが、終戦前までは『記』『紀』は日本の古典としてその記録は歴史的事実と信ぜられ、国家権力をもってこれを支援されたのであるから、県下の史家がこのような方向をたどったことは当然であった。」とさりりと述べ、同書の「はしがき」の中で「ただ学問の道は厳しいものであり、考古学はその意味において遺跡や遺物に対面して、その科学的研究の結果によるのみ結論を出すべきものであることは言うまでもない。」として神話・伝承との距離感を示し、また後に触れる『日向ものしり帳』の中でも、日向神話を取り上げ語りながら、「われわれは神話と歴史を混同しないことがたいせつでしょう。」と述べている。

こうした石川の文章の行間に、あの戦前・戦中という時代を通過するなかで、多くの踏み絵を踏まなければならなかったことの過酷さを知るが、しかし石川の強い内省を感じることはできないのである。

このことは、近藤義郎が「戦後日本考古学の反省と課題」（『日本考古学の諸問題』考古学研究会十周年記念論文集刊行会、1964年）で指摘しているように「戦前戦中の歴史学は、よく知られているように、天皇制国家権力のきびしい抑圧の下に、その発達を阻止され歪められてきた。なかでも考古学は、皇国史観の根源となった「神代史」や古代天皇制讃仰の歴史と、ほんらい真向から対立する客観的な資料の性格をもっているため、その正しい意味での発達に対しては、異常なほどにきびしい社会的・政治的・イデオロギー的制限が加えられていた。」と指摘したように、石川もこうした時代を生きなければならなかつ

た研究者の一人であった。

「今日学界の重鎮・中核を形成している人々のほとんどは、そうした困難な条件と、皇国史観に発する政治的社会的イデオロギー的な直接間接の圧力の下に、よかれあしかれ研究をすすめてきた人たちである。」として「ごく一部には、皇国史観に積極的に妥協し追随し自らの科学性を犠牲にした研究者も生じたし、それと反対に皇国史観に公然と反対し考古学の科学性を主張して弾圧された研究者も現^マわれたが、研究者の大勢は、現実から目をそらし、思想性をぬきとることによって、個別的な考証、個別の事実に対する実証的形態的研究に沈潜する方向を歩んだ。」

続けて「すなわち、考古学は現実^マに眼をとじ思想の介在を拒否することによって、その「最低の科学性」を保つことができたのである。」とするのが近藤の総括であった。しかし、学史的総括として高く評価されたこの近藤の総括自体、多くの問題点をはらんでいる。

この分類に従えば、石川が「公然と反対」したのでないことは明らかである。では、戦争へと傾斜する時局に同調する発言をした考古学の泰斗濱田耕作、先の「古代文化学会設立趣意書」に名を連ねた研究者の一人一人の誰が、「ごく一部」であったのか、「大勢」であったのか。何れも後者であるとすれば、ここで近藤が「ごく一部」として例外的な位置付けを用意し、「大勢」という枠組みの中に、ある意味救済しようとするのは、「今日学界の重鎮・中核を形成している人々」、つまり戦後もなお影響を持ち続ける研究者への配慮があり、このことが微妙なぶれが生じさせていると言わなければならない。

この「大勢」の研究者こそ、「皇国史観に積極的に妥協し追随」するものではなく「現実から目をそらし、思想性をぬきとる」としても、「皇国史観の根源となった「神代史」や古代天皇制讃仰の歴史」に基づく庶民的日常用語を使って生きていたはずである。「ごく一部」と「大勢」とは、生活者としては何ら変わることがない姿をしていた。そうであれば、『あがた』を刊行し続けた石川には、どのような位置付けが与えられるのであろうか。その時局への同調を批判し、あるいは論うことはできるが、それは同時代・同世代の中では、市井の臣の感覚としては、それ以上でもなく以下でもない、と捉えるしかないのではないか。

このことは、研究者の社会的責任を問うた近藤自身が、1970年を前後する「日本考古学協会解体闘争」のスローガンのもと、考古学と研究者の社会的責任を問う学生達の前で「沈黙」せざるを得なかったのは何故か、という問いにつながる。まさに戦前・戦中と同様に、研究者の社会的責任が問われていることから逃避したとして、当時批判に晒されたように、「平和」な時代においても自らの社会的責任が常に問われていることを、自覚しているか否かに全ては集約されるのである。「沈黙」を指弾しているのではない。果たして私達自身がどのような時代状況の中でも、ぶれることのない自己を保持し得るのかを自問しているのである。

石川がマルクス主義、そして唯物史観に触れていたことは、フリードリッヒ・エンゲルスの『家族・私有財産及び国家の起源』などを引用していることなどから伺うことができ

るし、蔵書の中のカール・マルクスの著作などは、1920年代に刊行されたものが主なものであることから、20歳代の学生時代を中心とした時期に、これらの書物に接したと思われる。一方、実生活の上では戦後、県の初代の労働委員として先頭に立ち、また自らも語るように、組合の運動にも関わり、労働運動に強い関心をもっていた。しかし、そのことも、石川がマルクス主義者であることを意味していないし、唯物史観を自らの思想の中に肉体化し得ていることも意味していない。

では、石川がどのような歴史観・世界観、そして思想をもっていたのか、その著作を通して積極的に読みとるのは難しい。それは、『日本浪人史』の中に垣間見ることのできる歴史観・世界観を、それ以降、石川が自ら思想的に鍛え上げ、それを肉体化することがなかったためと思われる。「無思想の思想」は、思想の輪郭への深い懐疑である。

しかし、この事を否定的要因として指摘しているのではない。「大勢」の極めて日常的な生活者の姿をした研究者がそこに居るのである。ただ、石川は「学究的資質の強さ」故に、時代の・歴史の矛盾を鋭くつくことができたし、把握することができたのである。

「大勢」は、生活者としての日常感覚の中で生きるものであり、そのことは何ら問題とすべき事ではない。「大勢」がそうなのだから。しかし、この「大勢」こそ、時代を決するのである。だから、「大勢」の覚醒が必要なのだ。そして、「大勢」の次の課題は、その覚醒を実行へと形にすることができるかが、最後の課題なのである。

3 体現する考古学史

石川ほかの連名となっているが、「宮崎県考古学の歩みと展望」(『宮崎県史』資料編古代1、1989年)は、大半は再録に近い形で、石川の『宮崎県の考古学』の「研究史の展望」の記述によっている。この石川が記した考古学史こそ、最も精緻な宮崎県の考古学史となっている。

石川が考古学の発掘調査に本格的に関わるようになったのは、上代日向研究所の特別委員として1942(昭和17)年の六野原古墳群の発掘調査に加わった時からであった。奇しくも、先に触れた「古代文化学会」の設立の翌年であり、六野原の発掘調査の原因が陸軍飛行場建設であったように、時代は大きく傾斜していった。

こうした中で石川は、再び三度、時代に翻弄されたといってよい。石川が一度だけ県に奉職する機会があった。上代日向研究所は、1940(昭和15)年に「紀元二千六百年記念事業」として設立された。そして、1942(昭和17)年には組織の強化が図られ、京都帝国大学の梅原末治を常任顧問とし、知事が所長を兼務し、この時、石川を主事として職務に就かせる計画であったのである。しかし、折から時局は悪化する一方で、ついにその計画は実現しなかった。さらに、戦後には一転して「上代」が「かみよ＝神代」に通じるとして、「郷土文化調査室」として県立図書館に吸収され、1948(昭和23)年には廃止されるに至るのである。

こうして石川の奉職の機会には失われた。この一連の出来事のなかで石川の置かれた立場

は、まさに時代状況を反映するものであり、それを象徴するものであるように思う。このことを果たして石川は悔やんでいたであろうか。

この行政上の挫折を受けて、石川はその後延岡に職を得て在住していたが、1947（昭和22）年から動き始めた駒井和愛を筆頭とした東京大学、早稲田大学などの在京研究者を中心に組織された「日向考古調査団」に参加している。そして、宮崎神宮徴古館へ郷土文化調査室の遺物や書籍等が移され、県立博物館が誕生したのは1951（昭和26）年のことであった。同年には県教育委員会に「文化財調査委員会」が設置されその委員となり、新たに地元の研究者によって再編成された「日向遺跡調査団」のもと、在野の研究者として石川が本格的な活動を開始したと言ってよい。

前者は「日向遺跡調査」、後者は第1次・2次の「日向遺跡総合調査」として、県内の遺跡の発掘調査による解明が進められた。しかし、戦後のこのような解き放たれた空気の中で、一見華々しく次々に打ち出される調査は、確かに石川の活躍の場となったが、同時に、その後石川が奉職することを逆に妨げたし、また宮崎県としての埋蔵文化財保護行政の体制の充実を阻む結果ともなったのである。つまり、常勤体制ではなく、非常勤体制で「埋蔵文化財保護行政」を推進する、いわば宮崎方式として、その後1970年代まで続くのである。「四国の高知か、九州の宮崎か」と揶揄された体制の貧弱さはここに始まったと言って過言ではない。それでも、1955（昭和30）年には「宮崎考古学会」が組織され、その初代委員長と石川はなった。また、1965（昭和40）年には同会の改組が行われ、引き続き初代会長として石川が就いた。中心となる人物は、石川において他にいなかったのである。

野口逸三郎が『日向遺跡総合調査報告』第一輯（1961年）の序文でその研究史的な位置付けを述べているように、「日向の先史並びに歴史時代の遺跡を三ヶ年計画をもって、総合的、組織的に発掘調査し各時代文化の連繋を明らかにするとともに遺跡と資料の統一保護をはかり、併せて初心者による遺跡の乱掘と資料の散逸滅失を未然に防止して文化財保護行政の円滑な運営をはかることを目的として、昭和三十四年度から日向遺跡総合調査を行うこととなった。」

初年度は串間市下弓田遺跡、2年度は高千穂町陣内遺跡、そして最終年度の西都市国分寺跡の発掘調査が行われたのは、1961（昭和36）年12月のことであった。調査に参加したのは、文化財保護委員会斉藤忠、九州大学教授鏡山猛、同研究生小田富士雄、同大学院学生轟久嗣郎、大川清、県文化財専門員日高正晴、県立博物館長柳宏吉であった。だが、何故か、過去2回の発掘調査に参加している石川の名が見えない。

「今回の調査中、石川恒太郎（県文化財専門委員）、田中熊雄（宮崎大学学芸学部教授）、鈴木重治（県立博物館学芸員）等の考古学関係者の来訪があった。」と小田富士雄が、報告書の「調査経過」の中で記している。しかし、真相は、次のようであった。

その日、小田がトレンチの中で発掘を進めていると、頭の上を怒鳴り声がかすめていった。斉藤の姿は、気付くとその近くには、既に無かった。小田は、顔を上げることができ

なかった。どうやら石川に一言もなく発掘調査が始まったこと、調査員から外されたこと、石川にとっては心外であり、怒っていたのだ。つまりは、「来訪」などではなく、石川が現場に怒鳴り込んだというのが真相であった。小田の思い出話である。

思うに、後の述べるように石川は生涯の中で忙しくしていた時であったために、何らかの行き違いが生じたためと推察するが、この逸話などは、宮崎県の考古学を背負って立つのは自分以外にないという気概と自負が迸ったものとして、むしろ純粋な石川の姿を伝えるものと思えるのである。

石川の考古学研究者としての先見性を示すものの一つとして、早くから関心を寄せていた金属製錬の問題がある。これは、「生産」をキーワードとする限り、『日本浪人史』に見られた「生産」の視点の発展継承されたもので、その基礎には思想として肉体化されていたかは別として唯物史観の理解があったと見てよい。

始まりは、1942（昭和17）年から1945（昭和20）年にかけての時期にある。『考古学雑誌』に発表した「上代の製銅遺蹟に就いて」（第32巻第12号）には、いち早く鉱業を専門とする西尾銈次郎から「石川恒太郎氏の「上代の製銅遺蹟に就いて」を見て」（第33巻第11号）とする批判が寄せられた。その後、石川は「所謂金属滓遺蹟に就いて—西尾氏の所論に答ふ—」（第34巻第2号）として反論を寄せ、それに対して西尾は「石川恒太郎氏の「所謂金属滓遺蹟に就いて—西尾氏の所論に答ふ」を駁す」（第34巻第7号）として再反論を行った。また、それに応えて石川は「所謂金属滓遺蹟の時代的考察—西尾氏の駁論に答ふ—」（第34巻第9号）と返し、加えてその後もさらに論文を起こしたが、戦局の展開に飲み込まれ、掲載の機会を失ったとしている。

論争の転換を示すため表題を詳しく拾ったが、「製銅」として出発した主題が、次には「金属滓遺蹟」とされている。つまり、製錬遺跡の弥生時代認定を前面に、銅・鉄いずれかの結論は保留であると、石川の論自体が転じているように、「製銅」か「製鉄」かのいずれかも含めて、相互の論点は混戦している。そして、残念ながら、遺跡の根拠の脆弱さもとより、特に青銅器が出土しない宮崎県の例をもとに論じたことも混戦の原因となった。「製錬」と「生産」の決定的な違いを踏まえれば、銅・鉄製品ともに弥生時代において「生産」されていたことは確実であるが、弥生時代に遡るとする製錬遺構が近年報告されるものの、それも確定的ではなく、「製錬」に関しては銅・鉄いずれも多くの課題を残し、今日もまだ明確な決着は付いていないといった方がよい。

いずれにしても、いわゆる学術論争が、相互の土俵を見極めずに行われること、加えて言えば「よけいな一言」を付け加えてしまうことによって、感情的な言い争いへと転落することなど、多くの場合は消耗に終わる。この石川と西尾の論争も、そうした傾向を有していることは否めない。

戦後、1959（昭和34）年の『日本古代の銅鉄の精錬遺蹟に関する研究』は、先の論争を踏まえ、1957（昭和32）年に「宮崎市榎出土の石包丁形鉄器」として『宮崎縣文化財調査報告書』第二輯に収録された成果など、更に蓄積された成果をもとに著されたもので

あった。

後の『宮崎県の考古学』でも銅・鉄製品に関して記述しているが、その論調は若干控えたものになっている。いわゆる青銅器の発見例が、その後も宮崎県でないことが石川の実証性の足枷となっており、石神遺跡の石戈を取り上げ「青銅器の模造」とする点は良いとしても、「それで宮崎県はやはり青銅文化圏の銅銚、銅剣文化に入るものと見るべき」としている点は、〈自説のために青銅器の豊富に出土する北部九州の範囲に、東九州に位置する日向を意図的に含めようとしている〉といった主旨の西尾の批判が意識されており、その点については持論への固執とみられてもしょうがない。石川は、青銅器文化圏と異にする、南九州の地域性を見極めきれなかったのである。

しかし、余りに早い段階での取り組みであるがための基本資料の再検証・再検討など、当然のこととして必要とされているものの、例えば鑄造と鍛造の先後関係に言及している内容など、重要な課題への視点と見通しが述べられているように、石川の当該研究を、金属器研究を進める中で等閑視すべきでないことは明らかである。

1961（昭和36）年からの5年余は、もはや還暦を迎えていたことになるが、石川の生涯の中では最も充実した時間であったと思う。宮崎放送のラジオ番組「日向ものしり辞典」は、1966（昭和41）年まで日曜日を除く週6日、合計1,750回を数えた。この放送は、『日向ものしり帳』と題して活字化され、1970（昭和45）年にMR T宮崎放送から、1996（平成8）年には鉾脈社から、石川の業績の軌跡や内容の解題について、甲斐亮典の要を得た解説を付して再刊されている。

解説を分担執筆している三上謙一郎が時代的背景について触れているように、ラジオからテレビ時代への過渡期の中で、ラジオの特性を活かそうとした最後の番組であった。三上の示した出演料を計算すれば、当時の駆け出しのディレクター位の額には及んだようで、それでも決して恵まれたものではないが、永く職を離れていた石川が経済的に比較的安定していた時期であったと思われる。

『日本浪人史』で表された歴史的視野の広さは、『日向ものしり帳』にも十分に活かされている。そして、このラジオ番組と並行した1961（昭和36）年から1965（昭和40）年にかけての時期に、『日向郷土史料集』（全7巻、日向郷土史料集刊行会）が石川を責任編集者として刊行されている。まさに、これらは地域史の普及とその実証として、両輪を成すものである。

石川の発想力について、見るべきものがある。1958（昭和33）年の『宮崎県文化財調査報告書』第3輯に「川南町把言田遺跡」の成果が報告されている。検出された三方に張り出した平面形を示す、新発見の竪穴住居跡について、次のように記述している。

その新発見の竪穴住居とは、「新聞記者諸氏が誰かの冗談を信じて「花卉型住居址」と報導した。」平面形を持つものであった。しかし、石川はそれを通俗的な呼称だとして退け、「川南式」として考古学通有の「型式名」などの設定を踏襲する形での提案を行っている。これについては、私も調査現場での愛称としての「花卉」より、地域性を象徴して「日向

型間仕切り住居」との呼称を長津宗重と提案し、その後、機能面を重視し「間仕切り土壁住居」とし、現在では「花卉状間仕切り住居」と呼称しているが、いまだにもっと適切な呼称があればと考えている。

加えて、石川は子持家形埴輪を連想し、「夢の家ではなく当時の日向の豪族はこのような家に住んでいたのであり、その前駆をなす形式の家としてここにその一例が現われた」とした。この指摘自体は妥当性を認め得ないが、傾聴に値するのは次の発想である。

「私は三つの用途を考えることができると思う。その一は台風への対策であり、その二は物置であり、その三は外観の美である。台風は奈良時代の記録から推考しても恐らくこの時代から常襲したものと考えられるが、それには小室を張出すことは家を強化することとなる。第二号住居址の小室に坏五枚がそれぞれ重ねてあったことは小室の物置としての用途を示すものと見てよいであろう。外観の美、すなわち漸く権力者たる豪族が出現するようになったこの社会において、その権力を誇示するためのこのような施設が行われていても異とすべきではあるまい。」

私もこの種の遺構に触れて、台風などの風対策のために低い屋根構造が求められたことで誕生したこと、また間仕切りされた空間の役割を論じたことがあるが、石川も自然風土と機能面に着目している。そして、最後の「外観の美」説については支持できないけれど、石川の発想はさらに広がる。つまり、「奈良時代に天平一五年藤原不比等の孫、中将姫の父藤原豊成が紫香楽宮のほりに営んだという別業および平安京紫宸殿にこれを見ることができ。」と建物平面図を示して、展開する。もとより竪穴式住居と礎石建物を直接的に結びつけることに無理があると考えますが、そのことより、豊かな発想の展開に驚きを禁じ得ないのである。

1961（昭和36）年の第6輯では、都於郡城に記述を進め「世間では往々にして城といえ近世の城と混同し、主城だけを保存すれば事足りると考え勝ちであるが、このような中世の城にあってはそれだけでは保存の価値は少ない。主城だけを取って言うならば、近世の城郭の巨大な石垣や櫓塀の美観には及ばないが、中世の城には中世の城としての特徴と意義とがあるのであるから、この城としての特徴を指定保存の眼目とすべきであるということ強調したいのである。」として、中世城跡の認識と保存の方向についての的確な見解を示している点も、石川の見識の広さを示している。

4 生涯、発掘調査の現場に立つ

史跡整備の面では、西都原古墳群が1966（昭和41）年から「風土記の丘」整備事業の第1号として整備され、西都原資料館が開館したのが1968（昭和43）年であり、一方では「新全国総合開発」や「日本列島改造論」などによる開発事業の嵐が、全国に吹き荒れようとしていた時期であった。

こうした時期に、石川は本県の考古学の集大成といえる、『宮崎県の考古学』（1968年）を著している。もとより、本県の考古学の蓄積は漸く始まったばかりであったが、その後

の考古学情報の氾濫と過多を思えば、むしろ適切な時期に、本県の基礎を一望できる一書が纏められたと考えた方がよいであろう。

その中で、縄文時代の調査研究が、宮崎県で積極的に進められなかったことに、「意思的な理由」があったとして、次のように述べている。先にも皇国史観と考古学の問題については触れたが、石川の戦後における認識を示すものであり、そこには石川の意図とは別に、ある宮崎県考古学の特異な位置付けが浮かび上がってくる。

「当時縄文文化はわれわれ日本人の祖先の文化ではなく、それは日本の原住民であったアイヌ人の文化であるとか、アイヌ系の原住民の文化であるという説が信ぜられていたので、天孫降臨の伝承地である日向の国すなわち宮崎県としては、そのような文化は研究し顕彰する必要はなく、それよりは「皇祖発祥の聖地」であることを裏づけるため古墳文化の研究と顕彰に全力を注ぐべきであるという意見が当局者に強く存在したからである。従って紀元二千六百年記念に設立された上代日向研究所でも縄文文化はあまり対象とされなかったのみならず、縄文文化や弥生文化を研究する者は異端視されたのである。」

つまり、大正時代の西都原古墳群の発掘調査は、「皇祖発祥の地」の実証を試み、その結果は石川も指摘するように「はなはだしく若い」とされ、目論見はずれた。しかし、戦前・戦中において、皇国史観のもと県内の古墳と言う古墳が国・県の史跡に指定されたように、宮崎県の考古学は命脈を保ち得たのである。しかし、戦後すぐは皇国史観の庇護が失われ、「科学的な考古学」が唱えられたが、逆に熱は醒め、そのことが埋蔵文化財保護行政の体制整備を遅らせるものとなった。その後、戦後復興が進み、経済成長の中で、皇国史観や紀元節復活などの揺れ戻しが、「風土記の丘」整備構想や「古都保存法」などとして具現化し、他ならず西都原古墳群の「風土記の丘」整備事業の位置付けもそこにあった。しかし、遺跡を通した考古学的世界と、『記・紀』神話的世界は乖離したままに、「日本のふるさと」意識だけが基礎を失ったまま一人歩きし、大地に刻まれた歴史を直視する方向へとは、既に戦前のような熱気をもって発展することはなかったのである。

この時期、宮崎県の埋蔵文化財保護行政の体制の劣悪さには、目に余るものがあった。1972（昭和47）年から、九州縦貫自動車道建設に伴う発掘調査が本格化してもなおしばらくは、石川を中心とした非常勤の臨時的調査体制は続いた。宮崎県の地に押し寄せる開発の波はまだ緩やかで、それでも凌ぐことができていたのである。

事実、最も石川が県内の発掘調査に駆けずり回ったのは、開発の波が予兆を見せはじめた1970年を前後とする時期からであった。第14集（1969年）には、北は延岡・高千穂、西はえびの、南は高城など8本の報告が石川の名で記述されている。継いで、第15集（1970年）には、高鍋、えびの、都城など9本の報告、第16集（1972年）では、高千穂・延岡、串間、えびのなど14本中1本だけ連名、ほか13本はすべて石川単独の報告となっている。県内各地で発掘調査の要請は確かに増加し始めていたが、それぞれは小規模で偶発的な調査に終始していた。そのため、調査前に無理解な発見者によって遺物を取り上げられているなど、劣悪な条件の中で繰り返される発掘調査と遺跡破壊を目にしながら、石川は時折、

遺跡保護への希望を力無く述べるほかなかったのである。

この時期にまとめられたのが、1973（昭和48）年の『地下式古墳の研究』である。南九州独自の墓制である地下式横穴墓についての研究である。「地下式古墳」とするのは石川が、古くから採用した呼称であり、古墳時代の墓制として「古墳」の概念に含ませた。その論拠の一つは、「同じ日本人」の墓制であった。

L・H・モルガンの『古代社会』を引用し「氏族社会」の理解について述べ、人類学的所見を引きながら、被葬者が「南方的特徴」を持っていたとするが、基本的には「隼人の墓制」であるとの認識を示しつつ、「従ってこの種の古墳の被葬者が日本人以外の異民族でないことは明らかである。」としている。しかし、この点の矛盾を指摘するのは、石川に対して酷であろうか。こう石川が記述するのは、地下式横穴墓を「隼人」と関係づけてみることであり、こうした人々を「異民族」視することを批判するものではあるが、さらに踏み込めば、「日本人」の概念に包み込むことによって、果たして問題は解決されるのであろうか。

「日本」という国家の形成以前の歴史を問う時、重要な問題の核心は、「日本」の枠組みの中にどのように収めるのかではなく、「日本」という枠組みがどのようにして形成され、その形成過程で何が枠組みから疎外・除外されていったのかを問うことである。そして、疎外・除外されたものは消滅したのではなく、基層に埋め込まれているのだという点が重要なのである。今もって「日本」及び「日本人」という幻想の呪縛から、何故か抜け出せないでいる。

『増補』版（1979年）には、初版以降、地下式横穴墓群の一群が発掘調査される大規模化によってもたらされた、野尻町の大萩やえびの市の久見迫、高原町の旭台などの成果、合計106基が加えられることになった。しかし、旧来の見解は修正等の必要性を感じなかったのであろう、新たな見解は加えられていない。

1976（昭和51）年の第18集から、報告者として岩永哲夫が登場している。県の埋蔵文化財担当者として切り盛りをする岩永も、依然として調査体制としては、石川を中心としながら臨時的に組織される調査委員会に頼るほかなかった。しかし、第19集（1977年）には、旭台地下式横穴墓群の発掘調査の成果が報告されるなど、否応もなく次第に開発事業は大規模化して行くのである。

再出発をした宮崎考古学会の1975（昭和50）年に刊行された『宮崎考古』の第1号の「発刊のことば」で石川は次のように述べている。「終戦後におけるわが国の考古学の発達は全く画期的なものであったが、その余勢はなお今日まで続き、いわゆる考古学ブームを生ずるに至った。このような現象は要するに終戦後におけるわが国の考古学研究者の数の増加による結果であると私は考える。数の増加ということは、地方における研究者の増加を意味するものである。」

そして、岩宿以降、全国で旧石器時代の様相が明らかになった点を引いて「このようなことは、各地方における考古学研究者の協力がなければ到底なし得ないことであった。」

として、「このような考古学研究者の地方的増加が実現したことは勿論種々な原因があったが、やはり昭和24年に全国の考古学者を網羅した日本考古学協会が設立され、その会員を中心として各地方の考古学研究者の集まりである考古学会の設立が行われたことが最も大きい原因であったと考えられる。」と続け、「このように戦後における日本の考古学の進歩の跡を顧みれば、地方における考古学会の使命の重大さを改めて感じざるを得ないのである。」と感慨を述べている。

ここには、第一に、地域に根ざした考古学への思いが込められているが、幾つかの複雑な思いが折り重なって見える。考古学研究者の増加は、まだこの時宮崎県に及んでいなかったが、いずれそのことは石川を第一線から遠ざけるものになることを、果たして予感し得ていたであろうか。また、日本考古学協会とその会員を中心とした各地方の考古学会への評価が述べられているが、それが幻想に過ぎないことを石川はまだ知らなかった。

1972（昭和47）年に社会教育課から文化課となったが、宮崎県における埋蔵文化財保護行政の体制がようやく全国レベルに足を踏み入れたのは、1980（昭和55）年から本格的に始動した宮崎学園都市遺跡の発掘調査からであった。その年、私は専門職員として県に採用され、さらに翌年以降も専門職員の採用が継続され、ようやく埋蔵文化財保護行政の体制が整っていったのである。それまで殆ど石川一人に担われてきたと言って良い『宮崎県文化財調査報告書』も、1981（昭和56）年の第23集を最後に、石川の名前は執筆者から消えた。

1982（昭和57）年に、県文化課に従来の文化財係を分けて埋蔵文化財係が新設され、同時に埋蔵文化財センターが設置された。県立の埋文センターとしては九州初であった。その後、1993（平成5）年には埋蔵文化財係が増強され、それに伴い2係制となった。さらに、県総合博物館に付属していた埋文センターを1996（平成8）年には独立させ、調査機能を埋文センターに集中させ、埋蔵文化財係は調整・整備の2本立てで再編し、さらに平成9年には充実を図り整備と調整を係内の2班体制とした。

一方、時代は大きく変わり、「風土記の丘」整備以降の課題を解決すべく、1995（平成7）年から西都原古墳群の大規模な再整備に着手し、手始めとした鬼の窟古墳の復元整備と共に建設を進めた古代生活体験館を1997（平成9）年に開館させた。また、上代日向研究所から郷土文化調査室へ、そして宮崎神宮徴古館を経て出発した県立博物館は、1968（昭和43）年には開館した西都原資料館を分館とし、1971（昭和46）年には考古・歴史・民俗・自然・美術の総合博物館として再出発した。その後、その総合博物館は美術部門を独立させ、1998（平成10）年にはリニューアルされた。2000（平成12）年には、東九州自動車道建設に伴う事業量の増加に対応して手狭になった埋文センターを分館として、新しい埋蔵文化財センターを建設した。そして、2004（平成16）年には、考古学情報の中核拠点として考古博物館が開館し、宮崎県における考古学・埋蔵文化財の体制・施設等は、加速度を早めて充実をみたのである。

石川にとって、こうした時代を迎えることは、果たして夢見たことであっただろうか。

冒頭の「小論」で紹介した「生涯、発掘調査の現場に立ちたい」とする浄土江遺跡での逸話の時、石川はすでに傘寿を迎えていた。〈次の世代が育ってきたから宮崎県も、もう大丈夫だ〉といった主旨の声を私にかけてくれたことを思い出す。そうした世代交代を自覚するがゆえに、私に直接漏らした言葉であったのである。その石川に、私は最後の印籠を渡す世代であったのだ。しかし、身体の衰えもいかんともし難かったが、なお直接現場に立つ気構えを持ちながら、調査指導委員会の委員として、私達後進の指導を続けた。

永い間、文化課の埋蔵文化財担当として孤軍奮闘していた岩永哲夫は、最も石川を大切にした。それは、宮崎県が石川に劣悪な生活を強いながら、使い捨て同様の処遇に対する義憤が根底にあり、何とか恩返しをしたいという思いがあった。その思いが通じて、何よりも、石川を支えた夫人の信任も最も厚かった。

最晩年は、時折意識が混濁するのだろう。文化財保護審議会の開催される日だと言って、突然文化課を訪れることがあった。それは、今日言う「認知症」などではない。私の目には、その石川の姿は、鮮烈に生きてきた一人の純粋な考古学徒が、自らの身体に刻印した意志で歩み続ける壮絶な闘いのように映った。

5 おわりに

旅館への泊まり込みで行われていた九州縦貫自動車道の発掘調査は、毎日がちょっとした合宿のようであった。石川は、よく酒を愛した。赤く丸い鼻は、石川のトレードマークであった。食事を取りながら酒が入ると、石川は次第に饒舌になる。しかし、話は繰り返されるのだ。食事を終えて、どのタイミングで席を立つか、古くからの調査員は心得ていた。たいがい石川に捕まるのは決まっていた。幸か不幸か、その中で最年少の私は、石川が相手するには若すぎたのかも知れない。大きな「被害」を被った記憶はない。ただ、逆にもっと聞いておくべきだったと、今にして後悔している。勿論、終わりなきリピートに耐え切れたかは別だが。

石川とほぼ同世代に、宮崎県の歴史学関係には傑出した人物たちが居た。一人は10歳年下の野口逸三郎、今一人は11歳年下の柳宏吉である。二人は、共に東京大学で国史を収めたが、野口は羽仁五郎、柳は坂本太郎の門下であり、専攻する時代や師事した研究者の選択の違いも含めて、二人の性格や履歴の違いに通じるもので興味深い。野口は磊落な性格で、県教育長に若くして就き、教育行政の手腕を発揮し、史資料の共有化にも力を注いだ。柳は清廉な性格で、県を上げての要請で高千穂に教諭として赴任したことを思えば、もとより本人は意に介する人ではなかったが、特に戦後しばらくの間、その処遇は決して恵まれたものではなかった。最晩年の柳は、病に伏して東京に居を移したが、病院を見舞った私がふと漏らした言葉をとらえて、〈宮崎県を見捨てずに留まるように〉といった主旨の言葉で諭した。柳自身が宮崎県に留まり続けたように。

そして、石川は純粋な性格であったと思う。この異なる人生を生きた3人の研究者を宮崎県が有していたことは、幸いであり、特筆すべきことである。しかし、果たして宮崎県

は、彼らに逆に報えることができているのであろうか。

いや、石川は報えることのなかった「この国・この県」に、結局は何も期待していなかった、と思う。その石川を支え続けてきたものとは、やはり原点に見た、痛烈な体験を自ら体系化する「学究者的資質の強さ」であった。今一度、「生活^を否定^{され}た^者が各時代の一般的生活殊にその社会の生産方法と如何なる関係をもつて生きて来たのか(傍点:北郷)」と言う問いが、石川の人生にとってこそ、如何に象徴的意味を持つものであったのかを改めて思い知るのである。

1989(平成元)年当時、私は『宮崎考古』の編集を担当していた。石川の米寿を祝う「米寿記念号」の上巻を刊行した後、下巻の原稿集めに手間取っている中、翌年に石川は逝去した。下巻は果たせぬまま、「追悼論文集」(1992年)となってしまったのである。また、地域史の集大成である『宮崎県史』も、第一回配本の「資料編 古代1」が1989年から刊行され始めたが、その完結を見ることもなかった。

その通夜、葬儀には、県外からも多くの考古学・歴史学関係の人々が訪れ、確実に単に宮崎県の考古学史ではなく、日本の考古学史の一頁が閉じられたことを、深く実感したのである。考古博物館に蔵書等の寄贈をいただくため御子息にお会いした時、石川夫人の写真を示され、「母の苦勞は、言葉に尽くせないものがあつた」と涙ぐまれた。石川と共に夫人の写真を展示室に掲げることにした。まさに、赤貧洗うがごとき生活があつたのだ。

この石川恒太郎という先達の存在を振り返り、「埋蔵文化財保護行政」に職を得たことによって、「考古学徒」として、失つたもの、あるいは捨て去つたものがあるのではないかと、私は自問している。

明治期～昭和戦前期の文化財保護政策を考える (一)

－保護制度の変遷と地域との関係－

榎 木 郁 朗

1 はじめに

文化財とは、人間が文化的活動の中で生み出した有形・無形の文化遺産であり、具体的には文化財保護法により保護の対象となっている遺産をさす。文化財保護法は昭和25年(1950)に制定され、その翌年から改正を重ねていく中で保護の対象となる文化財の種類を増やしている。昭和50年(1975)の改正によって「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの」と規定される伝統的建造物群が加わって保存地区の制度が発足し、さらに平成17年(2005)には「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」である文化的景観が加わり、重要文化的景観の選定制度が開始された。したがって、現在は文化財保護法が対象とする文化財の類型は6種ある¹⁾。

太平洋戦争後(以下、戦後とする)に制定されたこの文化財保護法の特徴は、太平洋戦争前(以下、戦前とする)に定められ戦後も依拠法令であった大正8年(1919)の「史蹟名勝天然記念物保存法」、昭和4年(1929)の「国宝保存法」、昭和8年(1933)の「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」の3つの法律を集大成した総合立法であり、有形文化財と史蹟名勝天然記念物の保護が一体的に処理されるようになったこと、新たに無形文化財や民俗資料・埋蔵文化財も保護対象となり、範囲が拡大されたこととされる²⁾。文化財の対象は時代の変遷とともに拡大していく傾向があり、文化財保護法も改正とともに保護の範囲を拡げている。

さて、文化財を保護するという考え方は明治期からあり、近代日本の発展の中で時代の要請に応じて法令・規程等が制定されてきた。文化財保護法の依拠法令は前述のように大正・昭和期に制定されているが、それらは明治期の法令等の積み重ねの結果である。戦後の文化財保護政策は明治期を起源とするとよい。文化財保護制度の変遷についてはこれまで多くの著作があり³⁾、法令制定の順序、法令の分類、意義づけが行われているが、いずれも文化財保護に関する法令の歴史的な流れを時代背景とともに示したもので、法令が定められた直接的な契機や、法令制定によって地域でみられた具体的な事象・事件については触れられていない。もちろん、叙述の主眼が文化財保護制度の変遷に置かれ、文化財保護政策の概要を学ぶテキストとして作成された面もあるが、文化財保護制度が、“文化財保護”のみを目的として実施されたという前提を重視したためである。戦後の文化財保護法による“文化財保護”は、有形・無形の文化財が日本の文化や歴史を象徴する存在であり、国民共有の財産として後世に伝えることが義務として捉えられているが、明治～昭和戦前期においては国家の政治的意図が加えられており、戦後と同様に考えることはで

きない。

国家が定める文化財保護制度の研究が進められる一方で、近年 19 世紀から 20 世紀初頭において各地で建設された、様々な性格を持つ記念碑・顕彰碑等についての研究が深められている。羽賀祥二氏は史跡碑・名勝碑・功德碑など歴史的遺跡に建てられた記念碑を取り上げ⁴⁾、国立歴史民俗博物館では近現代の戦争の記憶を残す戦争記念碑を対象に、全国的規模で実態を調査した⁵⁾。いずれも、地域の人々と文化財の関わりを明らかにする作業であり、これらの研究から文化財保護に対する国民の意識やその時代的变化の一端をみることができる。

人々は日常生活の中で文化財の存在を確認し意識するとき、そこに見られる歴史的事象を振り返る。文化財を意識させられるならば、文化財として指定し顕彰する国家の意図が人々に伝わることになる。しかし、人々の意識は必ずしも完全に国家の意図通りに変化するわけではない。その意味で、国家が制定する文化財保護政策は、人々の意識によっても規定されることになる。本稿では、文化財保護政策と地域の人々との関係を明らかにする前提として、明治～昭和戦前期の文化財保護制度の流れと背景、さらに宮崎県の指定文化財を事例として文化財保護政策が地域でどのように展開されていたかについて確認することに主眼を置く。

2 文化財保護制度の変遷

文化財保護が国家的に意識されるようになるのは、明治期以降すなわち近代になってからである。戦前に文化財と定義されていたものは有形文化財（美術工芸品、歴史的建造物）と天然記念物（遺跡、景勝地、自然）の大きく 2 つに分類される。本項では有形文化財と天然記念物に分けて、近代の文化財保護制度及び関連する事件等の変遷を編年で示し、法令が定められた時代的背景や理由について確認する⁶⁾。

(1) 有形文化財

明治 4 年 (1871)	太政官布告「古器旧物保存方」
明治 30 年 (1897)	「古社寺保存法」の制定
昭和 4 年 (1929)	「国宝保存法」の制定（「古社寺保存法」廃止）
昭和 8 年 (1933)	「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」の制定

明治維新による諸制度の改革、社会の風俗習慣の急激な変革、そして西欧文明の積極的な摂取により、日本古来の伝統文化を軽視する風潮がみられ、美術品や建造物等の旧物破壊が行われた。明治元年（1868）3 月から 10 月にかけて神仏分離令と総称される 12 件の太政官布告や太政官達が出されたが、それを契機に起こった廃仏毀釈により全国で寺院が破壊、仏像・仏具が撤去され、海外への流出もみられた。明治政府は「神武創業」による天皇親政を国政の中心に据えたが、その祭政一致政策の結果として起こった事件である。さらには、明治 4 年（1871）の社寺領上知令により、古器旧物を保存してきた社寺が経

済的に困窮し、維持・管理が困難になっていた。

寺院建造物、仏像などの美術工芸品が多数失われたことにより、直接的にはそれらを保護する目的で出されたのが、太政官布告「古器旧物保存方」であり、日本初の文化財保護制度といわれる。布告の冒頭には「古器旧物ノ類ハ古今時勢ノ変遷制度風俗ノ沿革ヲ考証シ候為メ其ノ裨益不少候処、自然厭旧競新候流弊ヨリ追々遺失毀壞ニ及ヒ候テハ実ニ可愛惜事ニ候条、各地方ニ於テ歴世貯蔵致シ居候古器旧物類別紙品目ノ通細大ヲ不論厚ク保全可致事」と書かれ、寺院と特定するのではなく、古器旧物類が古今時勢の変遷や風俗の沿革を知る上で貴重な歴史的資料として保存すべき対象であるという事をうたっている。この布告は保護の対象となる古器旧物が歴史的資料であると主旨に記されたことが、初めての文化財保護制度といわれる所以である。政府は全国的に伝世している古器旧物を保全するため、各地方官庁で品目や所蔵者を調査のうえ報告するよう命令した。さらには、内務省が全国の主な古社寺に対し維持基金として保存金を交付することとし、明治13年(1880)から明治27年(1894)までの14年間で539社寺が交付を受けた。

明治11年(1878)には米国人フェノロサが東京大学の顧外国人教師として来日し、その教えを受けた岡倉天心が、明治17年(1884)頃から文部省の委嘱を受けて社寺所蔵の古美術の調査に従事した。この調査を通じて京都、奈良の社寺に特にすぐれた宝物が多く、かつ破損、散逸の危機が大きいことがわかり、保存のための施策と施設の必要性がさげられた。その結果、明治21年(1888)9月、宮内省に臨時全国宝物取調局が設置され、本格的な古美術調査が始められた。明治30年(1897)まで続けられた調査の資料数は、古文書17,709点、絵画74,731点、彫刻46,550点、美術工芸品57,436点、書跡18,665点、計215,091点にのぼる。さらに、古美術品の保存施設として、明治22年(1889)東京の図書寮付属博物館が帝国博物館に改められ、明治28年(1895)に奈良帝国博物館、明治30年には京都帝国博物館が開館した。

京都帝室博物館の開館と同年に出されたのが、「古社寺保存法」である。同法は古社寺の建造物および宝物類の保存を目的とし、古社寺の中で建造物および宝物類の維持・修理の困難なものに対して、補助・保存すべきことを定めたもので、明治27～28年の日清戦争により民族的自覚が高揚し、岡倉天心等の識者や社寺等の関係者の運動もあって古社寺保存の機運が醸成されたことが背景にあるという。内務省に古社寺保存会が設置され、同法施行後に内務大臣の諮問機関となった。同法第4条によれば「社寺ノ建造物及宝物類ニシテ特ニ歴史ノ証徴又ハ美術ノ模範トナルヘキモノ」は、古社寺保存会の答申を受けて「内務大臣ニ於テ特別保護建造物又ハ国宝ノ資格アルモノト定ムル」とあり、特別建造物・国宝が定められることになり、指定文化財制度の原型がみられる。

「古社寺保存法」による建造物及び宝物の指定が継続して行われたが、旧大名家が所蔵する宝物類が散逸する等の事態をさけるため、近代になり放置されていた古社寺以外の文化財(城郭建築等)の保護の必要性から制定されたといわれるのが「国宝保存法」である。「古社寺保存法」の特別保護建造物または国宝が「国宝保存法」による国宝に統一されたため、

「古社寺保存法」は廃止された。同法により社寺有以外の絵画、書跡等も指定が進められ、国宝の輸出または移出が禁止されることとなった。同法は、国宝の出陳義務、保存・修理に対する国からの補助金制度を導入し、これらの制度の基本構造は文化財保護法に引き継がれているとされる。「国宝保存法」施行時に国宝とみなされた物は、宝物類 3,704 件（絵画 754 件、彫刻 1,856 件、書跡 479 件、工芸 347 件、刀剣 268 件）、建造物 854 件（1,081 棟）であったが、その後指定物件が増え、文化財保護法が出された昭和 25 年時点で、国宝は美術工芸品 5,790 件（絵画 1,153 件、彫刻 2,118 件、工芸 1,018 件、書跡 1,410 件、考古資料 91 件）建造物 1,057 件（1,616 棟）であった。

さらに、満州事変などの政情不安、金輸出禁止などの経済不安定状態から円が下落するにつれ、未指定の古美術品等の海外流出が続出したため制定されたとされるのが、昭和 8 年（1933）の「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」である。同法では、歴史上または美術上特に重要な価値がある未指定物件で主務大臣が認定したものの輸出または移出は主務大臣の許可を要することとなった。認定の基準は国宝と同等またはこれに準ずる価値を有するもので国宝指定が未了のものとなっており、解体して輸出される可能性を考えて建造物も対象となった。「国宝保存法」と異なるのは、現状変更等から保護する制度が設定されていない点であるという。また、同法は円替為安等の一時的危機に対処する臨時の措置が立法の趣旨であるとされていたが、実際は戦時中の一時的な事務の停止の期間を除いて、昭和 8 年から昭和 25 年の文化財保護法制定まで継続する法律となり、同年に法律が廃止されたときには認定物件数は 8,282 件に達し、戦後直後の美術工芸品の海外流出防止に効果があったという。しかし、文化財保護法制定時にすでに認定されていた「重要美術品等」は、早急に再審査し重要文化財に指定するか、認定を解除することになり、当分の間法の効力が継続することになったが、現在もその多くが未整理となっている。

（2）史跡名勝天然記念物

明治 7 年（1874）	太政官達「御陵墓調査上発見ノ古墳届出方」
明治 13 年（1882）	宮内省達「御陵墓所在未定ノ分取調ニ付人民私有地内古墳等発見ノ節届出方」
明治 32 年（1899）	「遺失物法」の制定（「遺失物取扱規則」の廃止）
明治 44 年（1911）	「史蹟及天然記念物保存ニ関スル建議案」が貴族院で可決
大正 8 年（1919）	「史蹟名勝天然記念物保存法」の制定

埋蔵文化財を含めた史跡名勝天然記念物の保護制度について変遷を確認する。

まず、明治 7 年（1874）5 月に府県宛てに出された太政官達「御陵墓調査上発見ノ古墳届出方」である。この達は「上世以来御陵墓ノ所在未定ノ分即今取調中ニ付、各管内荒蕪地開墾ノ節口牌流伝ノ場所ハ勿論其他古墳ト相見ヘ候地ハ猥ニ発掘為致間敷候、若差向墾闢ノ地ニ有之分ハ絵図面相副教部省ヘ可伺出、此皆相達候事」とあり、御陵墓として定められていない古墳を調査中だが、管内で御陵墓と口碑流伝されている場所や古墳に見え

るところは荒蕪地とはいえ開墾しないこと、さしあたり開墾した土地は絵図面を添えて教部省へ届け出るよう求めたものである。背景には、開発による古墳の破壊があったという。さらに明治13年(1882)11月には宮内省達「御陵墓所在未定ノ分取調ニ付人民私有地内古墳等発見ノ節届出方」が、沖縄県を除く府県に出された。この達は「上世以来御陵墓ノ所在未定ノ分即今取調中ニ付云々ノ件去ル七年五月第五十九号ヲ以テ公達ノ趣有之、就テハ古墳ト相見候地ハ人民私有地タリモ猥リニ発掘不致筈ニ候ヘモ、自然風雨等ノ為メ石槨土器等露出シ又ハ開墾中不図古墳ニ掘当リ候様ノ次第有之候ハ、口碑流伝ノ有無ニ不拘凡テ詳細ナル絵図面ヲ製シ其地名並近傍ノ字等ヲモ取調、当省ヘ可申出此皆相達候事」とあり、私有地であっても古墳と考えられるものは発掘せず、自然の風雨等のため石槨や土器等が露出したり、開墾の際偶然に古墳に掘り当たった場合は、口碑流伝の有無にかかわらず絵図面を作成して地名や近傍の字も取り調べ、宮内省へ報告するよう求めている。明治7年の太政官達の記述があることから、届出が徹底しなかったための措置であると考えられる。この両省の達は、陵墓比定のための調査に支障がないようにするための措置であったため、文化財保護の施策とは異なるという評価がなされている。

それでは、埋蔵文化財を保護するための法令はいつ出されたのか。埋蔵文化財を対象としたのが明治32年(1899)3月に制定された遺失物法である⁷⁾。同法第13条には「埋蔵物ニ関シテハ第十条ヲ除クノ外本法ノ規定ヲ準用ス、學術技芸若ハ考古ノ資料ニ供スヘキ埋蔵物ニシテ其ノ所有者知レサルトキハ其ノ所有権ハ国庫ニ帰属ス、此ノ場合ニ於テハ、国庫ハ埋蔵物ノ発見者及埋蔵物ヲ発見シタル土地ノ所有者ニ通知シ其ノ価格ニ相当スル金額ヲ給スヘシ」とあり、埋蔵文化財を拾得した場合は警察への届出が義務づけられ、所有権は国庫に帰属することとなった。同法に関連して、同年10月に内務省訓令「學術技芸若ハ考古ノ資料トナルベキ埋蔵物取扱ニ関スル件」が道庁・府県宛に通牒された⁸⁾。これは、埋蔵文化財を時代等で分類し、古墳関係品や學術・技芸・考古資料は宮内省、石器時代遺物は東京帝国大学の管理とするもので、明治45年(1912)から京都帝国大学がこの体制に加わった。さらに11月には「遺失物法第十三条第二項ニ依ル埋蔵物ヲ宮内省ニ譲渡ストキハ随意契約ニ依ルコトヲ得ルノ件ヲ定ム」が勅令として出され、特に宮内省で貯蔵する必要がある埋蔵物は、見積価格が200円を超えても随意契約により譲渡することとなり、強制力が加えられた⁹⁾。

日露戦争を経て近代化が急速に進む中、明治44年(1911)3月に貴族院で「史蹟及天然記念物保存ニ関スル建議案」が提出された。この理由書には、美術工芸品等が古社寺保存法で守られているのに対し、「国勢ノ発展ニ伴ヒ土地ノ開拓、道路ノ新設、鉄道ノ開通、市区ノ改正、工場ノ設置」などの人為的な原因で史蹟や天然記念物が破壊されているのは遺憾であると記され、国の保存対策を求めていた。この建議は貴族院及び衆議院で可決され、さらに同年名勝地についても「名勝地維持保存ニ関スル建議案」が可決された。このとき、東京帝国大学教授黑板勝美は「史蹟遺物保存に関する意見書」を提出している。黑板は当時諸外国を訪れ、歴史的記念物を保存しているのを見て、日本でも史蹟保存を

考える必要があると感じていた¹⁰⁾。そして民間では「史蹟名勝天然記念物保存協会」が保存思想の啓発活動を開始し、政府は小学校において天然記念物の保護を郷土教育の一環として取り入れ、法律制定に向けた準備を行った。

このような史跡保存の動きを受ける形で、大正8年（1919）に「史蹟名勝天然記念物法」が施行された。同法では、内務大臣が史蹟名勝天然記念物を指定すること、必要があるときは地方長官が仮指定の措置をとることができるなどと規定し、現状変更または保存に影響を及ぼす行為は地方長官の許可事項とし、現状変更の制限等への違反に対し罰則を設けた。また、「史蹟名勝天然紀年物調査会」を組織し、指定の諮問を行ったのである。同法に基づく史跡等の指定は翌大正9年から行われ、第1回の指定は天然記念物（植物）10件について、第2回の指定は太宰府跡等史跡等について、第3回の指定は兼六園等の名勝等が対象となった¹¹⁾。同法による史跡指定の基準には特定の政治的な方針が含まれていたとされる。史跡は歴史上顕著な事象を徴証する遺跡を対象とする以上、歴史的な意義と価値の高さが選択基準となり、選択時の政権や政治的指向性に基づく指定が行われていたと考えることができる。

以上のように、有形文化財及び史蹟名勝天然記念物について保護の変遷を概観し、確認してきた。文化財保護政策は、明治維新という大きな時代的变化とともに経済・風俗の近代化による文化財の軽視・破壊から文化財を守ろうとする動きと、文化財を政治的に利用する動きが相まって進展してきたが、制度の整備に関わった人々の構想や思想についてさらに検討する必要がある。

3 宮崎県の指定文化財

前項の政府の文化財保護制度の変遷を受けて、宮崎県を事例に地方に与えた影響について検討する。

表1 文化財指定等の件数（平成19年1月1日現在）

種別 / 区分		重要文化財		
		国 宝	国	宮崎県内
美術工芸品	絵画	157	1,952	0
	彫刻	126	2,615	4
	工芸品	252	2,405	1
	書籍・典籍	223	1,857	1
	古文書	59	717	0
	考古資料	41	559	1
	歴史資料	2	150	0
	計	860	10,255	7
建造物		213	2,306	8
合計		1,073	12,561	15

	国	宮崎県内		国	宮崎県内
特別史跡	60	1	史跡	1,565	22
特別名勝	29	0	名勝	302	4
特別天然記念物	72	3	天然記念物	933	36
計	161	4	計	2,800	62

【註】

- 1 文化庁の統計による。
- 2 重要文化財の件数は国宝の件数を含む。
- 3 宮崎県は国宝はないので、国宝の欄は割愛した。
- 4 史蹟名勝天然記念物の件数は、特別史蹟名勝天然記念物を含む。

まず現在の全国の指定文化財との比較を行う。表1は平成19年1月1日現在の全国の指定文化財のうち、美術工芸品と建造物、史跡名勝天然記念物の数を示したものである。国宝は全国には1,073件あるが、宮崎県内に現存する美術工芸品・建造物には国宝がない。重要文化財12,561件のうち、宮崎県は15件(0.1%)あるのみで全国で最も少なく、絵画・古文書・歴史資料に指定はない。それに対して史跡名勝天然記念物は、特別史跡が53件のうち1件(2%)、特別天然記念物が72件のうち3件(4%)あり、史跡は1,565件のうち22件(1.4%)、名勝は302件のうち4件(1.3%)、天然記念物は933件のうち36件(3.8%)ある。件数及び割合から、美術工芸品・古文書・考古遺物よりも、遺跡・動物・植物に指定物件が多い傾向にある¹²⁾。

次に宮崎県内にある国及び県指定文化財について。平成18年4月1日現在、国指定文化財が99件(重要伝統的建造物群保存地区を含む)、国登録文化財が43件、県指定文化財が200件存在する¹³⁾。国指定のうち重要文化財は15件、重要有形民俗文化財3件、重要無形民俗文化財5件、特別史跡1件、特別天然記念物4件、史跡21件、名勝及び天然記念物1件、名勝3件、天然記念物43件、重要伝統的建造物群保存地区3件である。県指定文化財では、有形文化財が51件、無形文化財が2件、無形民俗文化財が25件、史跡が97件、名勝が7件、天然記念物が18件となっている。国指定文化財は約半数が天然記念物で、史跡名勝天然記念物でみると約8割を占めている。県指定文化財では、国指定よりも有形文化財の割合は増えるものの、史跡が半数を占め、史跡名勝天然記念物では約6割となる。

表2 戦前期の宮崎県内の国指定文化財

指定年	種別	国指定文化財					年計
		重要文化財	史跡	天然記念物	名勝及び天然記念物	名勝	
大正10年				2			2
大正11年							0
大正12年				1			1
大正13年				1			1
大正14年							0
大正15(昭和元)年							0
昭和2年							0
昭和3年				1			1
昭和4年							0
昭和5年				2			2
昭和6年							0
昭和7年							0
昭和8年			1	2		1	4
昭和9年			4	4	1		9
昭和10年			1	4			5
昭和11年							0
昭和12年							0
昭和13年							0
昭和14年						1	1
昭和15年							0
昭和16年				2			2
昭和17年							0
昭和18年			2	1			3
昭和19年		3	2			1	6
種別計		3	10	20	1	3	37

【註】

1 「平成18年度宮崎県文化総覧」による。

2 空欄は指定物件がないことを示す(合計欄のみ0を入れた)。

さて、以上は戦前と戦後の指定文化財を合計したもので、戦前では建造物及び美術工芸品、史跡名勝天然記念物に限定され、さらに顕著な傾向がみえてくる。戦前期の指定文化財は国が37件、県が95件である。まず、戦前期の国指定文化財を表2をもとに概観してみよう。重要文化財は、王楽寺木造薬師如来及両脇侍像（3通、宮崎市）など仏像3件が昭和19年（1944）にまとめて指定された。美術工芸品については、明治初期から保存の保護措置がとられてきたが、宮崎県内では太平洋戦争末期にようやく指定が行われたことになる。史跡では昭和8年（1933）の宗麟原供養塔（川南町）、翌9年の西都原古墳群、千畑古墳（いずれも西都市）をはじめ6件が昭和10年までに指定され、その後昭和18・19年に古墳群4件が指定された。天然記念物では、大正10（1921）～13年に青島亜熱帯性植物群落（宮崎市）など4件の植物群が指定された。宮崎県内で大正期に文化財となったのは、天然記念物4件のみで、大正8年の「史蹟名勝天然記念物法」による指定である。昭和期には、昭和3年（1928）から5年までに関之尾の甌穴をはじめ3件、昭和8年から10年までに拓の滝鍾乳洞、カモシカ、幸嶋のサル生息地をはじめ10件、昭和16・18年に内海のヤッコソウ発生地など3件が指定された。名勝及び天然記念物は県内に1か所、五箇瀬川峡谷（高千穂峡谷）が昭和9年に指定されている。さらに名勝は昭和8年に妙国寺庭園（日向市）が、昭和14年と19年には比叡山および矢筈岳（日之影町、延岡市）、尾鈴山瀑布群（都農町）が指定された。国指定文化財は昭和8年～10年に18件、昭和16～19年に11件と8割が集中しているのが特徴である。

表3 戦前期の宮崎県内の県指定文化財

種別 指定年	県指定文化財					年計
	有形文化財	史跡(古墳以外)	史跡(古墳)	名勝	天然記念物	
昭和8年		7	10	2	3	22
昭和9年		7	8			15
昭和10年			10		2	12
昭和11年		4	9			13
昭和12年			9	1	1	11
昭和13年						0
昭和14年		1	8		1	10
昭和15年						0
昭和16年						0
昭和17年		1	4		2	7
昭和18年						0
昭和19年			5			5
種別計	0	20	63	3	9	95

<註>

- 1 「平成18年度宮崎県文化総覧」による。
- 2 空欄は指定物件がないことを示す（合計欄のみ0を入れた）。

次に表3から県指定文化財の傾向をみよう。有形文化財はすべて昭和34年以降の指定である¹⁴⁾。史跡は83件あり85%が戦前の指定である。それらのうち古墳が63件(76%)を占める。古墳は昭和8年12月に赤江町古墳など10件、翌9年4月に市木村古墳など8件、10年7月は佐土原町古墳など10件、昭和11年7月には都城市沖水古墳など9件が指定され、昭和8年～12年に46件が集中している。そして、昭和14・17・19年に17件ある。古墳以外の史跡は昭和8年12月に榎田関跡・去川の関跡・谷村計介旧宅など7件が一度に指定された。翌9年4月にも古月禅師分骨塔、国分寺跡など7件、昭和

11年7月に4件、昭和14年・17年に各1件ある。名勝は昭和8年の2件など合わせて3件、天然記念物は9件あり昭和8年に3件、10年に2件指定されている。

以上のように、宮崎県の指定文化財は国・県ともに昭和8年～12年に集中し、昭和16年の太平洋戦争開戦後19年までの戦争末期にも指定が行われていることがわかる。宮崎県の場合は史蹟名勝天然記念物法により天然記念物の指定が先行し、その後昭和8年から史蹟の指定が集中している。古墳の指定が国・県合わせて70件を数え、指定文化財の中で最も多い。県指定文化財は昭和8年に出された「宮崎県史蹟名勝天然記念物保存顕彰規程」に依っており、同規程の制定後昭和12年までに73件(77%)が指定されている。

このように、宮崎県では天然記念物の指定が先行すること、戦前期の一時期に史蹟・天然記念物の指定が集中していること、古墳の史蹟指定が多いこと、有形文化財については太平洋戦争末期に初めて重要文化財が指定されていることなど、いくつかの特徴を指摘することができる¹⁵⁾。

4 おわりに

本稿では、明治期から昭和戦前期までの政府による文化財保護制度の変遷と宮崎県の指定文化財の関係について、現状を踏まえながら特徴を確認してきた。文化財保護政策を考えることは、時代の変遷とともに国家の政治方針や人々からの政治的要求を捉えることにつながる。それは、史蹟調査に専門的に関わった人々をはじめ、聖蹟・史蹟の顕彰を行おうとする地域の人々の意図を明らかにしながら進めていく作業である。

今後は、政府の出した文化財保護制度の位置づけを再検討する。法令や布告等が出された具体的な契機を明らかにするため、政府の法案とともに宮崎県に残る行政史料を用いて検討する。宮崎県は、特に戦前期に「皇祖発祥の地」として顕彰され、政府の示す文化財保護政策との関係が深い。行政史料だけでなく文化財保護政策に関わった人々の残した史料をもとに、政策の政治的な意味を明らかにしていきたい。

【註】

1) 文化財保護法第2条「文化財」の類型は、次のように説明されている(文化的景観及び伝統的建造物群を除く)。

「有形文化財」 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料。

「無形文化財」 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの。

「民俗文化財」 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの。

「記念物」 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で我が国にとって学術上価値の高いもの。

- 2) 『学制百年史』（文部省、1972年）第2編第3章第4節「文化財保護」中の「文化財保護の法的整備」の項による。
- 3) 中村賢二郎『文化財保護制度概説』（ぎょうせい、1999年）や川村恒明監修・著、根木昭・和田勝彦編著『文化遺産保護の新たな展開に向けて文化財政策概論』（東海大学出版会、2002年）中の「第2章 文化財政策の変遷」がある。『学制百年史』（文部省、1972年）は明治5年の学制頒布以来、百年間の教育の発達を、制度を中心として概述しているもので、第2編第3章第4節「文化財保護」において、時代背景とともに文化財保護法令ごとに変遷を記している。また、近代文化財研究会の活動の中で編集された鈴木良・高木博志編『文化財と近代日本』（山川出版社、2002年）では、鈴木良「近代日本文化財問題研究の課題」において、文化財という言葉の定義づけのなかで保護制度の展開が述べられている。同書は、巻末に「近代日本文化財関係文献目録」を掲載し、文化財に関する資料・研究所・研究論文を紹介している。
- 4) 『史蹟論 19世紀日本の地域社会と歴史意識』（名古屋大学出版会、1998年）。羽賀氏は古戦場と古城跡を中心に記念碑を取り上げ建立の意図と背景を検討した「史蹟記念碑論」、顕彰碑・地誌・古代遺蹟から過去を顕彰する「復古」的な流れが生まれた背景を検討する「復古の歴史像」、19世紀に入って大名や知識人の手により地誌が編纂される意義や文化史・政治史的な意味を検討した「史蹟と文化構造」という3つの枠組みで、19世紀地域社会と人々の歴史意識の関わり、文化的特質について述べている。
- 5) 『「非文献資料の基礎的研究」報告書 近現代の戦争に関する記念碑』（国立歴史民俗博物館、2003年）。
- 6) 本項では、特に断らない限り『学制百年史』（文部省、1972年）及び川村恒明監修・著、根木昭・和田勝彦編著『文化遺産保護の新たな展開に向けて文化財政策概論』（東海大学出版会、2002年）をもとにして確認を行う。両書は、文化財保護政策を担う官庁と、政策展開を議論する研究機関の著作であり、双方の見解を合わせて記述する。また、法令条文の引用については『法令全書』によるが、一部原資料から引用し、その場合は別途註記した。
- 7) 中村賢二郎『文化財保護制度概説』（ぎょうせい、1999年）に言及されている。
- 8) 内務省訓令第985号「學術技芸若ハ考古ノ資料トナルベキ埋蔵物取扱ニ関スル件」は以下の通りである。遺失物法第十三条ニ依リ學術技芸若ハ考古ノ資料ト為ルヘキ埋蔵物ヲ発見シタルトキハ、其ノ品質形状発瀨ノ年月日場所及口碑等徴証トナルヘキ事項ヲ詳記シ、模写図ヲ添ヘ左ノ區別ニ従ヒ之ヲ通知スヘシ。
一、古墳関係品其ノ他學術技芸若ハ考古ノ資料トナルヘキモノハ宮内省
一、石器時代の遺物ハ東京帝国大学
宮内省又ハ東京帝国大学ヨリ前項埋蔵物送付ノ通知ヲ受ケタルトキハ仮領収証書ヲ徴シ、物件ノ毀損セサル様装置シテ之ヲ送付スヘシ。
運送ニ関スル費用ハ警察費ヲ以テ支弁シ宮内省又ハ東京帝国大学ニ要求スヘシ。
宮内省又ハ東京帝国大学ヨリ貯蔵ノ必要アル旨通知ヲ受ケタル埋蔵物ニシテ公告後法定ノ期間ヲ経過シ所有発見セス所有権国庫ニ帰属シタルトキハ、其ノ宮内省ニ係ルモノハ相当代価ヲ以テ同省ニ譲渡シ東京帝国大学ニ係ルモノハ同学ニ保管転換ノ手續ヲ為シ当省ヘ報告スヘシ。
宮内省又ハ東京帝国大学ヨリ貯蔵ノ必要ナキ旨通知ヲ受ケタル埋蔵物ハ、學術技芸若ハ考古ノ資料ニ供スヘキ物件ノ取扱ヲ為サス法定期間経過後発見者ニ交付スル等便宜ノ処分ヲ為スヘシ。
- 9) 「公文類聚」第23編、明治32年（国立公文書館蔵）
- 10) 昭和42年の第055回国会文教委員会文化財保護に関する小委員会において、埋蔵文化財の保護の現況、ことに奈良県藤原宮跡発掘の経緯並びに古都の保存と開発に伴う問題等が議論されたが、参考人として承知された当時國學院大学教授の坂本太郎は、師である黒板勝美の史跡保存に対する考え方について次のように述べている。
「この史跡の指定は、明治の末ごろ、私どもの先生でございました黒板勝美博士が外遊されまして、外国で歴史的記念物を非常によく保存してあるということを見てこられまして、日本でもぜひそういうことを始めねばならないということで、大正年間から史跡の指定ということが行なわれたわけでございます。その黒板博士の御意見は、主として、史跡は原状のままに保存すべきものである、手を加えてはならない、これは国民の思想のよりどころであるし、また歴史の生きた証拠でもあるから大いに尊重しなければならぬけ

れども、手を加えるべきものではない、原状のまま保存しておいたほうがいい、そういう考えが根本にありました。その当時、史跡名勝天然記念物法というものができまして、史跡のほかに名勝、天然記念物ともに指定して保存をするという方策が講ぜられましたが、それはみな原状のままに保存していくというのが原則であったようでございます。」(第055回国国会議録による)

黒板の基本的な考え方は、歴史の生きた証拠である史跡を現状のまま保存するという考え方であった。

- 11) 同法による指定の件数は1950年の文化財保護法の制定までに史跡603件、名勝205件、天然記念物772件となっている。
- 12) この数字には、宮崎県内で出土した考古資料として唯一の国宝である西都原古墳出土金銅馬具類(財団法人五島美術館蔵)、重要文化財の西都原170号墳出土子持家形埴輪及び舟形埴輪(東京国立博物館蔵)は含まない。
- 13) 「平成18年度宮崎県文化総覧」による。以下の指定文化財件数は同総覧による。
- 14) 宮崎県指定文化財は、1956年(昭和31)3月30日に制定、6月1日から施行された「宮崎県文化財保護条例」にもとづいて決められている。この条例は文化財保護法により制定されたものであるが、付則第2項には「この条例施行の際、現に宮崎県史跡名勝天然記念物保存顕彰規程(昭和八年宮崎県告示第三十九号)により指定されている県指定史跡名勝天然記念物は、この条例による県指定史跡名勝天然記念物とみなす。」とある。戦前は、有形文化財を県単位で指定していなかった。
- 15) 北郷泰道『日本の遺跡1 西都原古墳群』(同成社、2005年)では、昭和8年～19年に宮崎県内で指定された古墳の総基数を2,066基とする。このような大量の史跡指定は、宮崎県が「皇祖発祥の地」であり、その神話的な世界を保証するものと考えられていたと指摘している。宮崎県が「皇祖発祥の地」であることを全国に発信するのは、置県50年を迎えた昭和8年以降であるが、史跡指定と結びつけるためにはそれぞれの史跡の性格や指定の理由を具体的に検討しなければならない。この点も今後の課題である。

非破壊的手法による遺跡情報の収集

～宮崎県立西都原考古博物館における地中レーダー探査の実践～

東 憲 章

1 はじめに

宮崎県教育委員会では、1990年代の前半から西都原古墳群や県内遺跡の地中探査を行い、その有効性についての検討と検証を行ってきた。その中で、火山灰土壌の発達した南九州においては、特に地中レーダー探査が高い精度を示すことが明らかとなってきた。

また、南九州独特の地下式横穴墓は、地下に素掘りの空洞を持ちながら、多くの場合は地上に明確な遺構を伴わない古墳時代の墓制であり、顕在遺構としての高塚古墳と混在したり、あるいは高塚古墳が進出していない地域にも分布するなど、その存在は南九州の歴史を理解する上で非常に重要である。地中探査により、発掘以前にその存在を把握し地下の状況を知ることが、遺跡の保存や整備、詳細かつ効率的な調査の実施のために不可欠と言える。

宮崎県立西都原考古博物館では、その開館準備の段階から、地中レーダー探査システム（機材：米国 GSSI 社製 SIR-2000 及び 200MHz、500MHz アンテナ 解析ソフトウェア：Dean Goodman 氏製 GPR-SLICE）を独自に導入し、研究活動の柱の一つと位置付けてきた。その成果は、西都原古墳群の保存整備事業はもとより、博物館における展示にも活用している。

本稿では、これまでの当館における地中探査の実践について紹介し、今後の展望と課題について述べたい。

2 地中探査とは

地中探査とは、非破壊的手法により地中の状況を把握することであり、遺跡の調査においては、発掘を行わずに遺跡の情報を入手するものである。

発掘調査とは、地中に埋まっている遺跡の状況を把握するために、実際に地面を掘り下げ、切ったり削ったりして土を除去する、いわば外科手術のようなものである。直接目で見て確認することができる代わりに、遺跡に対してある程度のダメージをも与えることになる。

これに対して、地中探査は、手術前に行われる診察やレントゲン検査のようなものであり、事前に遺跡の状況を把握することは、詳細かつ効率的な調査や保存のために、遺跡へのダメージを最小限に止めるためにも必要不可欠なものである。

地中の状況を知るためには、航空写真判読や地上の草木の生育状況の差、斜光による影の利用、雨後の乾燥速度や雪の解ける速度など、自然界の状況を注意深く観察することも有用な手段となる¹⁾。

より積極的な探査手法として、電波や電気、磁気、振動（弾性力）など物理的な手段を

利用するものがある。対象物までの深度や土質、乾燥や湿潤の程度などにより有効な手法は異なるが、地下数mまでを主な対象とする考古学への応用の場合、地中レーダー探査はその情報量の豊富さ、対象物の大きさや形状を詳細に捉える分解能の高さの面で他の手法を凌駕する。火山灰土壌の発達した南九州においては、これまでに精度の高い結果が得られており、最も多用されている探査法である。

地中レーダー探査とは、電波を地中に送り込み、地層や遺構、遺物から反射して戻ってきた電波を捉えるもので、その速度と強さにより対象物までの距離や大きさを把握するものであり、飛行機のレーダーや魚群探知機と原理は同じである。しかし、空中や水中のように非常に均質性の高い物質の中にある異物を捉えることは比較的容易であるのに対し、地中は土、砂、粘土、石などが混在し、硬度や含水率、電波の伝達速度等が複雑に影響するため、電波の減衰が著しく、得られる情報にノイズが含まれることも多い。使用する周波数が数10～数100MHzと、テレビやラジオ、携帯電話など日常的に使用されている周波数領域に近いと、外部からの影響を受けることも多い。高精度で有用な結果を得るためには、現場における探査（データ収集）と専用ソフトによる解析について、十分な習熟が必要となる。

探査では、地表面上を送受信のアンテナを走らせることでデータを得る。アンテナを走らせた部分の地下の状況は、見かけの断面として記録される。これらのデータを、コンピュータ上で距離補正することで断面図が作成される。また、位置情報に従って整列させ、特定の深さ（時間）のデータを表示することで平面図を作成することができる。これは、特定の時間設定により地中データをフラットに切り取るものであることから、タイムスライスと呼ばれる。更に連続する時間の平面データを積み上げることで三次元化することも可能である。これにより、異質な部分の規模や形状を把握し、遺構や遺物の性格を推定することが可能となる。

地中レーダー探査の特性に関して、重要なポイントがある。地中レーダーは、医学で用いられるレントゲンやCTエコーのように対象物の実像写真を撮っているのではなく、対象物とその周囲との相対的な変位を捉え、異常反応部の規模や形状を推測するものであるということである。そのため、極端に狭い範囲での探査は有効ではない。

3 地中レーダー探査の実践

(1) 西都原古墳群関係

①男狭穂塚女狭穂塚陵墓参考地

全国初となる陵墓参考地における地中探査は、西都原考古博物館が開館した2004年度から3ヵ年事業として、宮内庁の全面的な理解と協力を得て実施した²⁾。

1995（平成7）年以降、県教委が実施している古墳群の保存と活用を目的とした調査と整備、それに伴う研究の進展により、古墳群の実体が徐々に明らかになってきた中、その圧倒的規模から西都原古墳群のみならず南九州全体の盟主墳として捉えられる男狭穂塚

女狭穂塚の両墳については、陵墓参考地であることから一般の立入は制限され、厚いペールに包まれた状態であった。しかし、西都原古墳群をはじめとする南九州の古墳時代像を正しく理解するためには、男狭穂塚女狭穂塚を抜きには考えられず、歴史研究及び郷土理解のための教育素材としても不可欠な存在であった。

このような状況の中、宮崎県では基礎資料としての墳丘測量図の作成を計画し宮内庁と協議を重ねた。その結果、陵墓や陵墓参考地が、「現在でも皇室の祭祀の対象として、その静謐と安寧が保たれなければならない」としながらも、「県の公共事業であり、その目的も公共性が高いこと、行政のみならず地元とも良好な関係の中で守られてきたこと」などから、宮内庁としてもその意義について最大限の理解を示し、1997年に自治体単独としては初めての陵墓参考地の測量調査の許可を得た。こうして、男狭穂塚は列島最大の帆立貝形古墳、女狭穂塚は九州最大の前方後円墳として、その偉容を明らかにすることとなったが、言うまでもなく測量調査は地表面上の観察の成果であり、この巨大古墳に関する多くの課題は残されたままであった。

こうした問題解明のため新たな調査の進展が望まれる中、非破壊的手法により地中の状況を把握する地中探査の実施について宮内庁に申請し、許可を得たのである。

地中探査事業では、墳丘や周溝の本来の形状を明らかにし、両古墳の関係を解明する手掛かりを得ることを目的としたが、墳墓が現在でも皇室の祭祀の対象となっていることを考慮し、基本的に墳丘上の探査は行わず、周溝及び周堤帯、周囲の平坦地を対象とした。周溝の形状を正確に把握することで、墳丘形状を明らかにするという考え方である。

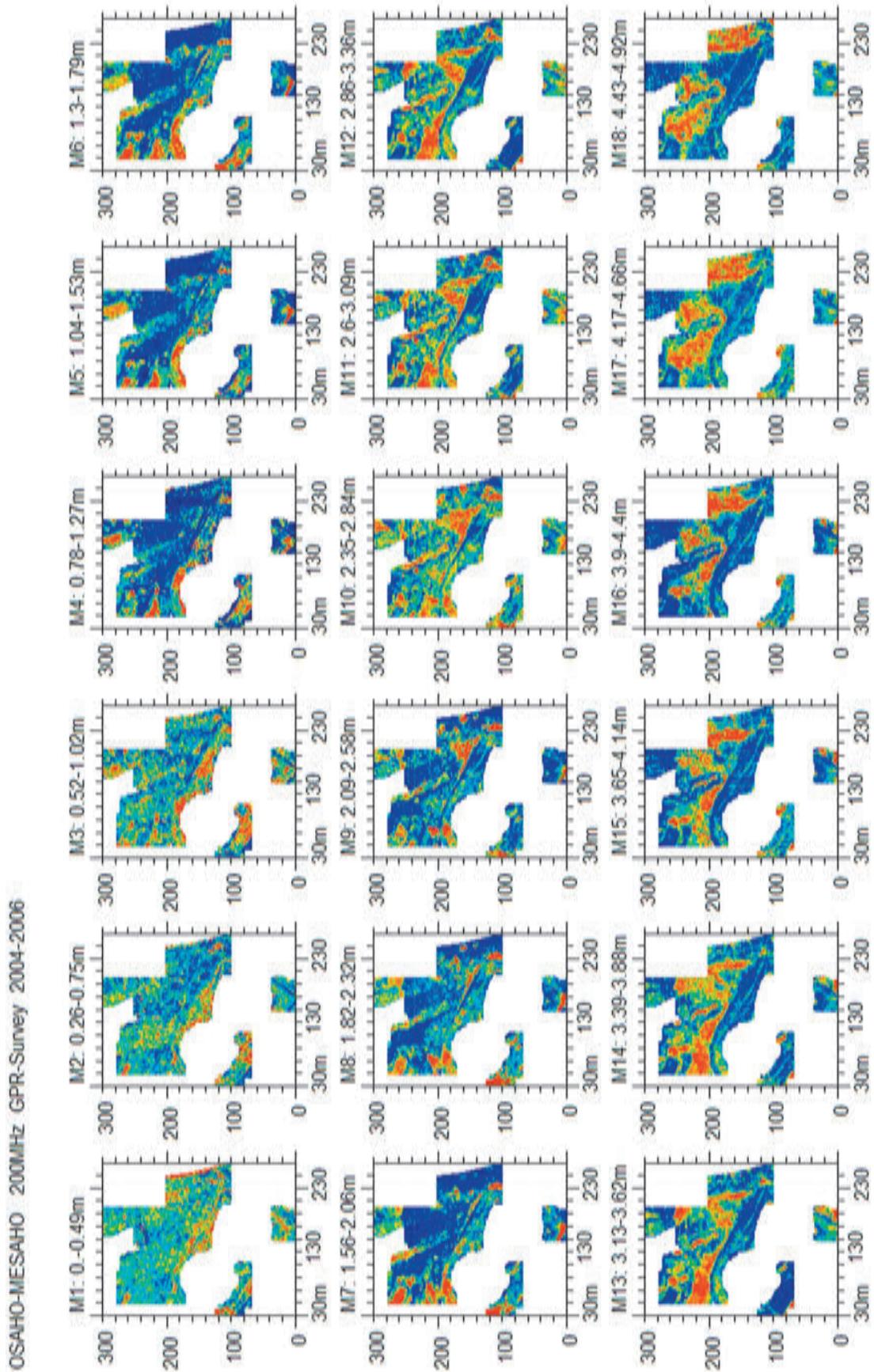
事業の3カ年で実施した探査面積は27,500㎡で、アンテナの走査距離は、200MHzで42,863m、500MHzで45,138mに及んだ。その成果を第1～3図に示し、以下に明らかになった点を項目毎に整理して記す。

・男狭穂塚の周溝と前方部の形状

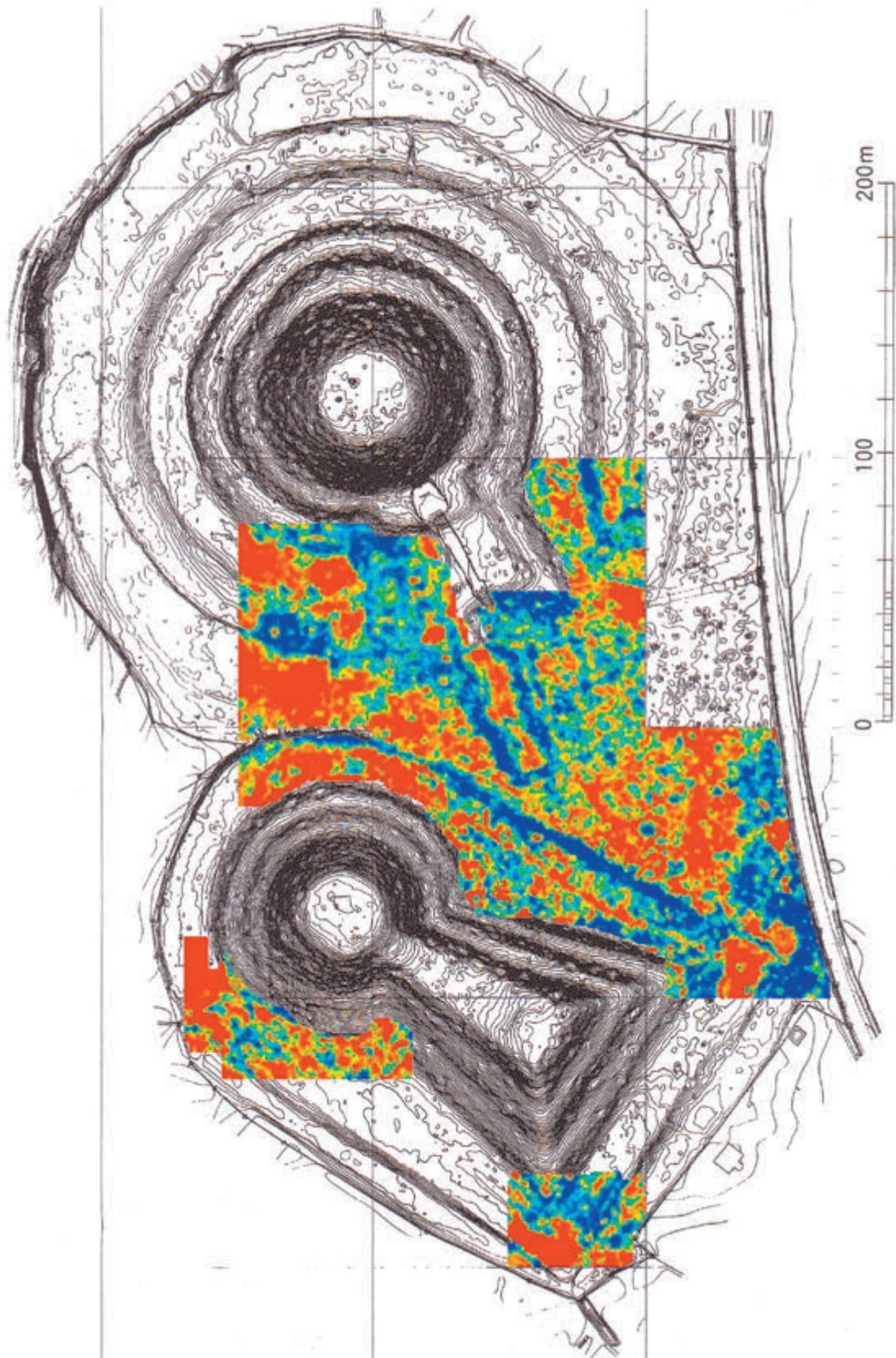
現状の男狭穂塚の前方部は、その西面と前面で本来の形状を留めておらず、ともに大きく削られている。墳丘西側の第1周溝端部は、現状は埋められているものの、本来は逆「く」字形に屈曲し前方部に沿って延び、第2周溝端部と接する。周堤帯端部は、三角形先に細りとなって収束する。こうした状況は、前方部東側とほぼ対称となる。前方部は、現状よりも約20mほど長くなり、本来の墳丘長は175～176mとなる。これは、第2周溝の東西の端部どうしを結んだライン上に前方部前端がくることになり、規格性の高い設計プランがうかがわれる。前方部前面には周溝は巡らない。

第2図に反射の強弱によって浮かび上がる形状は、前方部の西面が開き左右対称とはいえないが、地中探査の結果は、一部が破壊された後の現在の状況を示しているものであり、本来の墳形を正確に復元するためには、副次的な要素も加味した上で検討することが必要となる。

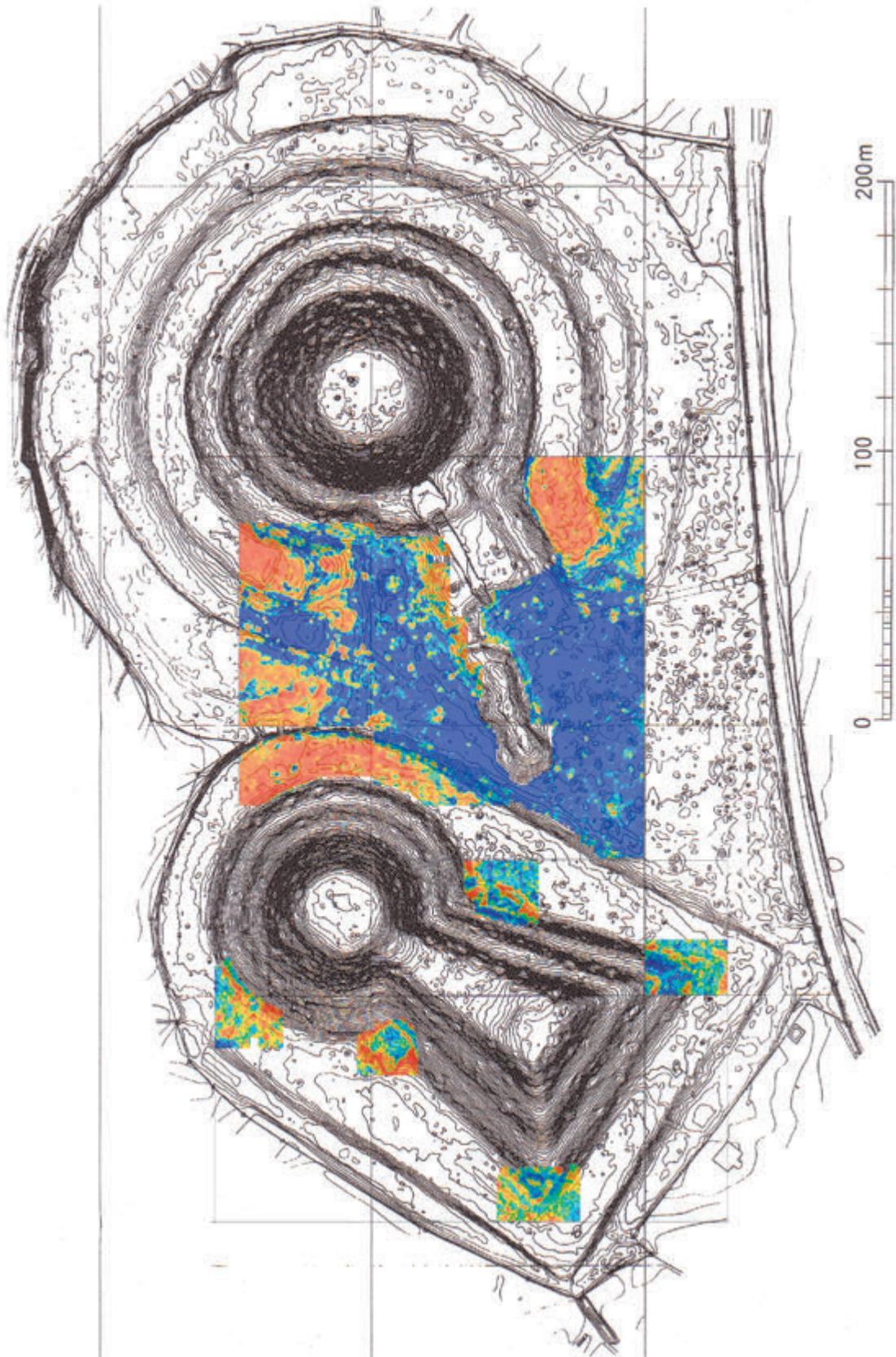
探査結果第1図で、前方部形状が浮かび上がるM14～M15よりも更に深い位置のM16～M17を見ると、前方部西面の示す角度が異なっている。それは前方部東面と平行



第1図 男狭穂塚女狭穂塚陵墓参考地中レーダー探査最終結果 (タイムスライス)



第2図 男狭穂塚女狭穂塚 地中レーダー探査 (200MHZ)



第3図 男狭穂塚女狭穂塚 地中レーダー探査 (500MHZ)

する角度であり、本来の前方部の方向性を反映しているものと考えられる。従って、本来の男狭穂塚の形状は、左右対称であった可能性が高い。

・男狭穂塚前方部南西に延びる土堤部

探査結果により明らかになった本来の前方部前端線は、土堤部を横切る形となることから、男狭穂塚とは本来無関係のものであると考えられる。

・女狭穂塚の第2周溝

女狭穂塚の北東側に第2周溝は見られず、男狭穂塚第2周溝との重複も認められない。従って、男狭穂塚と女狭穂塚には直接的な重複関係はない。

女狭穂塚の南西側、陵墓参考地の範囲外で、確認された第2周溝は全周せず、北西方向に位置する高取山から続く傾斜地の地形的な連続性を断ち切る目的で、女狭穂塚の南西側のみに第2周溝が設定されたものと推定される。なお、この周溝は、陪塚である171号墳の西側を巡っており、主墳である女狭穂塚と陪塚である171号墳をセットにして、連続する傾斜地形から切り離している。

・女狭穂塚の造出

左造出は精美な台形状を呈しており、後円部に接するように存在し、築造当時の形状を良く保っている。これに対して右造出は、後円部からやや離れた位置に存在し、その規模も左造出よりも一回りほど小さい。形状は、左造出と同じく台形状であるが、若干の崩落があったものと考えられる。しかし、その位置や規模については、現況よりも大きくなることは考え難く、本来的に左右の造出部は非対称であったと判断される。

・女狭穂塚の両隅角

右隅角では、墳丘第2段の根石列と墳丘最下段の根石列を、左隅角では墳丘最下段の根石列を確認した。左隅角の根石列は、前方部前面で現況の墳端よりも数m内側に入りこんでいる。これは、墳丘最下段の根石列はほぼ水平に設定されたものの、左隅角周辺の周溝がより深く掘られたことにより、結果として墳丘の傾斜面が延びたことによる。傾斜の途中で根石列が巡り、見かけの墳丘としては更に数m外側にまで延びる。従って、根石列でみるならば、両隅角の形状はほぼ対称であり、見かけの墳丘でみるならば、非対称となる。

・女狭穂塚の渡り土手

200MHz データでは不明瞭であるが、500MHz データでは、女狭穂塚後円部の南西方向に、周溝を横切る強い反射が確認され、渡り土手と判断された。この渡り土手は、1926(大正15)年の測量図には明確に表現されているものの、1997(平成9)年の測量図では、周囲に若干の等高線の乱れが認められるものの、その存在は不明瞭であった。

女狭穂塚と同一規格であると指摘される仲津山古墳(大阪府藤井寺市)では、ほぼ同じ位置に渡り土手が存在する。墳丘のみならず、周溝や渡り土手の位置や形状まで高い規格の同一性を読みとることができる。

② 111号墳

111号墳に対する地中レーダー探査は、これまでに3回実施している³⁾。

第1の探査は、1995年に県文化課の依頼により、マイアミ大学地球物理学応用考古学探査研究所中島研究室のDean Goodman氏が実施したものである。

探査の結果、墳丘南西裾に空洞（4号地下式横穴墓）が存在すること、墳丘東側に直線状の反射があること等が指摘された。

第2の探査は、2002年に考古博物館（準備室）が、111号墳の整備に向けた発掘調査に先立ち、再度の探査を実施した。使用機材は、考古博物館の研究用に独自に導入した地中レーダーシステムである。

1995年と同じく、測線間隔は1mで、解析には、Dean Goodman氏製のGPR-SLICEを使用した。機材やソフトの機能進化もあり、より詳細な結果を得ることができた。

探査の結果を第4図～第6図に示す。墳丘表面の葺石や根石のラインが明確に捉えられており、墳丘が二段築成であることが明らかである。

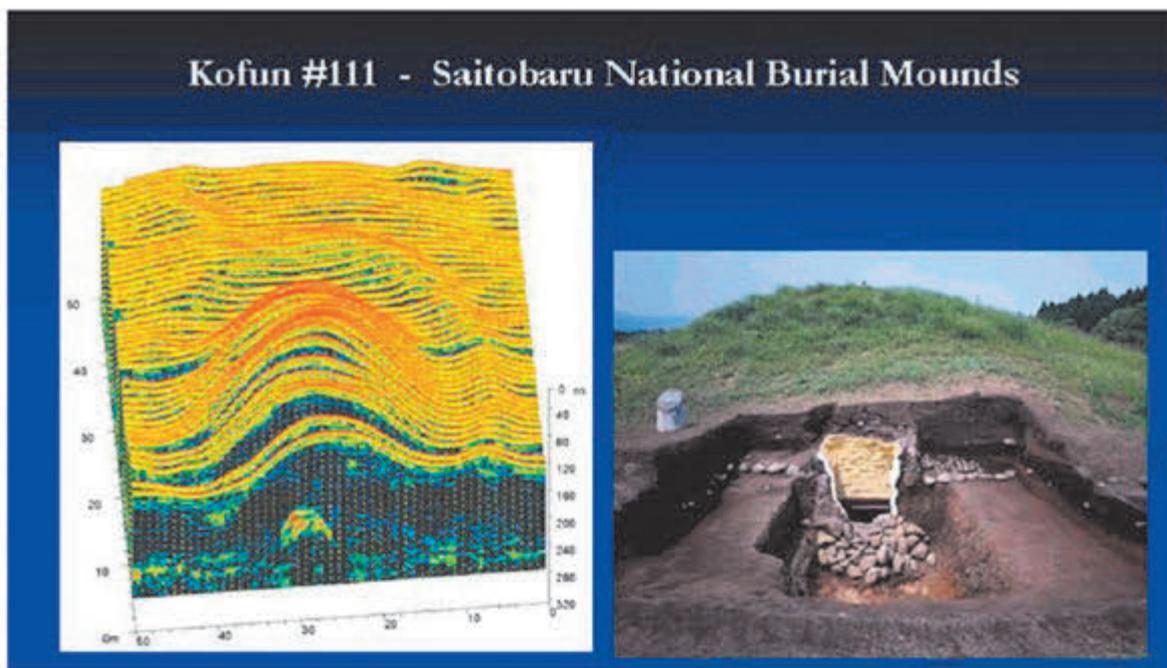
同心円状に3重に廻る強反射部は、内側のものから、墳丘2段目（上段）の葺石と根石、墳丘1段目（下段）の墳裾から周溝の一部（墳丘1段目が全体的に大きく削られ、葺石は根石とその上方に僅かに残存し、周溝内に転落した葺石が見られた。）、周溝外側の現状の周堤帯を示している。この周堤帯は、1966（昭和41）年からの「風土記の丘」整備事業の際に、周溝幅を確認した上で、その周溝を強調するために人為的な整備として造成されたものである。地中レーダーによる反射は、周堤帯の造成時に積み上げられた土塊や石、そしてそれらを叩き締めた影響と考えられる。

4号地下式横穴墓の存在、墳丘東側の直線状の反射も明瞭である。この直線状の反射は、墳丘の一部が直線的に削られた痕跡であることが、後の発掘調査で確認された。風土記の丘整備事業が実施されるまで、墳丘東側に民家が密接して存在していたことに関係すると思われる。

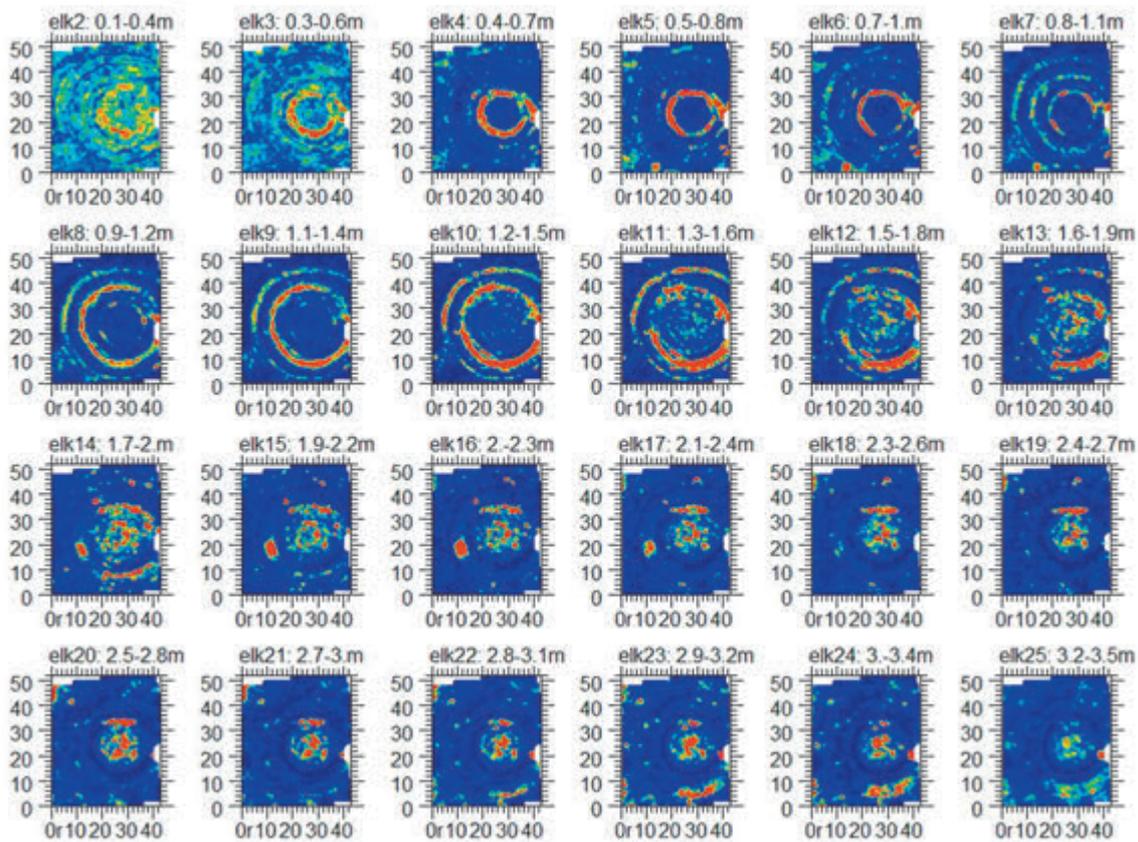
また、墳頂部中心からやや南寄りの位置に強い反射が見られる。これは、2005年度の発掘調査で確認された、盗掘に伴う空洞と考えられる。

第3の探査は、2003年度に実施した。前年度からのトレンチ調査で、墳頂平坦面に複数基の土坑が切り合う状況で確認されたことによる。土坑の上面からは、少量の鉄片や須恵器が検出され、埋葬施設である可能性が高いものと判断された。文化庁との協議の結果、一度埋め戻した上で、調査の進め方について再検討を行うこととなった。

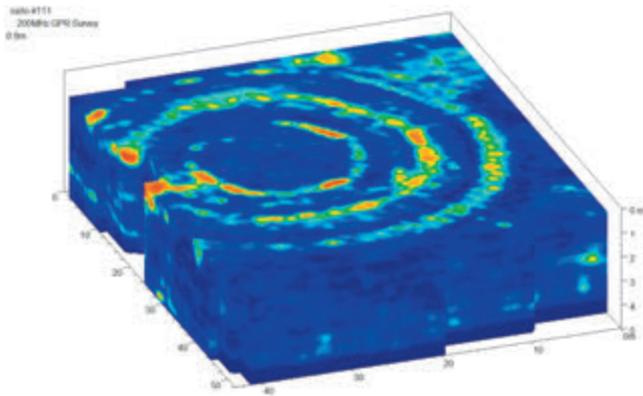
より多くの視点からの情報を収集し、慎重かつ効率的な調査を実施するために、墳頂部への地中レーダー探査を実施することとした。しかし、遺構検出面までが非常に浅く、一度表土を取り除いた後で埋め戻した場所であることなどから、レーダー探査においてはノイズが著しく良好なデータが得られないことも予想された。そのため、埋め戻し土がなるべく落ち着くのを待ち、約半年の期間を空けた後に探査を実施した。500MHzアンテナを使用し、墳頂平坦面の8m四方に対し、測線間隔25cmで、X方向とY方向の複方向の探査を実施した。



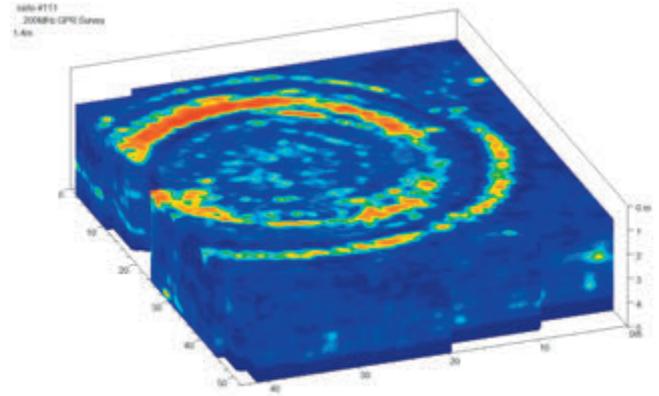
saito #111
200MHz GPR Survey



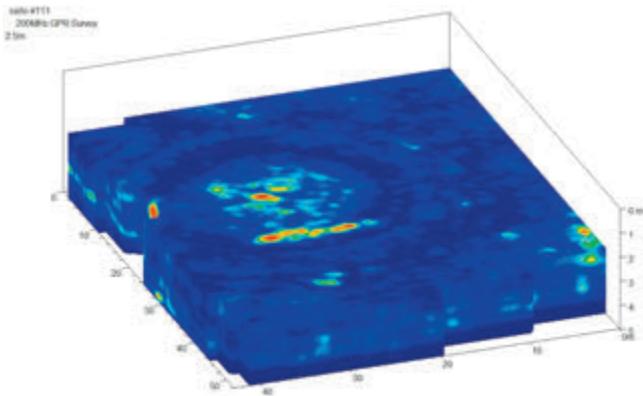
第 4 図 西都原 111 号墳地中レーダー探査結果 (1) タイムスライス



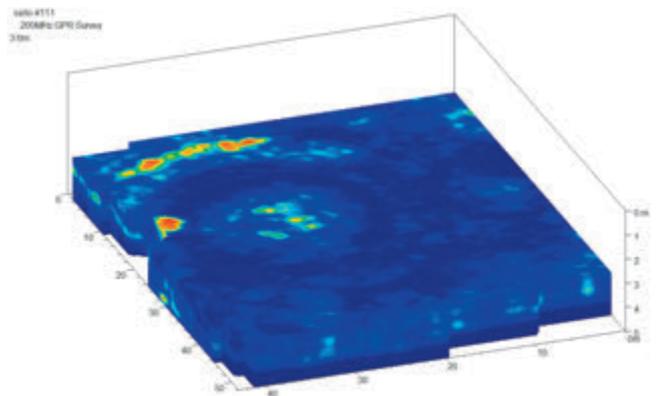
地表下 0.9 m
墳丘上段、墳丘下段の根石列、
周堤帯が強く反射している。



地表下 1.4 m

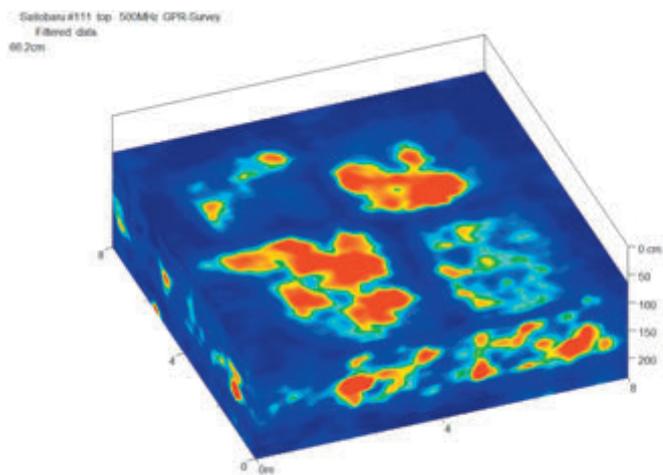


地表下 2.5 m
直線上の反射は、墳丘下段が
削平された状況を示している。

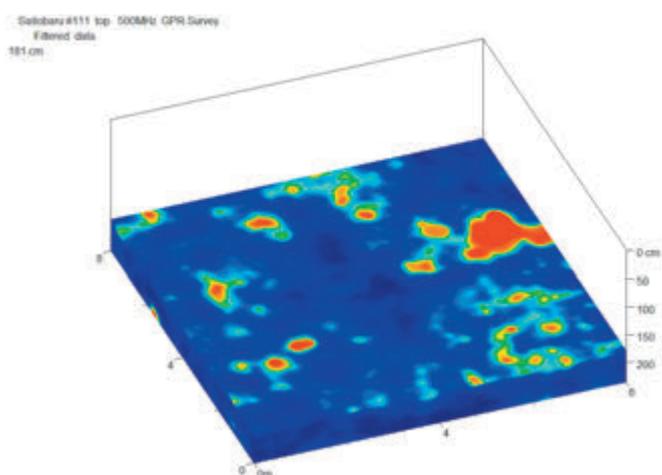


地表下 3.6 m
4号地下式横穴墓が反応している。

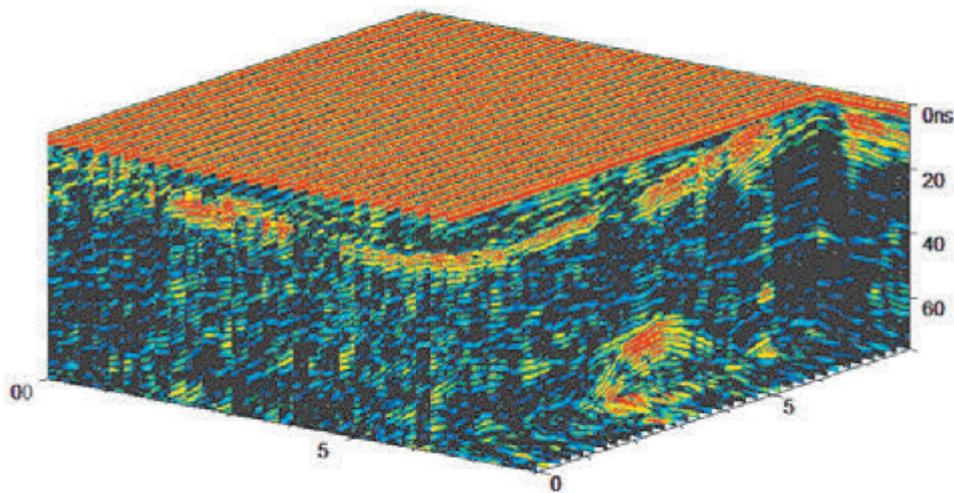
第5図 西都原111号墳地中レーダー探査結果(2) 3Dタイムスライス



3D タイムスライス①
木棺直葬の主体部 3 基が反応している。



3D タイムスライス②
盗掘による空洞が反応している。



3D レーダーグラム (断面図)
深い位置に空洞反応が見られる。

第 6 図 西都原 111 号墳頂平坦面地中レーダー探査結果 (500MHz)

解析では、収集した生データを通常通りに処理したが、事前の危惧のとおり多くのノイズを含むものであり、タイムスライスの平面図では、期待したような結果を得ることはできなかった。そこで、ノイズを除去するいくつかのフィルター処理⁴⁾を行った上で、再度の解析を試みた。すると、断面図、タイムスライス平面図、三次元図のいずれにおいても、当初の解析よりも明瞭な結果を得ることができた。

探査結果第6図を見ると、発掘調査において土層断面観察用に掘り残したベルトの周囲に、強い反射箇所が集中している。これは、数基の埋葬施設や土坑が切り合う状況を示している。また、中心からやや南寄りの位置に、非常に強い反射が見られた。他の反射よりも深い位置であり、調査時に確認された盗掘に伴う掘り込みと空洞を捉えたものである。

③ 81号墳

81号墳は、第2古墳群の南端部に立地する前方後円墳であるが、西都原古墳群の多くの前方後円墳が後円部を北に向けるのに対し、1基のみ後円部を南に向け築造されている。その墳形から、纏向型前方後円墳の可能性が高いと指摘されていた⁵⁾。

2004（平成16）年度から宮崎大学が実施した発掘調査に先立ち、地中レーダー探査を実施した⁶⁾。その結果を第7図①に示す。

南北方向に主軸を取る墳丘（後円部が南）に対して、後円部中央で主軸と直交するように長さ5m、幅3mの強い反射が見られ、主体部と考えられた。この主体部からは、西向きに細長い線状の反射が続いている。これは、その後の発掘調査で確認された溝状の構造に対応し、主体部へ続く墓道状の施設と考えられる。

④ 170号墳

170号墳は、隣接する169号墳とともに、男狭穂塚（陵墓参考地）の陪塚として知られている。1911（大正元）年から行われた発掘調査で、増田于信、関保之助によって発掘されている。

2004年から大谷女子大学（現大阪大谷大学）と共同し実施した整備に向けた発掘調査に先立って、墳頂平坦面の地中レーダー探査を実施した。

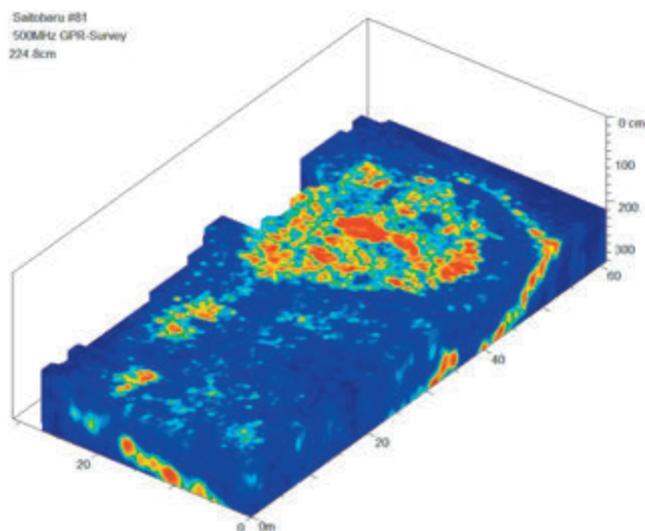
その結果、墳頂中央部で東西方向の長さ10m、幅3～4mの強い反射を得た（第7図②）。これは、発掘調査で検出された大正時代の調査坑であることが確認された。

なお、170号墳の調査では、重要文化財に指定され現在は東京国立博物館が所蔵する埴輪子持家と埴輪船の破片の一部が出土した。それまで、出土古墳が未確定で、一般的には169号墳からの出土とする意見が有力であった、西都原古墳群を代表する重文の両埴輪が、ともに170号墳出土であったことを確定することとなった。

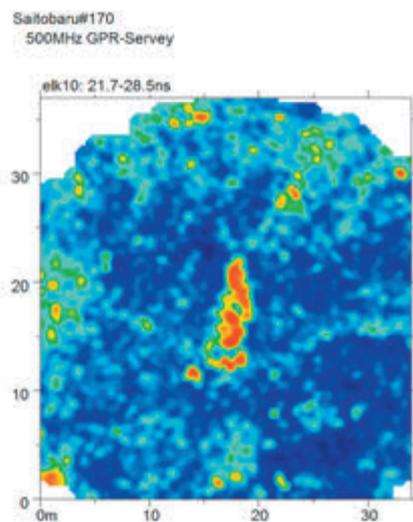
⑤ 西都原東地区

陵墓参考地の北側に位置する西都原東地区で、周囲を大きく削られ本来の墳丘規模が不明となっていた2基の円墳に対し、2002（平成14）年に探査を実施した。

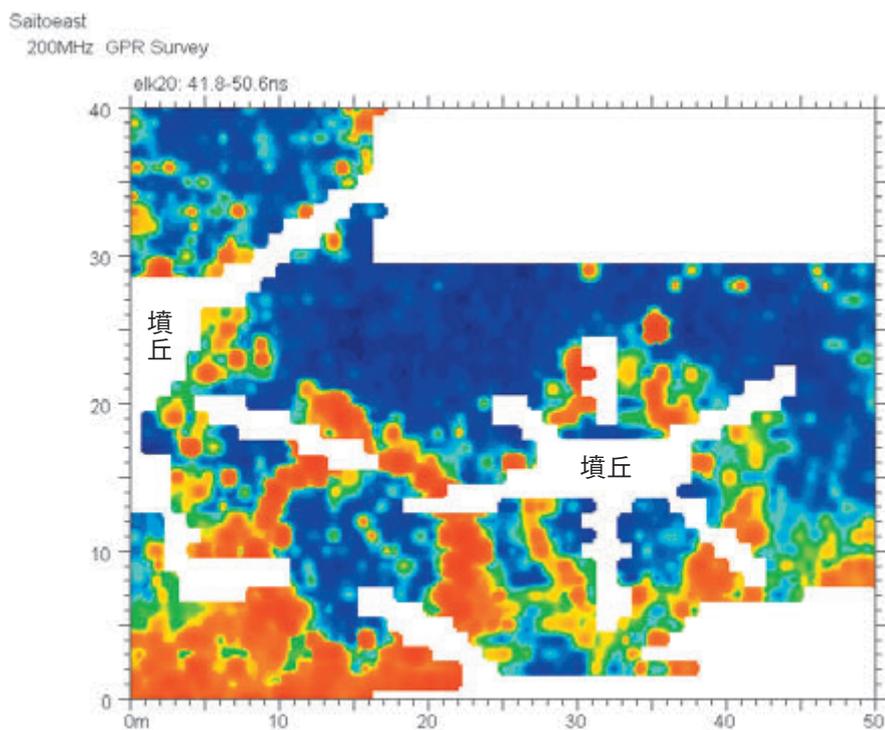
その結果、目的の2基の円墳周溝を確認し、その墳丘規模を確定したが、更にもう1基の円墳を確認した（第7図③）。これは墳丘が完全に削平されていたものの、周溝が全周



①西都原 81 号墳 3D タイムスライス
後円部中央に主体部と墓道の反応が
見られる。



②西都原 170 号墳 3D タイムスライス
墳丘中央に大正時代の調査坑が反応
している。



③西都原東地区
2 基の古墳の間に、削平された
円墳の周溝が確認された。

第 7 図 西都原 81 号墳、170 号墳、西都原東地区における地中レーダー探査

に渡り残存していた。その後の試掘調査の結果、周溝内から須恵器が出土し、近接した位置に馬の埋葬土坑（鉄製轡か出土）を検出した。

県教委では、この探査結果に基づき、2基の円墳の周囲に植栽による周溝表現を行い、新発見の円墳についても墳丘と周溝を復元するなどの整備を行った。

⑥ 13号墳、100号墳、酒元ノ上横穴墓群

参考として、考古博物館が独自に実施したものではないもの、その検討・検証の段階でDean Goodman氏に依頼して探査を行ったものの中で、古墳群の調査や整備に有効に活用された事例を紹介する。

13号墳は、大正時代に発掘された前方後円墳で、礫覆粘土槨の主体部からホウ製三角縁神獣鏡等が出土している。1995（平成7）年に整備に向けた発掘調査に先立ち後円部墳頂平坦面の地中レーダー探査を行った（第8図①）。その結果、墳丘主軸から約45°西に振れた状態で主体部が捉えられた。また、その位置や規模ばかりでなく、大正時代調査の報告に見られたように主体部が傾きをもっていることも確認された。

100号墳は、その墳形から前期前半の前方後円墳と推定されており、1998（平成10）年に整備に向けた発掘調査に先立ち探査を行った（第8図②）。その結果、後円部中央に主軸に沿った反射と、後円部北東隅に主軸から45°西に振れた狭長な反射が見られた。主体部と考えられるが、発掘調査は行っていない。また、墳丘に沿った鍵穴形の周溝の存在が明らかになった。古墳の周囲は、昭和40年代前半まで畑地として耕作されており、その後の発掘調査では周溝の立ち上がりを認識することはできなかった。整備においては、探査結果を基に周溝の復元を行った。

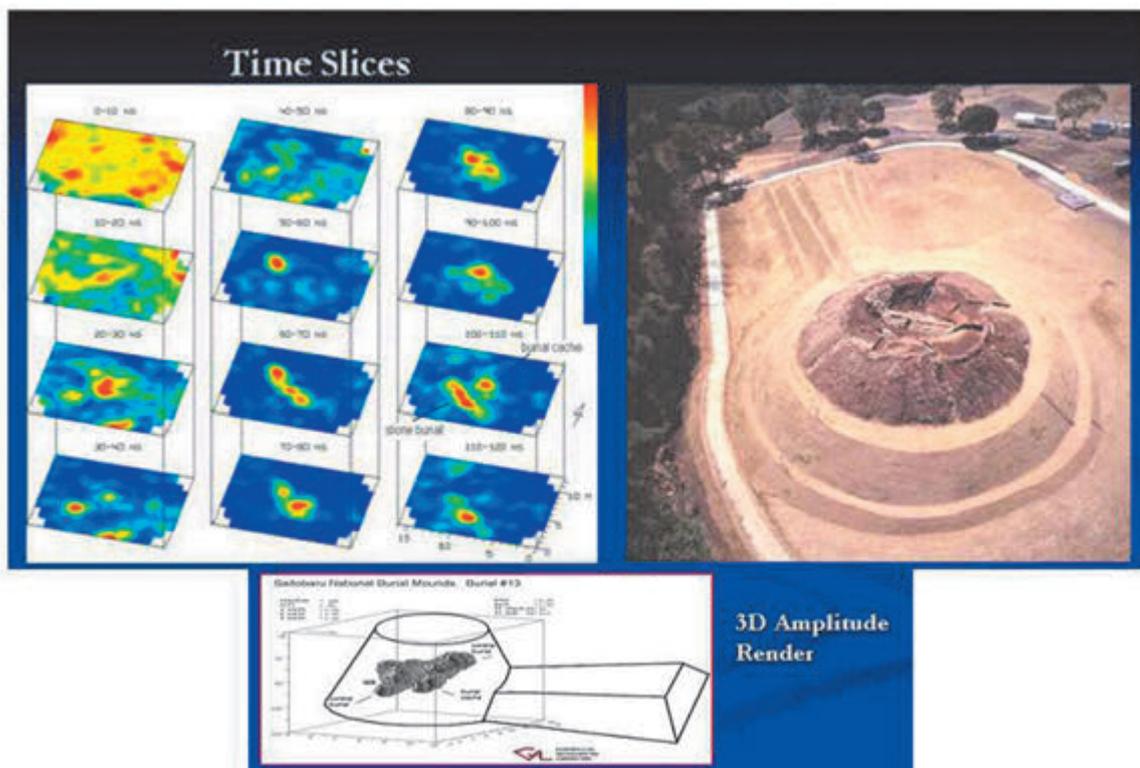
酒元ノ上横穴墓群は、1995年に新たに発見され、楔形の大型の墓道とその奥壁や側壁に主体部を持つ。10基の墓道が確認され、それらの中には主体部が1基のものと2基のものが見られた。この横穴墓群では、どのような構造のものが地中のどこに存在するのか把握できたことから、その後、1995年から98年にかけて県教委、奈良文化財研究所、天理大学、Dean Goodman氏による共同研究として4回の探査と検証を行った。この研究は、南九州における地中探査の理解と解析精度が飛躍的に高まる画期となった。

第8図③は、7号墓道と2つの主体部を示している。

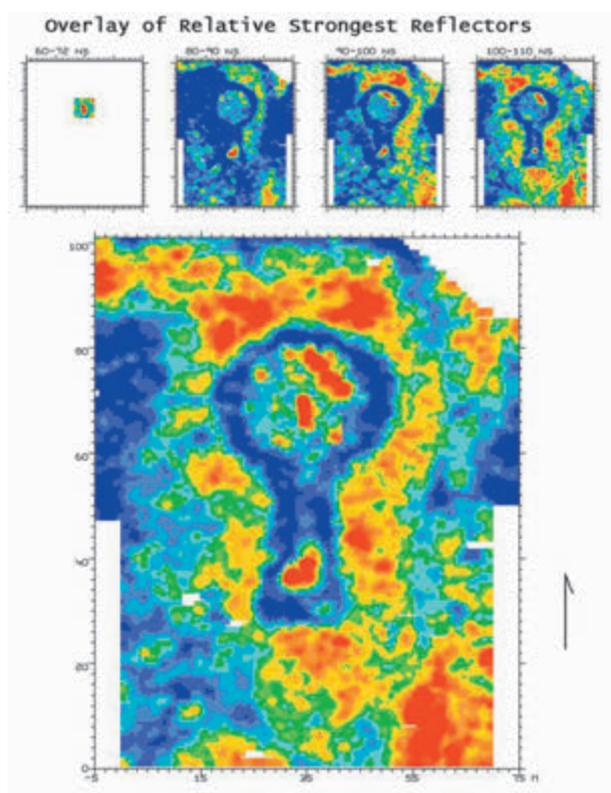
(2) 西都原古墳群以外での取り組み

① 前の原地下式横穴墓群（宮崎県国富町）

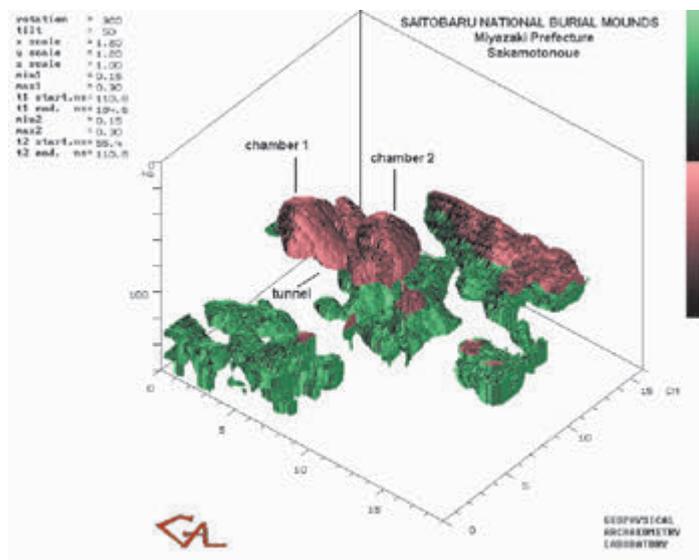
当地下式横穴墓群は、1998年に国富町教育委員会による緊急調査により3基の地下式横穴墓が調査されていた。2002年、鹿児島国際大学の太西智和等による隣接地（畑地）の発掘調査が計画されたことから、西都原古墳群以外の探査データを得ることを目的に、調査に先立って地中レーダー探査を実施した（第9図①）。探査の結果、5、6ヶ所の強い反射を得た。その後の発掘調査で地下式横穴墓と確認された。太西等により、6基の地下式横穴墓が調査されている⁷⁾。



①西都原 13 号墳



②西都原 100 号墳



③酒元ノ上横穴墓群 7 号墓道

第 8 図 西都原 13 号墳100 号墳坂元ノ上横穴墓歴における地中レーダー探査 (Dean Goodman 氏による)

当遺跡の探査とその後の調査結果の検討において、興味深いことが明らかになった。探査の結果、調査区の南端と北端で地下式横穴墓の反射が異なる深さで確認されたが、現状は平坦な畑地であり地下地形に大きな変化は想定されなかった。発掘調査の結果、深い位置で反応した地下式横穴墓は、玄室天井が陥没しており、それ以外は玄室が空洞として保たれていた。玄室が保たれているものは、その天井からの反射がみられ、天井が陥没したものは床面レベルで反応していたのである。つまり、こうした事例の検証を続けることで、地形的に変化のない場所で地下式横穴墓の反応の深さが異なる場合、玄室天井が陥没しているか否か、発掘調査前に判断できる可能性がある。

②常心原地下式横穴墓群（宮崎県西都市）

2005・2006年度鹿児島女子短期大学南九州地域科学研究所採択研究課題「南九州・南西諸島域における先史・古代人骨発見の試み」（研究代表者：竹中正巳）に伴う共同研究として、2005年に地中レーダー探査を実施した⁸⁾。常心原地下式横穴墓群は、西都市大字上三財に所在し、これまでに6基の地下式横穴墓が確認・調査されていた。

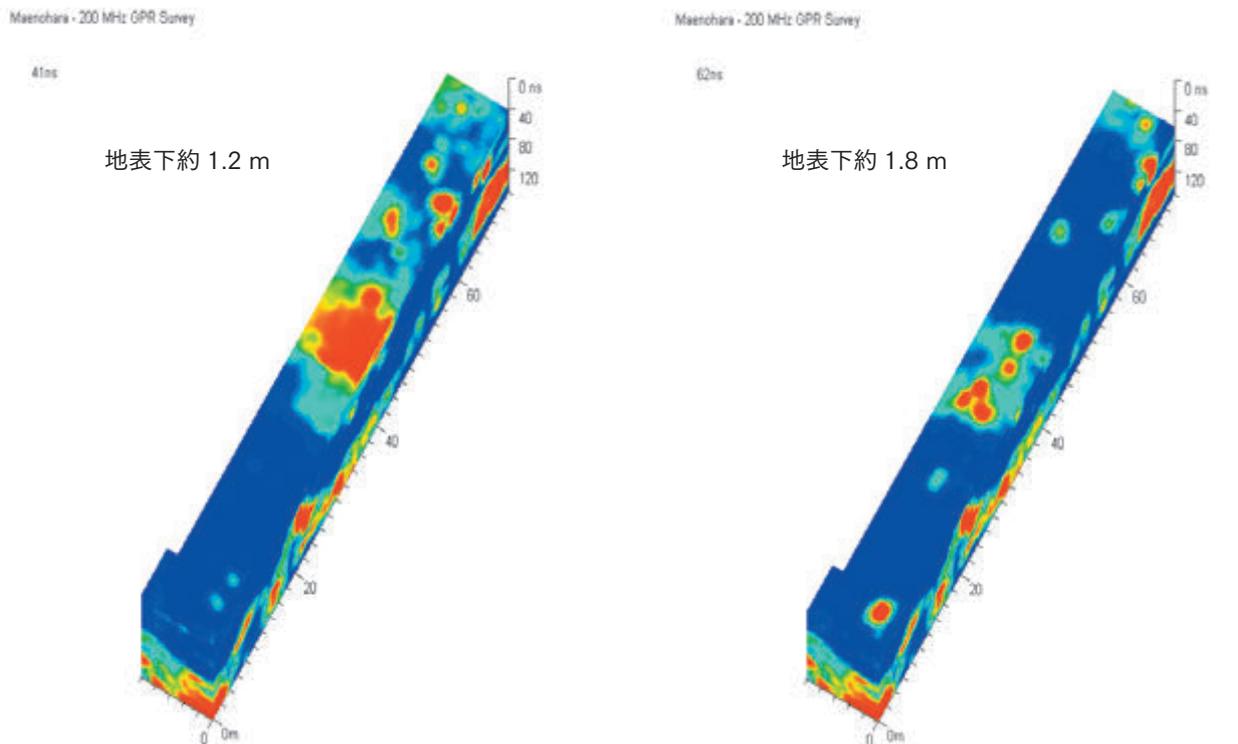
地権者の許可を得て、約2,600㎡の畑地に50cmピッチの測線間隔で探査を行った（第9②図）。調査区南西隅に3基の地下式横穴墓を発見した。また、調査区中央部に強い反射が見られた。この反射は深度が増すごとにその範囲が広がり、略台形の形状を示している。これは、底面形が台形で、上に行くほど形状が小さくなる高まり（マウンド）の構造と考えられる。その中央部に一際強い反射が見られるが、これは2002年度に陥没により発見され、西都市教育委員会が調査を実施した4号地下式横穴墓である。このマウンド状の構造は、その後の確認調査等を実施していないため詳細は明らかではないが、現況の周辺地形等を考慮しても自然地形の影響とは考えにくく、何らかの人為的な構造物、あるいは地形改変の跡と推定される。

③岡崎18号墳（鹿児島県鹿屋市）

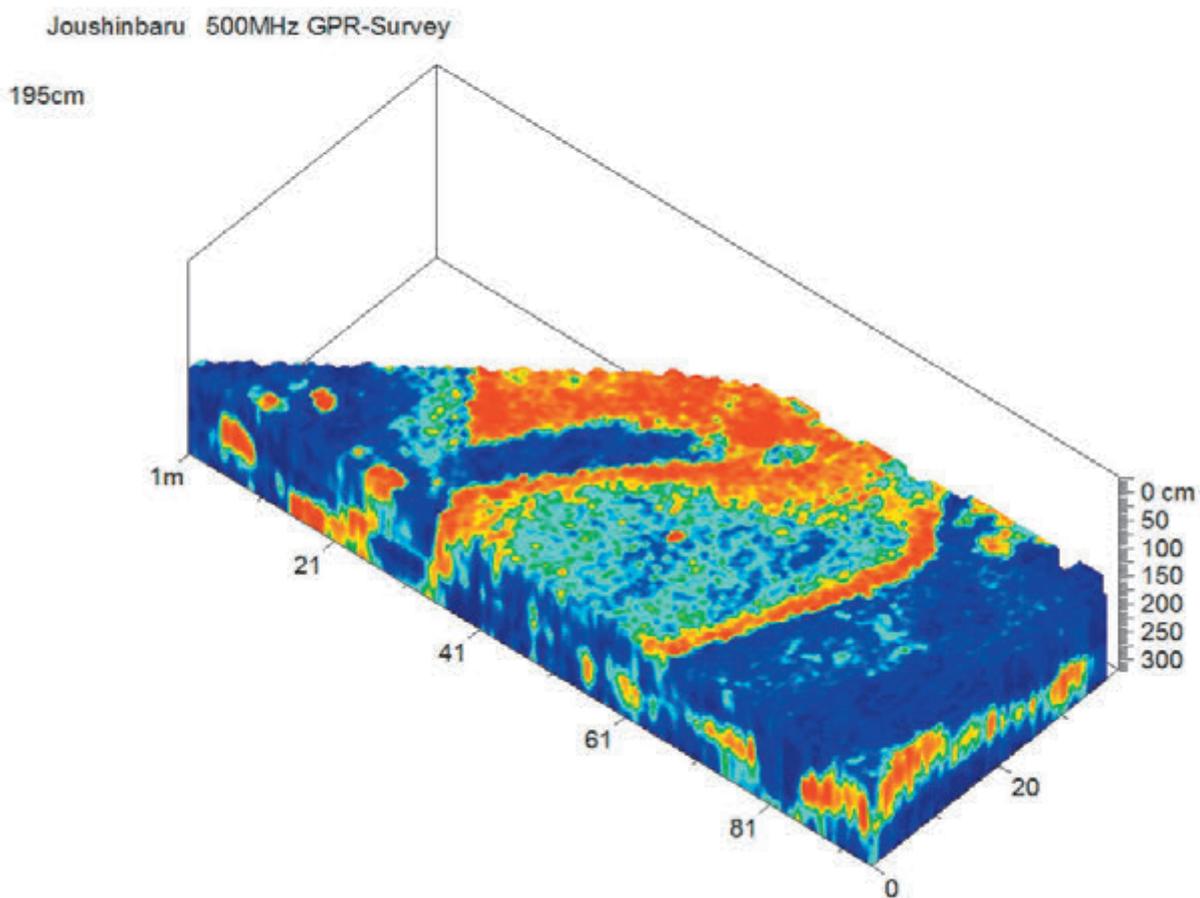
岡崎古墳群は、旧串良町に所在する。20基ほどの古墳が分布するが、これまでに本格的な調査が行われたのは4号墳と1号地下式横穴墓、15号墳のみである。

1号地下式横穴墓は、4号墳（円墳）の周溝内に竪坑をもち、墳丘中心に向けて玄室が掘られている。周溝がある程度埋まってから地下式横穴墓が掘削されており、両者には時期差があるものの、十分に墳丘を意識したものである。墳丘の埋葬施設と地下式横穴墓の両者がともに発掘された事例として重要な位置付けを担ってきた。

この岡崎古墳群において、2002年から鹿児島大学総合研究博物館の橋本達也等による18号墳の調査が行われた。トレンチ調査の結果、墳丘東裾部に初期須恵器や土師器の集中が確認され、付近に地下式横穴墓の可能性のある土層が見られた。翌2003年、依頼を受け地中レーダー探査を実施した（第10図①）。探査の結果、東側墳裾部に2基、南側墳裾部に1基の計3基の空洞反応（地下式横穴墓）を確認した。その後、東側墳裾部の2基が発掘調査され、花崗岩製の組合せ式石棺を持つ平入り型の玄室内から鉄挺やU字形鋤先、イモガイ製貝釧等が出土した。



①国富町前の原地下式横穴墓群



②西都市常心原地下式横穴墓群

第 9 図 西都原以外での探査事例 (1)

④神領 10 号墳（鹿児島県大崎町）

神領古墳群は、前方後円墳 4 基、円墳 9 基からなる古墳群で、地下式横穴墓も混在している。10 号墳は、全長約 60 m の前方後円墳である。2006 年、鹿児島大学総合博物館の橋本達也等により発掘調査が行われた。

調査に先立ち、依頼を受けて、探査を実施した（第 10 図②）。

その結果、墳丘の周囲で数カ所の強い反射が見られ、地下式横穴墓が存在する可能性が指摘された。発掘調査では、前方部横に見られた強い反射部で、地下式横穴墓の竪坑が確認され、その周辺から埴輪が集中的に出土している。その中には、冑を着用した人物（盾持ち人か）が含まれていた。

⑤広田遺跡（鹿児島県南種子町）

広田遺跡は、昭和 30 年代初頭に発見され、同 32～34 年に発掘調査された弥生時代後期～古墳時代の埋葬遺跡である。100 体以上の古人骨と数万点にも及ぶ貝製品が出土し、人類学研究はもとより、古代の交易を研究する上でも最も重要な遺跡の一つである。出土貝製品は、2006 年春に国の重要文化財に指定された。現在は、地元南種子町による遺跡の保護と整備が計画され、試掘調査等が実施されている。

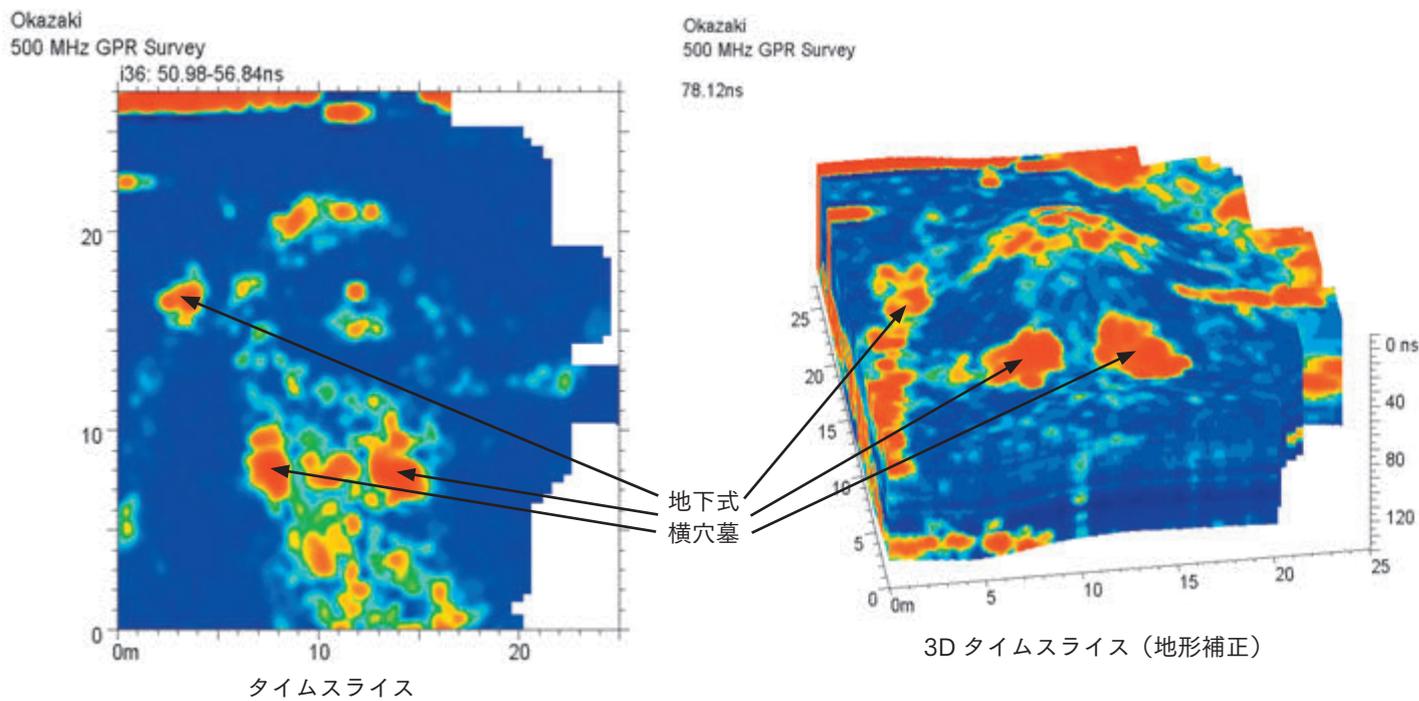
2005・2006 年度鹿児島女子短期大学南九州地域科学研究所採択研究課題「南九州・南西諸島域における先史・古代人骨発見の試み」（研究代表者：竹中正巳）に伴う共同研究として、2006 年 2 月に地中レーダー探査を実施した⁹⁾。500MHz アンテナを使用し、覆石墓と思われる反射や前年に実施された試掘トレンチの痕跡等を捉えたが、場所によっては想定される遺構面までの深度が数 m に及ぶ地点もあり、電波が到達していない可能性も指摘された。その後、南種子町教育委員会からの依頼で、12 月に再度の探査と検証を行った。270MHz アンテナを使用した。

北区と南区の 2 地点について探査を実施した。北区では、地表面から 2 m 程度の砂を除去した状態で実施し、昨年度の試掘トレンチ、その際に確認された覆石墓、更に 2ヶ所の強反射を捉えた（第 11 図①）。

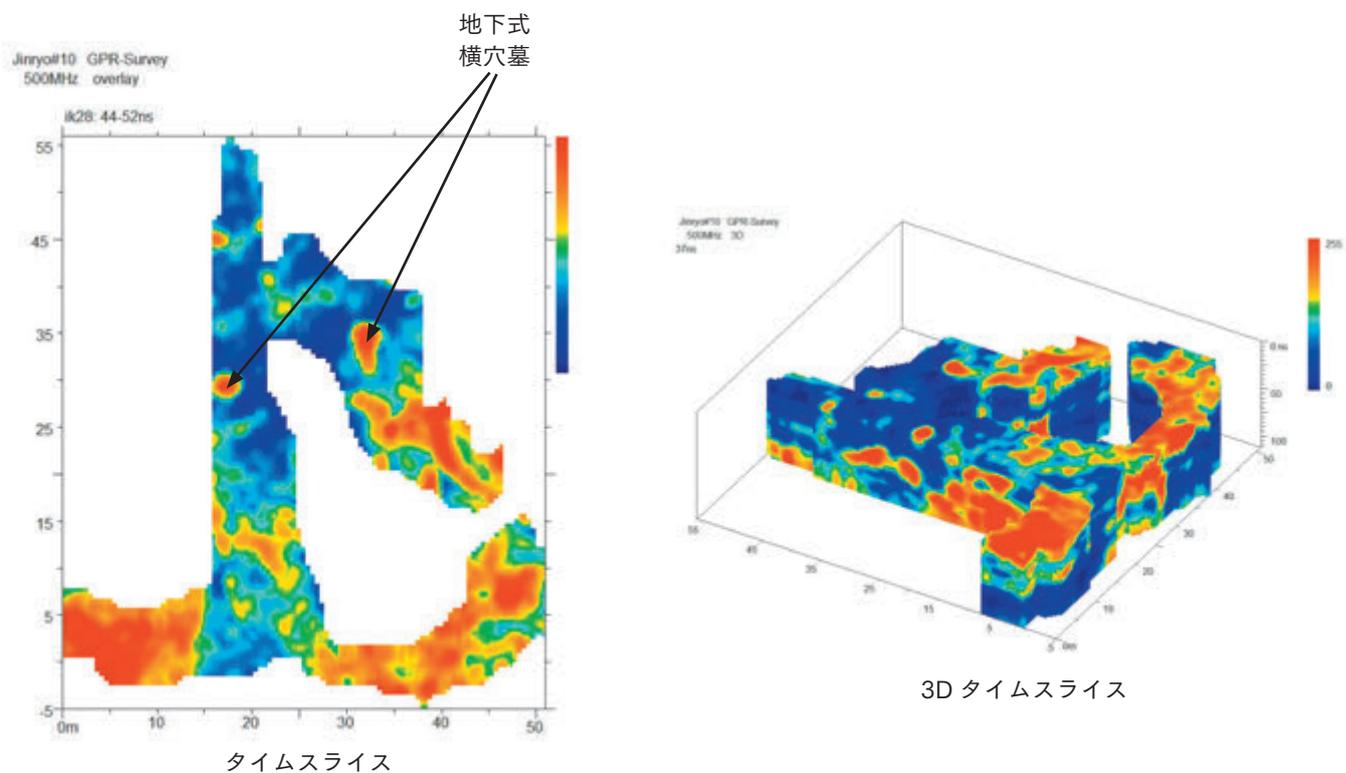
南区では、地表面からの探査を実施し、その後、部分的に約 2 m 掘り下げて探査を行った。掘り下げた場所は、昨年度の試掘調査で覆石墓が確認されたポイントである。

掘り下げ後の探査では、試掘で確認された覆石墓 2 基を捉えている（第 11 図②）。このうちの 1 基は、試掘の際にはトレンチ外へ延びるサンゴの集積が見られたのみで、覆石墓との認定まではなされていなかった。結果を見ると、地表面からの探査でも覆石墓を捉えていることがわかる。しかし、地表面からの探査では木根等のノイズも大きく、全ての反射を解釈することは困難である。正確な判断のためには確認調査を併用することが必要と考えられた。

また、表土を掘り下げての探査では、墓の位置や規模・形状を明瞭に捉えることができたが、遺跡は国有防潮林の範囲であり、全面的な掘り下げ等は難しいことから、段階的な探査と確認調査を組み合わせることが必要である。



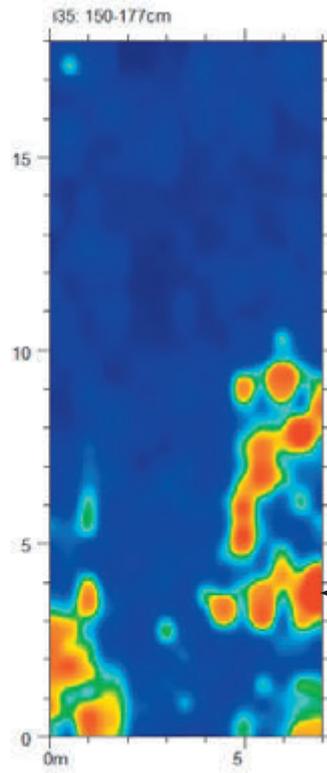
①鹿児島県鹿屋市岡崎 18 号墳



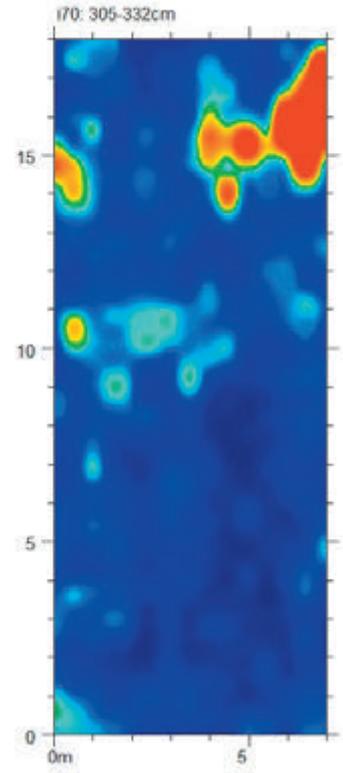
②鹿児島県大崎町神領 10 号墳

第 10 図 西都原以外での探査事例 (2)

HIROTA 270MHz GPR-Survey 2006,12,6
by Dean Goodman N.Higashi

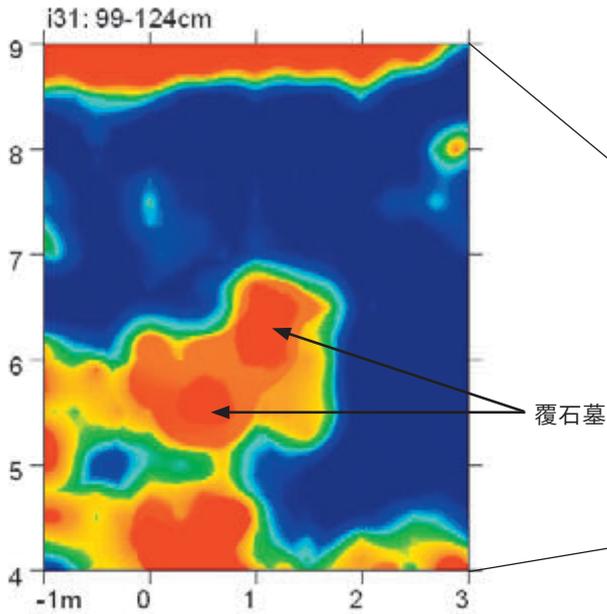


HIROTA 270MHz GPR-Survey 2006,12,6
by Dean Goodman N.Higashi

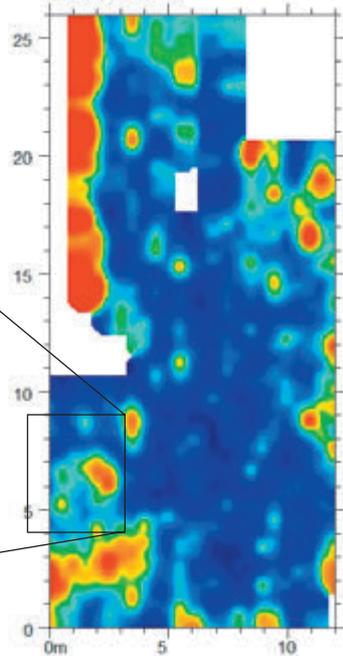


①鹿児島県南種子町広田遺跡北区

Hirota 270MHz GPR-Survey - Overlay Time



HIROTA 270MHz GPR-Survey 2006,12,6
by Dean Goodman N.Higashi
iS45: 194-221cm



②鹿児島県南種子町広田遺跡南区

第11図 西都原以外での探査事例(3)

4 今後の課題と取り組み

西都原考古博物館では、開館以前から博物館活動の一環として、そして開館後も研究の柱の一つとして地中探査に取り組んでいる。西都原古墳群はもちろんのこと、比較データを収集するために県内外での探査を行ってきた。

これまでに蓄積されたデータと経験により、南九州の火山灰台地における地下式横穴墓の認識については非常に高い精度で行えるようになった。また、古墳主体部や周溝、土坑など空洞を伴わない遺構についても、その存在と形状、規模を捉えることが可能である。

今後も、探査と解析、結果の活用などの面において、更なる進展を目指し新たな課題に取り組まねばならない。

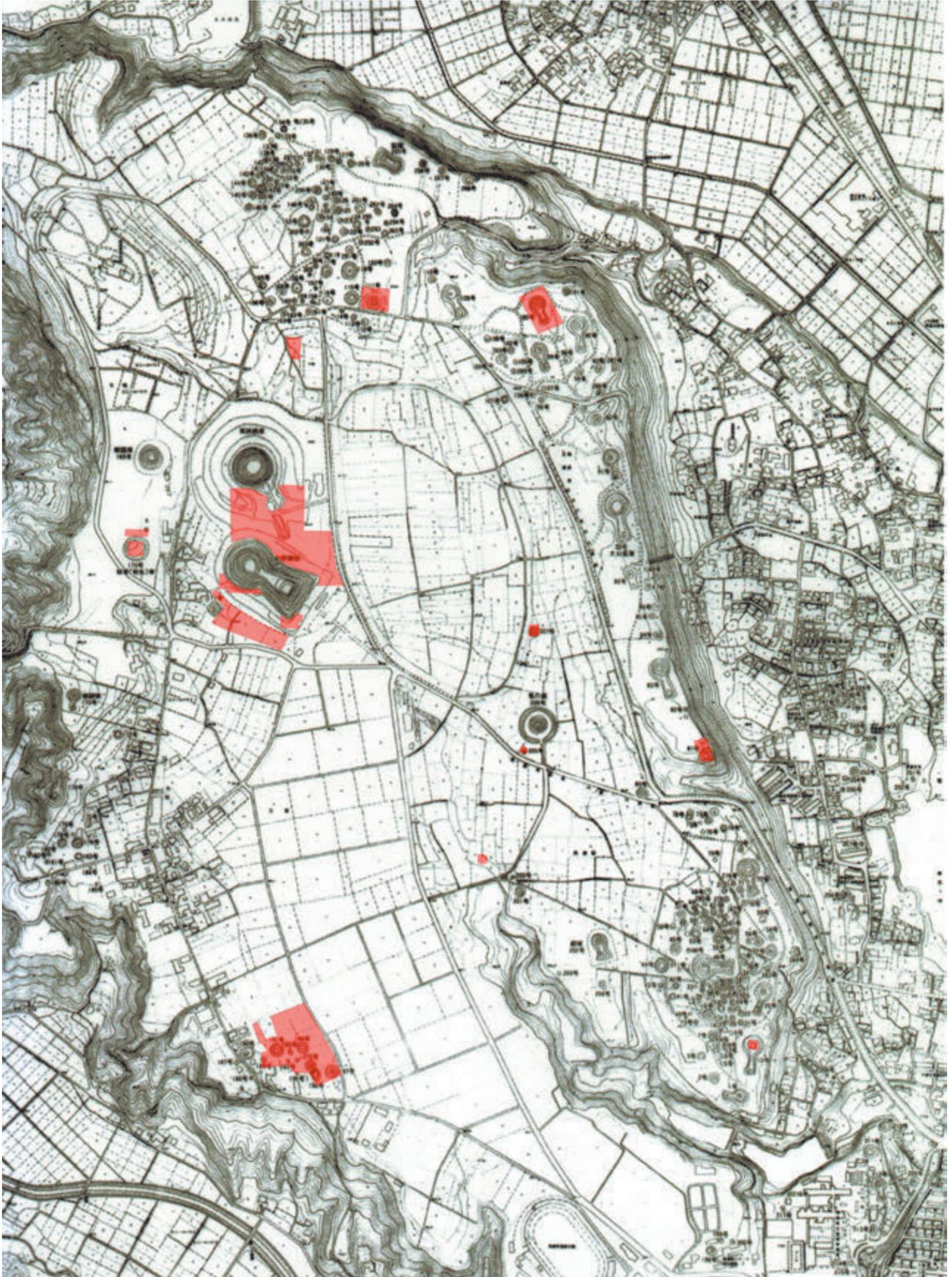
探査結果のより詳細な判読・解釈のためには、地形や地質の条件差による探査精度の検証が必要である。前の原地下式横穴墓群で確認されたように、対象物の反射深度の差が、地下式横穴墓の玄室天井が残っているか、崩壊しているかという、遺構の保存状態を反映している場合がある。こうしたことが発掘以前に把握できるならば、遺構の保存や調査の効率化にとって非常に有効な情報となる。現状の地表面地形のみならず、探査により推測される地下地形の状況（基盤層の深度等）を注意深く観察し、検討を行う必要がある。

古墳の墳丘上や傾斜地において、水平距離や位置情報をいかに正確に把握するのか。探査の目的にもよるが、根石列の確認などによる正確な墳形確認では、数10cmの誤差で解釈が異なる場合も考えられるのである。一般的に行われている、メジャーテープを張っての目視によるマーカー作業以外に、マーカーホイールによる作業も行われている。しかし、平坦地以外での使用は斜距離を計測していることとなるため補正が必要となる。GPSを利用した無軌道探査は、海外での実践例はあるものの、国内での使用は未だ見られない。国内におけるGPS精度の確認と、GPS-GPRの連動調整など課題は残されているものの、斜面を含む場所や、非常に広域での探査では有効と考えられ、検証を行う必要がある。

また、砂、火山灰、粘質土など地質条件によって、到達深度や反射、ノイズの現れ方などには差違が生じる。そうした事例を積み重ね、現場におけるデータ収集の留意点や解析におけるより有効な処理手順を探る必要がある。

そして、探査結果と実際の遺構や地下地形の状況を検証するために、可能な限りの確認調査を実施する必要がある。こうした検証作業によるデータの蓄積が、今後の探査及びその結果判読・解釈の精度を高めることにつながると考えられる。

西都原考古博物館では、西都原古墳群の全域探査を計画している。これは古墳群の「地下マップ」を作成するものである。地形図が現状の地表面状況を示すものであるのに対し、地表下50cm、1m、2mと地下の状況を画像として表示することで、地表面では観察できない隠れた遺構（地下式横穴墓や削平古墳など）や、原形を留めていない古墳の本来形状や周溝の状況、また、耕作に伴う天地返しなどでオリジナルな地層が消滅している場所など、あらゆる情報を正確に把握することができる。これにより、地下に隠れた非顕在の遺構も含め、貴重な文化財の保全に万全を期すことが可能となる。



第12図 西都原古墳群における地中探査実施地点（2007年3月現在）

この地下マップ作成の事業は、広大な古墳群であるがゆえに、平坦面だけでも数カ年を要し、全ての古墳の墳丘まで含めると、更にその期間は延びることとなろう。数カ年に及ぶ長期間の探査の場合、探査箇所を正確に把握し、各調査毎の結果を管理する必要があり、GISソフトの活用などが必要となろう。

【註及び参考文献】

- 1) 西村康 2001 『遺跡の探査』日本の美術 No.422 至文堂
- 2) 東憲章 2005 「特別史跡西都原古墳群（宮崎県西都市）男狭穂塚女狭穂塚陵墓参考地における地中探査事業について（2004年度の探査事業から）」『文化財と探査』vol. 7 No. 1 日本文化財探査学会
東憲章 2006 「地中探査を応用した古墳の墳形復元～宮崎県西都市、男狭穂塚女狭穂塚陵墓参考地の地中探査事業」『文化財と探査』vol. 8 No.2 日本文化財探査学会
宮崎県教育委員会 2007 『西都原古墳群 男狭穂塚女狭穂塚陵墓参考地 地中探査事業報告書』宮崎県西都原考古博物館
- 3) 宮崎県教育委員会 2007 『西都原 173 号墳・4 号地下式横穴墓・西都原 111 号墳』
特別史跡 西都原古墳群発掘調査報告書第 6 集
- 4) 解析ソフト GPR-SLICE にて、「Bandpass」「Boxcar」「Background」のフィルター処理を行った。
- 5) 柳沢一男 2005 「宮崎県西都原 81 号墳発掘調査概要－南九州最古の前方後円墳か－」『日本考古学協会第 71 回総会』研究発表要旨 有限責任中間法人日本考古学協会
- 6) 東憲章 2006 「西都原 81 号墳における地中レーダー探査」『南九州における出現期古墳の実証的研究』平成 15～平成 17 年度科学研究費補助金（基盤研究(B) (2) 研究成果報告書 宮崎大学教育文化学部 柳沢一男
- 7) 東憲章・大西智和・竹中正巳 2003 「地下式横穴墓群の地中レーダー探査－宮崎県前の原地下式横穴墓群の事例－」『人類史研究会第 14 回大会発表予稿集』
- 8) 東憲章・竹中正巳 2007 「地中レーダーを利用した遺跡探査－宮崎県西都市常心原地下式横穴墓群、鹿児島県西之表市小浜遺跡、南種子町広田遺跡について－」『鹿児島女子短期大学附属南九州地域科学研究所報』第 23 号
- 9) 7 に同じ。

宮崎県川南町上垂門火葬墓出土の蔵骨器内火葬人骨

高橋由香・竹中正巳

1 はじめに

1980年5月、宮崎県川南町上垂門で火葬墓が発見された(面高, 1980)。火葬墓は、隅丸長方形の土壇に蔵骨器が納められている構造である。蔵骨器の周囲の埋土には多量の木炭が敷き詰められていた。蔵骨器には、奈良時代後半～平安時代前半期に位置する須恵器の丸底壜型土器が用いられ、その蓋は三重となっている。蔵骨器の中には、保存状態のよい、1体分と推定される火葬された人骨が遺存しているという(面高, 1980)。しかし、出土した火葬骨について、詳細な人類学的報告は未だ行なわれて来なかった。

今回、宮崎県川南町上垂門火葬墓から出土した蔵骨器内火葬骨について、人類学的検討を行なったので、その結果を報告する。

2 観察結果

上垂門火葬墓から出土した蔵骨器内に遺存していた火葬人骨は、火葬に伴い、亀裂や歪みが生じている。全体の約半分以上が細片化された骨片で、同定には時間を要した。しかし、ほぼ全身にわたる部位が確認できた。同定できた部位を表1に示す。歯は、歯根の形態から鑑別すると、歯式が次のようになる。

× 7 6 ○ 3̇	3̇	5 6 7 ×	○: 歯槽開存	・: 遊離歯
× × × 5 4 3 2 1	○ 2 3 4 ● 6 7 ×		●: 歯槽閉鎖	×: 不明

同定できた骨や歯の部位に重複はないことから、蔵骨器に納められていたのは、面高の報告(1980)の通り、1体の火葬された人骨である。また、焼骨の重量は、土や灰と2mm目の篩を通った微細焼骨片を除いて、約2030gあることから、火葬後の拾骨は丁寧に行なわれ、ほぼ全身の骨が拾われたことがわかる。

部位同定ができた骨片の中に性別や年齢の判定が可能な部位が遺存していた。性別は、右側頭骨の乳様突起と後頭骨の外後頭隆起がいずれも大きいことから、男性と判定できる。年齢は、観察できた頭蓋三主縫合を含む頭蓋片の内板・外板の閉鎖は認められなかったこと、寛骨の恥骨結合面の状態を考えあわせて、壮年後期と推測される。

一般に、軟部組織が残っている時に焼かれたのであれば、長骨には外面の深いひび割れ、横方向の輪状の亀裂、長軸方向の裂開、著しい振れが生ずるが、白骨を焼くと長軸方向の裂開と表面の浅いひび割れだけにとどまり、形が歪むことはないと言われている(Buikstra, 1973)。上垂門火葬骨の長骨には、大きな歪みや振れが生じたものが多いことから、被葬者の死後間もなく、皮膚や筋肉が残っている時に火葬されたと考えられる。

火葬時の温度であるが、焼骨は200℃で焦茶色、400℃で黒色、500℃で灰白色、600℃で純白色、800℃で淡桃色を帯びた乳白色になる(平野, 1935)。本焼骨の色調は

黒色、茶色、灰色、白色など変異に富んでいるが、大半は白色である。火葬時、高温に達した部位では、600～800℃に達していたはずである。本大腿骨の骨体中央部は焦げ茶色、遠位に向かうにつれて白色～青灰色となっている。他の骨でも色が斑なものがあることから、上垂門火葬骨の場合、火を均一に強く受けていないことがわかる。

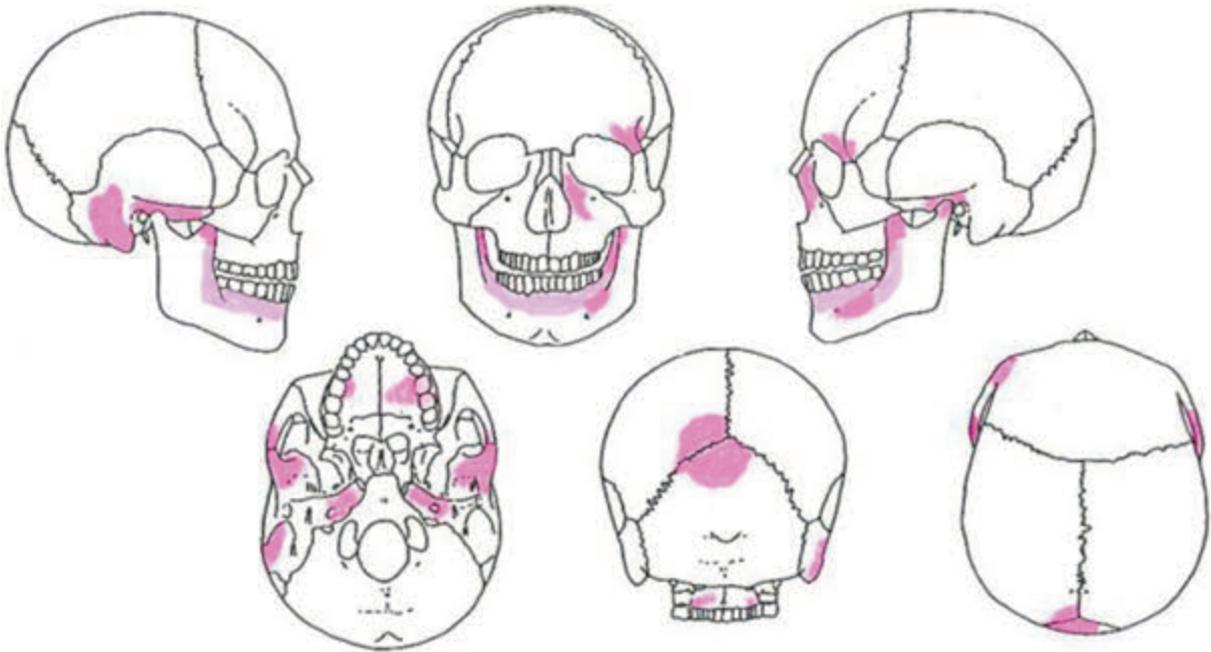
左下顎第1大臼歯の歯根は、遠心舌側に副根が存在し、3根である。下顎第1大臼歯の3根性は、渡来系弥生人や現代日本人の25%に認められ、縄文人の出現頻度は0に近い。古墳時代の南九州には、内陸部に縄文人的な身体形質をもつ人々が、宮崎平野部には渡来系弥生人に類似する特徴をもつ人々も居住していたことが知られている（松下，1990）。川南町上垂門地区は宮崎平野北部に位置することから、上垂門火葬墓に埋葬された人物は、現代人につながる渡来系弥生人的体質をもった人物が埋葬された可能性が考えられる。

3 おわりに

宮崎県内から出土した火葬人骨は、えびの市大字岡松字蓮華寺の天神免遺跡（8世紀）、都城市大岩町の横尾原遺跡（8世紀後半）（峰ほか，1992）、佐土原町出土火葬骨（片瀬原遺跡？）（平安時代）、宮崎市大字富吉の迫内遺跡（13世紀後半）（峰・竹中，2002）、清武町大字木原の山内石塔群（13～14世紀・鎌倉時代）（宮崎県教育委員会，1984）、宮崎市佐土原町の平田迫遺跡（15世紀）（竹中ほか，2000）、そして、川南町上垂門の火葬墓（奈良後半～平安時代前半）である。川南町上垂門火葬墓の火葬人骨は、他の火葬人骨と比べても遺存していた骨量も多く、ほぼ全身にわたる骨種が同定された。近年、火葬人骨は人類学的研究の対象としても、その価値が見直されている。今後、火葬骨の出土例が増え、南九州の火葬風習が一段と明らかにされることに期待したい。

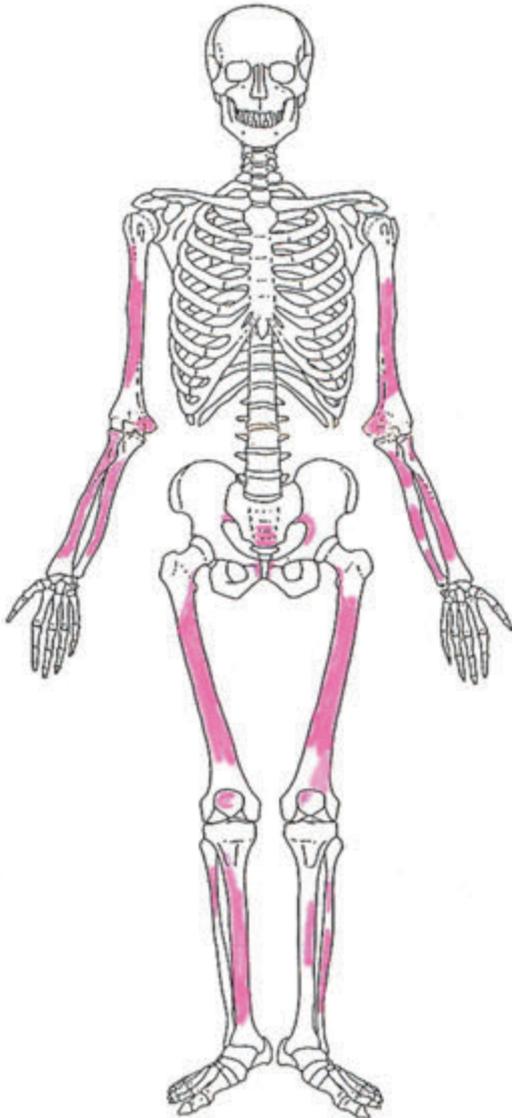
【参考文献】

- Buikstra, J. E. 1973 Technique and interpretation in the study of a complex cremation site. In "The Perrins Ledge Crematory" by J. E. Buikstra and L. Goldstein. pp. 15 - 23. Illinois State Museum.
- 平野賢二 1935 歯牙の熱処理に対する研究（第一編）人類歯牙の熱処理に就て、『口腔病学雑誌』9：375 - 393.
- 池田次郎 1981 出土火葬骨について。「太安萬侶墓」『奈良県史跡名勝天然記念物調査報告』第43冊 奈良県教育委員会 p 79 - 88
- 松下孝幸 1990 南九州地域における古墳時代人骨の人類学的研究。『長崎医学会雑誌』65（4）：781 - 804
- 峰和治・竹中正巳 2002 宮崎市迫内遺跡出土の骨蔵器内焼骨について。「迫内遺跡」『宮崎県埋蔵文化財センター発掘調査報告書』第59集 宮崎県埋蔵文化財センター p 229 - 236
- 峰和治ほか 1992 都城市横尾原遺跡出土の火葬人骨。『都城市文化財調査報告書』第16集 宮崎県都城市教育委員会 p 149 - 152
- 宮崎県教育委員会 1984 「山内石塔群」『宮崎学園都市遺跡発掘調査報告書』第1集
- 面高哲郎 1980 川南町発見の火葬墓。『宮崎考古』第6号 宮崎考古学会 p 11 - 12
- 竹中正巳ほか 2000 宮崎県平田迫遺跡出土の蔵骨器内火葬人骨について。「平田迫遺跡」『宮崎県埋蔵文化財センター発掘調査報告書』第29集 宮崎県埋蔵文化財センター p 48 - 49



▲図1 頭蓋遺存部位 色塗り部分

▼表1 川南町上垂門火葬墓出土火葬人骨



▲図2 体肢骨遺存部位 色塗り部分

同定部位	確認	遺存状況
頭蓋骨	○	側頭骨、頭蓋三主縫合周辺が遺存。
顔面骨	○	上顎骨、下顎骨、舌骨の一部が遺存。
歯	○	上顎歯7本、下顎歯10本、智歯1本ほか歯根破片が遺存。
脊椎	○	頸椎、胸椎、腰椎、仙骨の破片が遺存。
肋骨	○	肋骨頭や肋骨体が遺存。
肩甲骨	○	左右の肩甲棘周辺が遺存。
鎖骨	?	
上腕骨	○	右：上腕骨骨体と内側上顆が遺存。 左：上腕骨骨体から内側上顆にかけての前面が遺存。
橈骨	○	右：橈骨頭から橈骨骨体が遺存。 左：橈骨骨体が遺存
尺骨	○	右：尺骨骨体が遺存。 左：尺骨骨体が遺存。
手骨	○	中手骨の破片が遺存。
寛骨	○	左右とも下後腸骨棘から大坐骨切痕周辺、恥骨結合面が遺存。
大腿骨	○	左右とも大腿骨骨体のほとんどが遺存。
膝蓋骨	○	右：全体の約1/3程度遺存。 左：全体の約1/4程度遺存。
脛骨	○	右：脛骨骨体が遺存。 左：脛骨骨体の一部が遺存。
腓骨	○	右：近位の腓骨骨体が遺存。 左：腓骨骨体が遺存。
足骨	○	中足骨の破片が遺存。

(○：確認、?：確認不能)



写真1 宮崎県川南町上垂門火葬墓出土の頭蓋



写真2 宮崎県川南町上垂門火葬墓出土の肋骨・椎骨・仙骨



写真3 宮崎県川南町上垂門火葬墓出土の上肢骨



写真4 宮崎県川南町上垂門火葬墓出土の下肢骨

(伝)永野原古墳出土金銅装頭椎大刀の保存処理

日高敬子

1 はじめに

西都原考古博物館において、初めて金銅装遺物の保存処理を行った。金銅製品は一般的な鉄製品の保存処理とは異なるため、金銅装部分とそうでない部分とに分けて保存処理を行った。その処理方法と作業過程を報告する。なお、金銅製品の保存処理方法については、奈良文化財研究所の指導を受けた。

2 (伝) 永野原古墳出土金銅装頭椎大刀の概要

金銅装頭椎大刀についての調査記録がないためどの古墳より出土したのか不明であるが、遺物と共に保管されていた札には「(伝) 永野原古墳出土」と記載されていた。永野原古墳とは西都原古墳群の西の台地に位置する西原古墳群に属し、南側の三納村古墳群とあわせて百塚原古墳群とも称されている。なお、この百塚原古墳群からは1916(大正5)年頃に発見されたとされる、国宝の金銅製馬具類(五島美術館所蔵)が出土している。

現存長70.2cm、最大幅41.7cm、最大厚20.2cmで、柄頭と鋒部分は欠損している。全体的に何らかのコーティング剤が塗布されており、部分的に接合もされているが、本格的な保存処理は施されていない。比較的に残り具合も良く、状態は良好である。柄間(つかあい)・柄縁・鐔・鉏(はばき)と一部残存している筒金具が金銅装である。柄間には目釘孔が2箇所有り、各目釘孔を花心として列点文で花模様を表している。鐔は一部欠損しているが、有窓大型鐔である。刃部には木製の鞘が部分的に残存しており、足金具または貴金具と思われる鉄線が一部残存している。

3 金銅装部分の保存処理

金銅装部分の柄間・柄縁・鐔・鉏・筒金具は全体的に緑青錆と赤茶錆で覆われており、それらを除去し強化する作業を行った。

まず、内部に水分が浸透しないよう防水処理を行った。すでにコーティング剤が塗布されているが念のため、5%-パラロイドB72溶液を2回減圧含浸した。次に先端に針またはカッターの刃を装着した超音波器具で、細心の注意を払いながら約4ヶ月間かけて赤茶錆と一部の緑青錆を除去した。続いて5%-EDTA・3Na水溶液を高吸水性樹脂に含ませてペースト状にしたものを緑青錆の上に塗布してそれに緑青錆を付着させ、その後ペースト状のものを純水できれいに洗い流し、アルコールに浸けてから乾燥させる、という一連の作業を何度も繰り返し、約5ヶ月間かけて柄間・柄縁と鉏の片面、その反対の面、鐔の片面、その反対の面の順に、緑青錆を除去した。

その後、5%-ベンゾトリアゾール+アルコール溶液に浸して銅を安定化し乾燥させた

後、20% -NAD10V +ソルベントナフサ溶液を2回減圧含浸して強化した。

4 刃部の保存処理

まず、接合されている部分の接着剤をアセトンで除去して細分化し、表面のコーティング剤を除去するためにアセトンに数日間浸した。その後、エタノール・超音波器具・エアージェットでクリーニングを行った。

次に脱塩処理を行った。刃部の状態は良好であるが、木質の鞘が一部残存しているため、遺物に負担の少ないアルカリ性のセスキカーボネイト液に浸ける脱塩処理方法を施した。1週間セスキカーボネイト液に浸けて1週間乾燥させる作業を19回、約9ヶ月半行った。脱塩処理後は1ヶ月ほど純水に浸して遺物内部に浸透したアルカリ成分を除去する作業を行い、アルコールに浸して乾燥させてから20% -NAD10V +ソルベントナフサを3回減圧含浸して強化した。

その後、細分化した部分を接着剤で接合した。刃部両面の内側は錆ぶくれて膨張していたためグラインダーで整形し、補填剤と接着剤を混合したもので接合した。小さな欠損部分は補填して彩色した。

刃部を接合し終えた後、金銅装部分とも接合して金銅装頭椎大刀の保存処理を終了した。

5 まとめ

今回、初めて金銅製品の保存処理を行った。超音波器具を用いて物理的に除去する方法と、5%-EDTA・3Na水溶液を用いて化学的に除去する方法とを使用して遺物を覆っていた緑青錆を除去したが、それぞれのメリット・デメリットを挙げる。

- ・超音波器具を用いて緑青錆を除去する方法は、しつこい緑青錆や赤茶錆も比較的除去が可能である。しかし、作業は非常に緻密で、僅かな手の動きで左右されるため、熟練の技が必要である。また、除去した錆とともに鍍金も剥離してしまうことや、針などの傷が付いてしまうことがある。さらに、時間がかかり、精神的・肉体的疲労も大きい。
- ・5%-EDTA・3Na水溶液を高吸水性樹脂に含ませてペースト状にしたものに緑青錆を付着させる方法は、短時間で緑青錆を除去できる。しかし、処理後に高吸水性樹脂が遺物に残らないように取り除く作業が大変である。高吸水性樹脂の代わりに脱脂綿に5%-EDTA・3Na水溶液を含ませて処理を試みたが、列点文など凹凸のある部分の緑青錆は除去し難い。また、洗浄に純水を使うため、アルコールに浸けて水分を飛ばしたり、水分が内部に浸透しないよう何度か合成樹脂を含浸させたりと手間がかかる。

どちらの方法がより遺物のために良いかは賛否両論があり、なかなか判断できない。今後、金銅製品を保存処理する場合は、二つの方法を臨機応変に活用し、模索しながら処理を行うつもりである。

(伝) 永野原古墳出土金銅装頭椎大刀の保存処理

【参考文献】

- 蓑方政幾 1993 「清水・三納・三財地区の古墳群」『宮崎県史 資料編 考古 2』
宮崎県
- 日高正晴 1993 「百塚原古墳群」『宮崎県史 資料編 考古 2』宮崎県
- 三宅正活 1996 「大刀と装飾」『平成8年度 秋季特別展 金の大刀と銀の大刀 古
墳・飛鳥の貴人と階層』大阪府立近つ飛鳥博物館



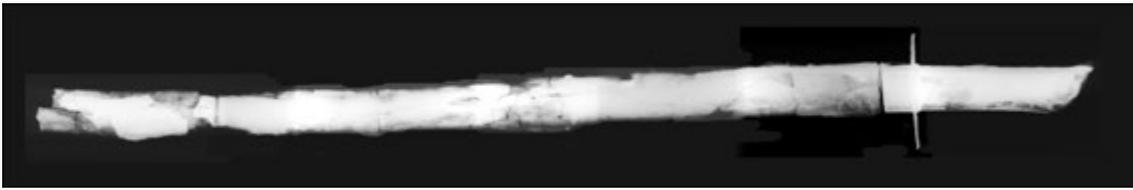
金銅装部分の処理後写真



全体の処理後写真



全体の処理前写真



全体のX線写真



金銅装部分の処理前写真

学校教育における考古博物館利用の手引きをつくる

渡部 誠一郎

1 はじめに

宮崎県立西都原考古博物館は、2007年4月には開館4年目を迎える。今後、学びの場としてさらに充実した博物館をめざすためには、学校との協力が欠かせない。そこで、開館後の学校教育における利用状況を踏まえて、今後の活用促進を検討してみた。本稿は、2006年度に学校教育とのつながりを探ってきた経過と、教職員との協同で作成を試みた「利用の手引き」について概要を報告するものである。

2 学校教育における本館利用の状況（2005年度）¹⁾

本館利用の学校種ごとの割合は、図1のとおり約9割を小・中学校が占める。

利用目的は、図2～4のとおりである。小・中学校では、遠足による利用が大多数を占める。ただし、小学校は社会科を取り入れた遠足としての利用も含めると、約3割程度が社会科としての利用であり、事前・事後の学習を社会科等の時間に行っている。一方、中学校では、社会科としての利用はまったくなく、社会科を取り入れた遠足をみて

図1 学校の利用状況

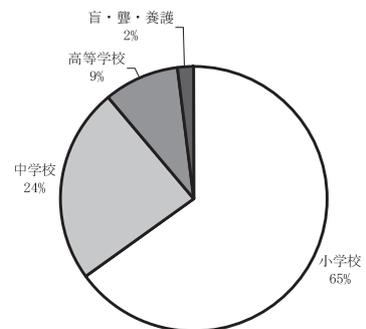


図2 小学校の利用目的

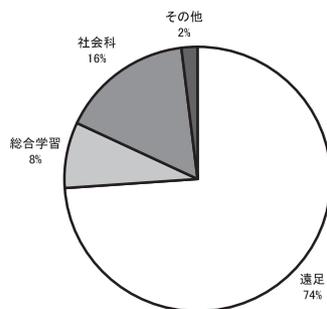


図3 中学校の利用目的

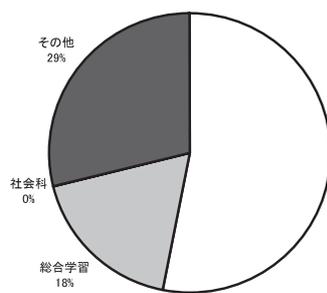
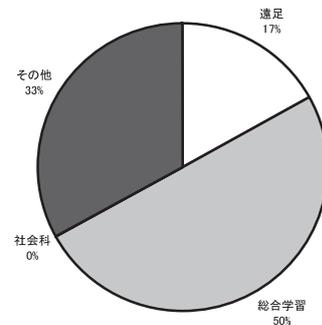


図4 高等学校の利用目的

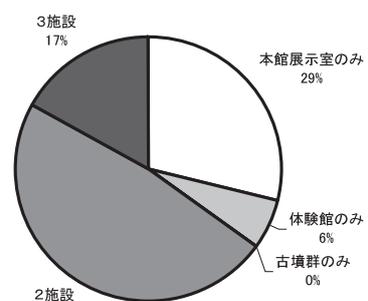


も1割にも満たない。利用する施設は、約半数の学校が2施設を組み合わせている。そのうち7割が展示室と古墳群、3割が展示室と体験館である。

体験館での学習は、勾玉づくりが87%とそのほとんどを占めている。

県内全体の学校のうち、この3か年で1度でも利用した学校の割合は、小学校40%、中学校37%、高等学校28%、盲・聾・養護学校で50%になった。また、片道30分以内の学校では8割近くが利用してきた。1時間以内で6割、1時間を超えると3割弱になる。

図5 利用施設の状況



3 博物館利用に関する学校の意識と実態

実際に調査を行うことはなかなかできないが、さまざまな機会を通してできるだけ把握する必要がある。本館では、以下の3方法を用いて把握に努めてきた。

(1) 開館広報のための学校訪問

本館開館前の2003年度に実施。市部は小中学校各2～3校程度、郡部は各1校程度に訪問。ただし、本館所在の西都市は小中学校全校訪問した。このときの調査では、開館前ということもあり、学校からの要望等を中心に聞き取った。その結果、交通手段の確保、および学校職員への研修や講師派遣に関する要望がみられた。

(2) 他機関等の調査報告から

ア 宮崎大学農学部附属農業博物館が実施した調査報告書²⁾

これは、総合学習などの授業を実施する際、現場の教師が大学や博物館等に何を期待するかを調査した報告書である。この報告書からは、以下の傾向や示唆を得ることができた。

- 博物館等に提供してほしい内容として、「屋内外および野外での観察、実験、採集、その他の参加体験型プログラム」へのニーズが高い。
- 授業計画において、博物館等から情報を集めたことがある先生は少なく、20～30%程度である。
- 授業計画を行う際に必要となる受入情報があるが、盲・聾・養護学校については、「身障者に対応した設備の有無とその内容」が大切である。
- 年1回程度であれば、総合学習等で利用が可能な博物館の場所は、「日帰り可能な距離まで」が最も多く、次いで「半日で往復可能な距離まで」である。
- 連携を推進する方法で、最も必要と考えるのは、小中高等学校等と博物館等の職員同士の交流である。
- 学習を実施するにあたっての諸手続きや配付資料などを、整理・公開（資産化）することについて、その必要性を感じてはいるが、時間がなかったり、方法がわからないといった意見が多かった（57%程度）。

イ 中学校教育研究会社会科部会

現場の教職員は、教科などの分野ごとに有志が集まり、研修会を実施している。総会や年1回程度の研修会が多い中、中学校の社会科部会は200名を超える教職員が会員になり、各地区ごとに自主的な研修会や授業実践などを積極的に進めている。筆者もかつて本会に所属していたことがある。そこで、本会に対し、以下のアプローチを試みながら、現場の教職員との接点をもっている。

- 研究会（総会や研修会）の本館開催を働きかける。その際、施設見学や教育活動へのPRを積極的に取り入れてもらう。
- 研究会会員を通して、各学校への利用促進や広報をする。
- 研究会の自主勉強会へ参加する。

自主勉強会では、社会科に関するアンケートを実施した³⁾。その結果、以下の傾向を知ることができた。

[生徒]

- 自分が住んでいる地域について、興味・関心がある生徒は約3割。
- 授業で調査活動をするのが好きな生徒は8割弱。
- 授業に楽しく取り組める（やる気になる）のはどんなときかという問いに、最も多かったのは「授業内容がよく理解できたとき」と「テストでよい点がとれたとき」である。また、約6割の生徒は、「実物にふれたり、作ったりするとき（体験活動）」「調査活動などで、校外などに調べに行くとき」に楽しく取り組めると答えた（複数回答可）。

[教師]

- 授業で生徒の住んでいる地域をあまり取り上げない教師は約4割。
- 授業で調査活動をあまり行っていない教師は約5割。その理由は、時間的な余裕がない。

(3) 来館された教師や児童・生徒からの聞き取りと観察

打合せを含め、教師や児童・生徒からの生の声を聞くことのできる貴重な機会である。全体的な傾向はつかめないが、現場の教師が何を求めているか、どのような働きかけが必要か、児童・生徒の活動状況はどうかなど、多くの情報を得ることができる。主観的になるが、以下に気づいた点を列記してみる。

[教師]

- 開館後3年が経過するが、引率して初めて来館した教師が多い。（おそらく、半数以上になると思う。）
- 引率することになっても、本館のことを積極的に調べた教師は意外と少ない。（前掲の宮大の調査報告書とも一致する）
- 積極的な教師は、さまざまな方法で情報収集に努める。しかし、博物館からの情報提供（館内案内やワークシートの例など）をすることで、消極的な教師に対しても、興味・関心を高めるきっかけになる場合がある。
- 事前指導などに積極的に取り組む教師の多くは、児童・生徒に多くの設問を与え、たくさん書かせようとする傾向がみられる。
- 学校が準備してきたワークシートの設問には、書籍等で調べればすぐにわかるもの（「古墳がつくられたのは何年前か」など）やテーマが大きすぎるもの（「古墳はどのようにしてつくられたのか」など）が少なからずみられる。
- 体験館でのものづくりには、児童・生徒だけではなく、教師も熱中する。時間内にできあがることを優先し、指導員が手を貸すことも多い。しかし、何のための体験活動なのかは教師も児童・生徒も認識していないことがほとんどである。

[児童・生徒]

- 見学後に学芸員に質問する時間を設けたり、後日授業でまとめをするなどの計画をしていると、多くの児童・生徒が熱心に見学や体験活動に取り組み、学芸員やガイドボランティアへの質問もみられる。
- 教師による事前指導が不十分であったり、見学後に授業で振り返らない場合、足早に展示室を通り過ぎるか、パソコン（解説を見たりすることができる）や映像資料に集まる傾向が見られる。

4 学校や教職員との協同

これらの情報をもとに、学校あるいは教職員とどのような協同をすべきか、またできるかを整理してみた。

(1) 本館（展示室・体験館・古墳群等）における学習内容に関する情報提供

まずは本館のことを知ってもらわなくてはならない。施設や展示・活動内容に関する基礎的な情報から、学習実践例（計画やワークシートなど）を提供する。そこで、教職員との協同で「利用の手引き」を作成することにした。詳細は、次項5で述べる。

(2) 学校における学習と博物館における学びの違いを認識してもらおう工夫

学校と博物館の学びの比較に関する研究は、まだまだ少ない。それでも、国立民族学博物館の報告⁴⁾をはじめ、各施設や機関で研究が広がりつつある。これらに共通する課題が、学校教職員と博物館職員の認識の違いであろう。今田⁵⁾によると次のように整理される。

- 学校教職員は博物館を、「調べ学習の場」ととらえ、それに適したわかりやすい解説や表示を求める。
- 博物館職員はモノを感性で感じてほしいと考え、メディアに頼りすぎず、展示資料をじっくりと観察することを求める。

今田は、博物館のよさを生かすためには、調べ学習とその発表でない学習形態をとりながら、博物館独自の学びであるモノを感性で感じるという方法が有効であると考え、いくつかの提案をしている。本館でも、本館独自の学びを生かすプログラムを開発していく。「利用の手引き」では、そのいくつかを紹介しているが、検証はまだこれからである。

さらに問題なのは、博物館独自の学びの有効性やプログラムを、いかにして学校の教職員に認識してもらい、活用してもらうかである。本館では、以下の方法でアプローチしていきたいと考えている。

- 本館ならではの学びを生かしたプログラムや実践例を、学校教職員と協同で開発する。ただし、まずは博物館教育に興味をもつ教職員個人や教科研究会などを中心に連携する。プログラム開発のみならず、連携している教職員を通して、他の教職員への働きかけを地道に進める。
- 博物館ならではの学びの有効性を検証し、その成果や課題を、学校教職員の研修会（行政主催、学校主催を問わず）で取り上げていただくよう積極的に働きかける。

5 2006年度の協同・・・「利用の手引きをつくる」

基礎的な情報として、以下の原稿は学芸員が作成した。ただし、前述3の方法で得た情報を参考にして、教職員が必要とする内容を取り入れるようにした。

- 施設や展示・体験活動の紹介（内容や時間のめやすなど）
- 博物館ならではの学びに関する提案
 - ・じっくり見る、感覚を研ぎ澄ます、やってみる、かんがえてみる、表現する
 - ・観察させたり、考えさせるためのワークシート例

学校で活用する実践例については、2006年度の利用団体から選んだ。見学の視点を明確に指導し、単なる見学や調べ学習にとどまらずに、子ども自身の感性や疑問を振り返らせ、事後につなげていく活動をされた教諭に原稿執筆を依頼した（小学校6年生の国語科と総合学習、高校1年生の美術）。

中学校の社会科と総合学習は、残念ながら適切な実践がみられなかったので、教科研究会の教諭と相談しながら、学芸員が作成した。

いずれも、あらかじめ形式を決めずに各人の考えに任せた。（将来、利用しやすいように形式を統一することはありうるが、今は自由な発想を重視した。）

また、本館は考古専門の博物館である。そこで、埋蔵文化財に目を向けてもらうために、埋蔵文化財センター勤務の経験がある教職員に以下の原稿執筆を依頼した。

- 発掘調査への参加と、関連した体験活動の実践
- 学校のある地域の埋蔵文化財を調べたり、文化財保護を考えさせる実践

（本館に来館できなくても、身近な地域の埋蔵文化財に目を向けさせることで、個人での来館や、本館ホームページが提供するデータベースの活用につなげる）

さらに、バインダー形式とし、加除できるようにした。それによって、以下の利点があると考える。

- 常に新しい情報提示をする本館展示に対応できる。
- 教職員への情報提供のあり方やワークシートの内容など、検証型の開発（エヴァリュエーション）に都合がよい。
- 加除式にすることで、バインダーの存在を意識する機会が増え、教職員が閲覧する機会が増える。
- 教職員自身の実践例（計画、配布資料、事前・事後指導など）を募集し、掲載しつづけることで、実践資料の資産（データベース）化を進めることができる。

第1版は、2007年4月に県内の全小中高等学校、盲・聾・養護学校に配布する予定である。

6 おわりに

「総合的な学習の時間」の創設には、博物館をはじめ社会教育に携わる関係者の多くが期待をした。それからわずか数年、PISA調査で問われた内容と噛み合わない学力低下

論が過熱し、朝令暮改の教育改革によって学校教育は大きく翻弄されている。学校は、テストや入試で良い点数をとることのできる児童・生徒を育てるために、再びその門戸を閉ざすのであろうか。

これからの社会には、新しい「情報」を次々に産み出すことのできる人間が必要である⁶⁾。それは、幸せな人生とは何かを常に考え続けることでもある。進む道が示され、それに乗っていけばそれなりに幸せな人生をおくれた社会はもうない。にもかかわらず、人間の幸せとは何か、日本はこれからどのような社会をめざすのかについての議論はほとんどされていない。人間は、自分自身・他者・自然や崇高なもの・社会との豊かな関わりの中で、自己をみつめ、将来の物語を描いていくことができるようになる。それは、子どもも大人も同じである。

西都原考古博物館は、「過去を見つめてはじめて今日を知り、未来を見通すことができることを知る⁷⁾。」ことのできる博物館をめざしている。南九州の人々の歩みをたどり、人々の思いに自分自身を重ねていく中で、自分の物語を描くきっかけづくりを期待している。そのような、博物館ならではの学びを、学校の先生たちと協同で工夫していきたい。

【註】

- 1) 今回は宮崎県内の学校が教育課程として利用した場合のみを集計し、休日に実施した学級レクリエーションや家庭教育学級等での利用は含めていない。また、2005年度のデータをグラフ化しているが、2004年度、2006年度とも大きな違いはみられない。
- 2) 宮崎大学農学部附属農業博物館、2003、「宮崎県内の大学および博物館等と学校との教育連携・支援に関する調査—総合的な学習の時間を中心として—」
- 3) 本館が所在する西都市を含む1市5町1村から、10～20名の中学校社会科教師が参加する勉強会。アンケートは、2006年10月に実施。
- 4) 国立民族学博物館、2001、「学校教育における博物館の利用方法をめぐって」
- 5) 今田晃一、2005、「国立民族学博物館ハンズ・オン「ものの広場」を活用した学習プログラムの開発と実践(理論編)—博物館展示資料への材料からのアプローチ—」『国立民族博物館を活用した異文化理解教育のプログラム開発(国立民族学博物館調査報告56)』、p126～127
- 6) 小笠原喜康、2005、「議論のウソ」、講談社現代新書、p195
- 7) 宮崎県立西都原考古博物館コンセプトブック、2004

古代生活体験館の常設講座

鳥原 孝仙

1 はじめに

西都原考古博物館（以下、「考古博」と記す。）には、1997（平成9）年に考古博に先行して開館した西都原古代生活体験館（以下、「体験館」と記す。）がある。体験館は、特別史跡西都原古墳群保存整備事業の一環として、西都原古墳群の活用促進と地域活性化を図るため、国の大規模遺跡整備事業（通称：歴史ロマン再生事業）による補助を受けて建設され、宮崎県総合博物館の構成施設の一つとして開館した。古代の生活を実体験することができる常設の施設としては、全国で初めての施設であった。

古代の人々の生活を楽しみながら体験することで、豊かな自然と共存してきた時代の人々の生活や知恵に触れ、また、技術を体験学習することにより、現代の我々の生活に結びつけるという主旨により運営されている。また、古墳群に関する興味や関心を喚起し、その価値を認識し、保存についての意識を高揚させる目的を持たせている。

具体的には、①自然界と共存することを学ぶ場にする ②古代人から知恵と工夫を学ぶ場にする ③道具利用の技術・能力を高める場にする ④西都原古墳群について学ぶ場にする等である。例えば、①は食材探検や道具製作 ②は工夫・アイデアや根気・ねばり、挑戦・やる気や集団生活 ③はナイフ使用法・火の扱い・料理法 ④は文化財愛護精神や考古学への関心の高揚などがあげられる。

建物は、国指定重要文化財「埴輪子持家」をモチーフにし、花卉状住居をあしらった「セミナー棟」と、切妻型の屋根を持つ「古代構法棟」からなり、回廊で結ばれている。木造建築で県産の杉や檜を使用し、釘などを極力使わない工法で建設された。セミナー棟には、大型プロジェクターが設置されているセミナーホール（座席数50名）があり、常設講座の紹介や西都原古墳群の紹介を行っている。2棟合わせて体験製作室は4室で、「たかどり」（座席数32名）、「ひとつせ」（座席数32名）、「おさほ」（座席数18名）、「めさほ」（座席数15名）と名付けている。

2 体験館の常設講座

体験館の常設講座は、開館日であればいつでも体験できる。10名以上は団体扱いとし事前の予約を要するが、一般の家族やグループ・個人などは、事前予約なしで当日の申し込みで体験が出来る（常設講座の内容によっては予約の必ず必要なものもある）。材料費として実費を徴収するが、金額は、子どもの小遣いでもできる程度に設定している（10円から300円）。また、忙しい現代人の時間感覚に合わせ、ほとんどの講座を3時間以内の体験製作時間で実施しているため、材料の調達や下準備は、体験館職員と運営支援業務を受託しているNPO法人「宮崎文化本舗」が行い、製作には文明の利器をある程度使用

する。古代生活体験の導入的性格が強いので、考古学的な解説は基本的な事項のみとし、製作を通して古代人の生活に思いをはせることをねらいとする。常設講座を体験した人々のリピーターの利用を確保したいというねらいもある。また、常設講座の他に、考古博の年間行事としての講座として、より詳しい考古学的解説や実験的要素を含めた体験講座も実施している。常設講座をより深めて、考古学の学問的立場から検証したり、古代人と同じ手法・道具で製作する講座である。これは、時に常設講座として導入する前の試行として、新講座を実験的に実施するというねらいも持っている。2006年度は、「貝輪づくり」「カラー勾玉づくり」「大型縄文土器づくり」の3講座を実施した。

3 指導上の課題

常設講座の内容を説明しながら、現在の指導上の課題を考えてみたい。

①埴輪・土器・土偶・土面・土鈴・土笛（材料：1kg粘土、製作時間：2時間）

粘土を使う講座では、土器作りがもっとも学習効果の期待が大きい。製作方法の説明の前に、縄文時代の土器の器形を表すパネルを4枚と、弥生時代の土器の器形を表すパネルを4枚掲示し、製作する土器の全体像をイメージした後に製作に入る。ここで製作指導上留意することは、小学生等の子どもは粘土に対する目線が下方から入りやすいため作りにくい(机・椅子を使用している)。なるべく腰の位置かそれより下の位置に粘土を置き、上方からのぞき込むような位置で製作した方が作りやすいようである。

次に学習効果の期待が大きいものに埴輪がある。埴輪は人物埴輪を中心に製作しているが、本県出土の人物埴輪は数が極めて少ない。そこで、今後は西都原出土の舟形埴輪を4分の1のスケールで製作することになっている。西都原出土の埴輪を作ることで古墳群の保存整備や文化財愛護の意識高揚につながることを期待している。その他、粘土の体験種目としては、土偶・土面・土鈴・土笛などを製作することが出来る。

②打製石器・磨製石器（材料：黒曜石・赤色頁岩、製作時間：1時間）

打製石器の石材は黒曜石を使用し、鹿の角を用いた押圧剥離技法により石鏃や石槍を製作する。対象は中学生以上とし、ゴーグルと手袋を使用する。磨製石器は本県北西部の西米良村にて採集された赤色頁岩を使い石包丁などを製作する。これは体験者から、小学生等の低年齢でも可能な石器製作のニーズがあったため考案したものである。材料の採集地である西米良村は、県内遺跡から出土する石器の石材採取地として認知されている。

③勾玉・牙玉・丸玉・自由玉（材料：滑石、製作時間：30分～2時間30分）

玉類の製作は、体験館利用者の80%を占める人気講座である。材料は滑石を使用しているが、西都原でも滑石製の勾玉が出土していることから材料に選択した。勾玉の大きさは大・中・小の3種類がある。勾玉(小)は、材料が平面3cm四方で厚みが1cmである。小学生低学年向きとして、昨年度から試行的に導入した。製作時間が45分と短く、人気の高い種目となった。しかし、体験者の感想を聞くと、他の勾玉の材料と比べて小さいものの厚みがあり、曲線部の曲がり急なこと、逆に子どもには製作を困難にしている

との声が寄せられた。年齢の低い体験者には小さければよいというものではなく、年齢に応じた大きさを検討する必要があるとの意見から、現在では、勾玉（中）が小学生全般に適しているのではないかと考えている。

勾玉とは異なるが、小学生や未就学児の道具活用能力向上に主眼を置いた体験種目が自由玉である。材料は平面3cm四方で厚みは7mmとなっており、自分で好きな形に工作出来る種目である。工具は他の種目と同じものを使用する。

小学生高学年以上が対象の勾玉（中）は、材料が平面5cm×3cmで厚みが1cmである。学校団体利用の種目としては、時間・材料の加工しやすさ等、適した大きさである。

中学生以上が対象の勾玉（大）は、材料が平面5cm×3cmで厚みは1.5cmである。厚みが増すほど曲線部の製作が増え、より時間を要する。

牙玉は平面7cm×3cmで厚みは1cmである。勾玉は、イノシシの牙がその由来の一つであることから牙玉を考案した。

丸玉は一辺1.5cmの立方体を材料とする。丸玉以外は、はじめに材料をのこぎりでカットし、下絵に沿って棒状やすり（丸面・平面）で成形し、最後は耐水ペーパーで磨きをかける。この製作過程では、当初砥石を使っていたが、利用者が多くなり支障が出始めたためより作業効率の良い棒状やすりを使用している。このことにはあらわれるが、利用者を受け入れることと考古学の体験学習の目的を成就させることが、現在の体験館の最大の検討課題である。全体の運営方法や個々の常設講座の内容を吟味して、今後に向けた体験館の在り方を検討しているところである。

④骨器釣り針・骨器縫い針・骨ペンダント（材料：骨、製作時間：1時間～1日）

常設講座として実施しているが、釣り針や縫い針は時間がかかるため、夏休み等に実施している。常設講座よりも参加者募集の体験講座向きである。

骨ペンダントは、骨角器に親しむことを目的にした講座で、製作時間を考慮し、装飾古墳の壁画を参考にしながら骨片に絵を描く講座である。

⑤楽器横笛・楽器パンフルート（材料：女竹、製作時間：1時間～2時間）

考古学的要素より道具の利活用能力の向上という観点からの講座で、小学生に人気の高い講座である。親子でじっくり作る体験活動には適していると思われるが、考古学との関連性は薄い。8本の竹を使うパンフルートと、1本の竹を使う横笛の2種類がある。

⑥縄文機織り（材料：麻糸・木綿糸、製作時間：2時間）

織物の講座として、アンギン織りによるコースター作りを実施している。織物は、現代の人々の身近な物であるが、今日では家庭でも既製服がほとんどであるため、編み物というイメージは薄い。縄文時代から使われている機織りの技術や織物を、手作りで行う布作りの体験活動は、古代人の技術や知恵を学ぶためには格好のプログラムと思われる。

⑦蜻蛉玉（材料：ガラス棒、製作時間：30分～2時間）

ガラスを溶かして鉄心に巻き付け玉にする。実施日を限定したプログラムとして定着している。ただ、炎を使うため危険性が伴い、対象年齢を中学生以上としている。

⑧古代食（材料：食材は体験者持ち込み、製作時間：4時間以上）

古代食づくりは、特に珍しい講座で11月から4月まで実施する。古代の食材を揃えることは難しいが、調理法を体験する講座として行っている。

古代クッキー作りは、職員が採集して粉に精製したどんぐりを使用し、焼いた石皿の上で焼き上げる。

土器を使った煮炊きの講座では、体験館で製作した器高50cmの土器と薪を用いる。特にイノシシ肉を用いた縄文汁が人気である。

古代米の赤米・黒米・緑米を用いた古代炊飯は白米との食べ比べが出来る。考古博では、展示している縄文土器・弥生土器・土師器の甕を煮炊きに使用したことを説明しているが、そのことを実証する講座にもなるため、利用者の興味関心は高い。

煮炊きを使うには、土器製作時に器壁を十分に叩き締めていなければ、火にかけた際に割れてしまうので、遺跡から出土する実物の土器も叩き締めているものと思われる。

薫製作りは古代食の中では新しい講座で、縄文時代早期の遺構として発掘される連結土抗を体験館の敷地に構築して、その中でじっくり燻す。6時間ほどで美味しい薫製ができあがる。また、縄文時代早期に特徴的な集石遺構による石蒸し料理も、体験館敷地内に復元した集石により行っている。

⑨火おこし（道具：石・弓・杉板・心棒・杉の葉、体験時間：30分～1時間）

弓鑽法を実施している。舞鑽法や揉鑽法も行えるが、弓鑽法は、押さえ石、回転心棒、絡める弓、受ける杉板（V字にカットを入れ心棒の先を受ける窪みをつけたもの）、火の粉を受ける板からなる。学校団体の体験学習では、3人1組で行うため取り組みやすい。初めに道具を見せ、その利用法を考えさせ、チャレンジさせてから正しい道具の使い方を説明すると体験学習の効果があがる。

⑩土器焼き（野焼き・雲南焼き）

野焼きは体験館敷地内の野焼き場を使用する。雲南焼きは大量の粘土を使うため事前の準備が必要である。

以上が常設講座であるが、今後これらを考古学的な講座として、また、考古博との連携の中で体験学習できる施設として、さらに工夫・改善していく必要がある。

4 おわりに

目的意識の明確な団体利用は、体験学習のねらいが伝わり易く、体験者も学習意欲や関心が高いため、体験の成果が現れやすい。しかし、体験者の全体の4割を占める個人利用者は、リピーターを確保している反面、考古学的なねらいに基づく体験学習の意欲に乏しいため、活動の中で関心を引き出す指導が必要となる。そこには、単に物作りの体験活動のみではなく、あくまで考古学に立脚した指導内容や指導方法の工夫が求められる。実際に体験活動を指導する職員だけでなく、受付で常設講座を紹介しながら体験希望者と相談を行う職員や、電話等による事前の団体予約時の職員の常設講座の説明、また、配布資料

の中での体験館や常設講座の内容説明に明確な記述が必要となってくるのは言うまでもない。体験館のねらいを十分果たすには、職員の意識の高揚と指導法の工夫、利用者との事前打ち合わせの充実が切に望まれる。

宮崎県立西都原考古博物館研究紀要 第3号執筆者紹介 (五十音順)

高橋由香	<i>TAKAHASHI Yuka</i>
宮崎県立西都原考古博物館 整理専門員	
竹中正巳	<i>TAKENAKA Masami</i>
鹿児島女子短期大学 助教授	
鳥原孝仙	<i>TORIHARA Takanori</i>
宮崎県立西都原考古博物館 学芸普及担当 主査	
東憲章	<i>HIGASHI Noriaki</i>
宮崎県立西都原考古博物館 学芸普及担当 主査	
日高敬子	<i>HIDAKA Keiko</i>
宮崎県立西都原考古博物館 整理専門員	
北郷泰道	<i>HONGO Hiromichi</i>
宮崎県立西都原考古博物館 学芸普及担当 主幹	
籾木郁朗	<i>MOMIKI Ikuro</i>
宮崎県立西都原考古博物館 学芸普及担当 主査	
渡部誠一郎	<i>WATANABE Seiichiro</i>
宮崎県立西都原考古博物館 学芸普及担当 副主幹	

宮崎県立西都原考古博物館研究紀要 執筆要項（投稿規定）

1 執筆者

宮崎県立西都原考古博物館職員及び共同研究者とする。当館からの依頼原稿についてはこの限りではない。

2 執筆内容

- ①研究論文：掲載30頁以内
- ②研究ノート：掲載16頁以内
- ③調査報告：掲載30頁以内
- ④研究動向：掲載10頁以内
- ⑤資料紹介：掲載8頁以内
- ⑥その他、編集担当者が適当と認めたもの

3 原稿

(1) 締切

- ・1月末日とする。

(2) 提出

- ・原則としてFD（フロッピーディスク）とし、プリントアウト原稿を添付し、使用したソフト名を明記すること。
- ・図、表、写真は、本文とは別に作成し、拡大率・挿入位置を明記する。

4 執筆要項

(1) 体裁

- ・A4版、横組、40字×36行、MS明朝体基本
- ・版面（図、表、写真）はキャプションを含め縦24.5cm、横16.5cm

(2) 表記

- ・文字は、資料的なもの以外は原則として、現代仮名遣いで新字体とする。
- ・度量衡単位は、cm、kg、m³のように記号を、数量は算用数字（半角）を使用する。
- ・年号は原則として西暦で表記し、和年号が必要な場合は（ ）で併記する。

例：2006（平成18）年

(3) 註、引用、参考文献

- ・本文末尾に一括記載する。
- ・註は、右肩付き終わり小括弧で表記する。

例：□□¹⁾

註 1) ○○○○

2) ○○○○

- ・引用、参考文献は、著者名、発行年、「論文名」、『書名』、巻号数、発行所、頁数を明記する。

(4) その他

- ・別刷が必要な場合は、執筆者負担とする。
- ・PDFファイルを作成する。（配布用にプリント可能）

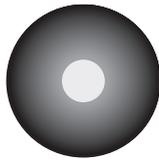
宮崎県立西都原考古博物館
研究紀要
第3号

BULLETIN Saitobaru Archaeological Museum of Miyazaki Prefecture
Vol. 3

2007年3月31日

編集・発行： 宮崎県立西都原考古博物館
〒881-0005 宮崎県西都市大字三宅字西都原西5670番
TEL：0983-41-0041 FAX：0983-41-0051

印刷： 有限会社 富士写真印刷
〒880-0212 宮崎県宮崎市佐土原町下那珂浮橋7418-2
TEL：0985-74-2179 FAX：0985-74-3066



Saitobaru Archaeological Museum
of Miyazaki Prefecture

